

島根総合発展計画 (案)

平成20年2月

島根県総合開発審議会

目次

| | |
|---------------------|----|
| 基本構想 | 1 |
| 第1章 計画の基本的考え方 | 1 |
| 1．計画策定の趣旨 | 1 |
| 2．計画の性格 | 1 |
| 3．計画の構成と期間 | 2 |
| 第2章 島根を取り巻く情勢 | 4 |
| 1．時代の潮流 | 4 |
| 2．島根の現状と課題 | 12 |
| 第3章 将来像と基本目標 | 25 |
| 第4章 取組みの方向 | 30 |
| 1．政策推進の方向 | 30 |
| 2．計画の推進に向けた県の基本姿勢 | 33 |
| 第5章 地域づくりの方向 | 34 |
| 1．東西エリア別の発展方向 | 35 |
| 2．圏域別の発展方向 | 40 |
| 3．中山間地域における方向性 | 63 |
| 政策・施策体系 | 68 |
| 実施計画 | 71 |
| 政策 | 73 |
| ・活力あるしまね | 74 |
| 1．ものづくり・IT産業の振興 | 74 |
| 2．自然が育む資源を活かした産業の振興 | 76 |
| 3．観光の振興 | 78 |
| 4．中小企業の振興 | 80 |
| 5．雇用・定住の促進 | 82 |
| 6．産業基盤の維持・整備 | 84 |
| ・安心して暮らせるしまね | 86 |
| 1．安全対策の推進 | 86 |
| 2．健康づくりと福祉の充実 | 88 |
| 3．医療の確保 | 90 |
| 4．子育て支援の充実 | 92 |
| 5．生活基盤の維持・確保 | 94 |
| ・心豊かなしまね | 96 |
| 1．教育の充実 | 96 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 2 . 多彩な県民活動の推進 | 98 |
| 3 . 人権の尊重と相互理解の推進 | 100 |
| 4 . 自然環境、文化・歴史の保全と活用 | 102 |
| 施策 ----- | 105 |
| ・ 活力あるしまね ----- | 107 |
| - 1 - 1 県内企業の経営・技術革新の支援 | 108 |
| - 1 - 2 ソフト系IT産業の振興 | 110 |
| - 1 - 3 新産業・新事業の創出 | 112 |
| - 1 - 4 企業誘致の推進 | 114 |
| - 2 - 1 売れる農林水産品・加工品づくり | 116 |
| - 2 - 2 県産品の販路開拓・拡大の支援 | 120 |
| - 2 - 3 農林水産業の担い手の確保・育成 | 122 |
| - 3 - 1 広域観光の推進 | 124 |
| - 3 - 2 観光交流ビジネス化の支援 | 126 |
| - 4 - 1 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進 | 128 |
| - 4 - 2 経営安定化の支援 | 130 |
| - 4 - 3 商業の振興 | 132 |
| - 5 - 1 産業人材の育成 | 134 |
| - 5 - 2 雇用・就業の促進 | 136 |
| - 5 - 3 就業環境の整備 | 138 |
| - 5 - 4 U・Iターンの促進 | 140 |
| - 6 - 1 情報通信基盤の整備促進 | 142 |
| - 6 - 2 高速道路網の整備 | 144 |
| - 6 - 3 航空路線の維持・充実 | 146 |
| - 6 - 4 空港・港湾の維持・整備 | 148 |
| ・ 安心して暮らせるしまね ----- | 151 |
| - 1 - 1 危機管理体制の充実・強化 | 152 |
| - 1 - 2 消防防災対策の推進 | 154 |
| - 1 - 3 原子力安全・防災対策の充実 | 156 |
| - 1 - 4 治安対策の推進 | 158 |
| - 1 - 5 交通安全対策の推進 | 160 |
| - 1 - 6 消費者対策の推進 | 162 |
| - 1 - 7 災害に強い県土づくり | 164 |
| - 1 - 8 食の安全の確保 | 166 |
| - 2 - 1 健康づくりの推進 | 168 |
| - 2 - 2 地域福祉の推進 | 170 |
| - 2 - 3 高齢者福祉の推進 | 172 |
| - 2 - 4 障害者の自立支援 | 174 |
| - 2 - 5 生活衛生の充実 | 176 |

| | | |
|---------|-----------------------|-----|
| - 2 - 6 | 生活援護の確保 | 178 |
| - 3 - 1 | 医療機能の確保 | 180 |
| - 3 - 2 | 県立病院における良質な医療提供 | 182 |
| - 3 - 3 | 医療従事者の養成・確保 | 184 |
| - 4 - 1 | 子育て環境の充実 | 186 |
| - 4 - 2 | 子育て福祉の充実 | 188 |
| - 4 - 3 | 母子保健の推進 | 190 |
| - 5 - 1 | 道路網の整備と維持管理 | 192 |
| - 5 - 2 | 地域生活交通の確保 | 194 |
| - 5 - 3 | IT活用の推進 | 196 |
| - 5 - 4 | 都市・農山漁村空間の保全・整備 | 198 |
| - 5 - 5 | 居住環境づくり | 200 |
| - 5 - 6 | 地域コミュニティの維持・再生 | 202 |
| ・ | 心豊かなしまね ----- | 205 |
| - 1 - 1 | 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 | 206 |
| - 1 - 2 | 発達段階に応じた教育の振興 | 208 |
| - 1 - 3 | 青少年の健全な育成の推進 | 212 |
| - 1 - 4 | 高等教育の充実 | 214 |
| - 2 - 1 | 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 | 216 |
| - 2 - 2 | スポーツの振興 | 218 |
| - 2 - 3 | 芸術・文化の振興 | 220 |
| - 3 - 1 | 人権施策の推進 | 222 |
| - 3 - 2 | 男女共同参画の推進 | 224 |
| - 3 - 3 | 国際化と多文化共生の推進 | 226 |
| - 4 - 1 | 多様な自然の保全 | 228 |
| - 4 - 2 | 自然とのふれあいの推進 | 230 |
| - 4 - 3 | 景観の保全と創造 | 232 |
| - 4 - 4 | 文化財の保存・継承と活用 | 234 |
| - 4 - 5 | 環境保全の推進 | 236 |
| | 計画の推進に向けた県の基本姿勢 ----- | 239 |
| 1 | 県民の総力を結集できる行政の推進 | 240 |
| 2 | 市町村とのパートナーシップの構築 | 241 |
| 3 | 財政健全化に向けた改革の推進 | 242 |
| 4 | 迅速に活動できる組織の運営 | 243 |
| 5 | 政策推進システムの充実 | 244 |

基 本 構 想

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

島根は、若者の県外流出による人口減少や少子高齢化が進行し、地域活力の減退が懸念されています。県内の産業活動は総じて長期低迷傾向が続いており、また、山林や農地の維持が困難な集落が各地に存在するなど厳しい状況にあります。

しかし、内外の経済環境、社会変化を踏まえると、各地域が特色を發揮し、将来へ飛躍するチャンスでもあります。

島根には、美しく豊かな自然、古き良き文化・伝統、温もりのある人間関係、ゆとりのある生活環境など、県民が愛着をもって育んできたものが数多く残されています。それぞれの地域の特色ある資源や、高度な技術が支える独自の産業、さらには新たな産業の芽吹きがあります。

また、成熟化した社会を迎え、人々の価値観は変化しています。大都市においては、喧噪を離れて自然の中で働きたい、子育てがしたい、と思う人々が増えています。これは、島根の存在価値を再評価し、この地域を守り、発展させる必要性に対し、国民が共感し賛同する動きにつながるものです。

従来は弱みであったものが強みに変わる時代が訪れようとしています。このような時代の大きな転換期に当たり、社会経済の変化を見据えながら、県民一人ひとりが誇りと自信を持ち、総力を結集して活力に満ちた島根を築いていくための指針となる「島根総合発展計画」を策定します。

2. 計画の性格

この計画は、島根の中長期的な展望を示した総合的な戦略プランと位置づけられるものです。政策の方向や目標を明らかにするとともに、県の行政運営の方針だけでなく、広く県民が目標を共有することができるものとしします。

また、島根の可能性と活力を最大限に引き出し、地域社会の進歩を通じて県民の福祉と地域の価値の向上を図るとともに、全体が連携し調和を図りながら総合的な発展を目指すものであり、計画の名称は、こうした計画策定の意図を端的に表現しています。

一方、島根県の財政は、非常に厳しい状況にあります。直ちに財政の健全化に取り組んでいかなければなりません。この財政改革が島根全体の活力を失わせるものであってはなりません。財政の健全化と島根の総合的な発展の両立を実現するため、この計画は、島根県財政健全化基本方針と整合性を確保するものとしします。

なお、県の各部局等において策定する分野別計画・プラン等は、この総合発展

計画と整合性を確保するものとし、すでに策定済みの計画等にあっても必要な修正等を加えることにより、一貫性のある県政運営となるよう留意します。

3. 計画の構成と期間

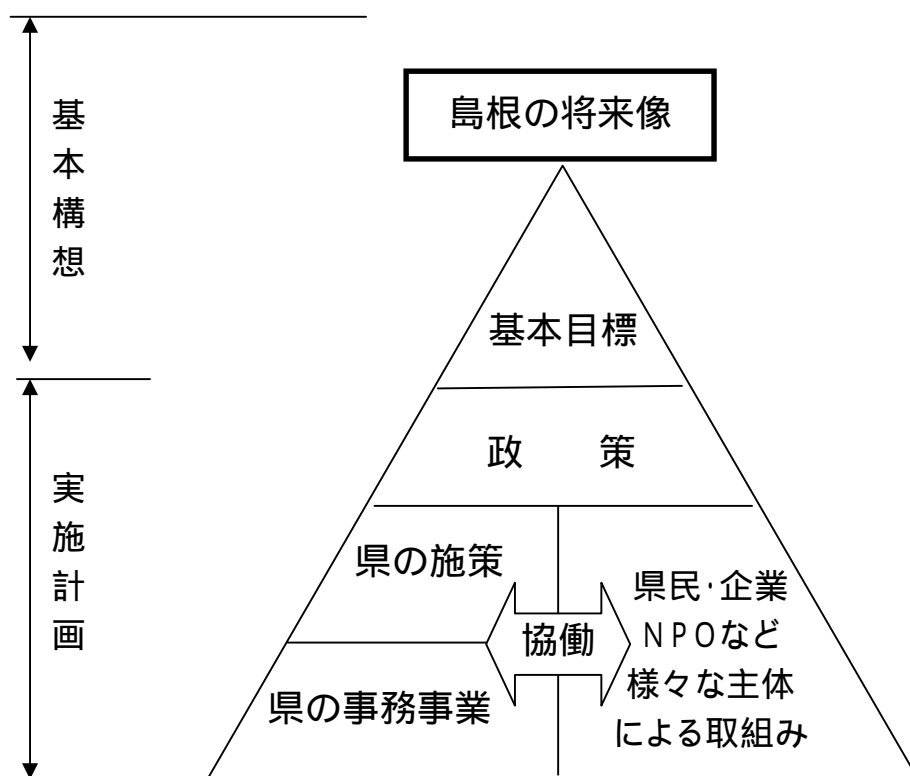
「島根総合発展計画」は、「基本構想」と「実施計画」の2層構成とします。

「基本構想」においては、目指すべき島根の将来像を明らかにし、これを実現するための基本目標と政策推進の方向を示します。この基本構想においては、概ね10年後の島根の将来像を想定しています。

「実施計画」においては、基本目標を達成するための政策・施策を体系的に示すとともに、達成すべき数値目標を設定します。実施計画で示す数値の目標年次は、財政健全化基本方針との整合性の観点から平成23年度末とします。

基本構想に示す「基本目標」及び、実施計画に示す「政策」「施策」「事務事業」は、階層構造を構成しており、それぞれ「目的と手段」の体系で整理します。

【島根総合発展計画のイメージ図】



上記イメージ図の三角形の上部にある「基本目標」と「政策」は、「島根の将来像」の実現を目指して、県民すべてが共有するものと位置づけます。

次に、その実現に向けて、県行政が取り組む具体的な方策（「県の施策」及び「県の事務事業」）を掲げるとともに、県民、企業、NPO¹ など様々な主体による協働²の取組みや、地域の活性化に向けた活動などについて紹介します。

¹ NPO：Non-Profit Organization「非営利組織」。利益の獲得・分配を目的とせず、社会の様々な課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものの利益の増進のために活動する組織・団体。NPOの中で「特定非営利活動促進法」により法人格を取得したものがNPO法人（特定非営利活動法人）

² 協働：県民、企業、NPOなどと行政が、共通の目的を達成するために、自立した対等な関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、協力して活動すること。協働により、きめ細やかな公共サービスの提供が可能となったり、県政への県民参加が進んだり、行政サービスの効率化が図られることなども期待されている。

第2章 島根を取り巻く情勢

1. 時代の潮流

(1) 全国的な人口減少・少子高齢社会の到来

我が国の人口は既に減り始めています。高齢者の割合が今後さらに高まる中で、地域の活力を維持していくための取組みがますます重要となっています。

我が国の総人口は、平成 17 (2005) 年に 1 億 2,777 万人 (2005 年国勢調査) となり、前年の推計人口を戦後初めて下回りました。

国立社会保障・人口問題研究所 (以下、人口問題研究所という。) が平成 18 (2006) 年 12 月及び平成 19 (2007) 年 5 月に発表した人口の将来推計によると、我が国の総人口は長期の減少過程に入り、2020 年代後半には全ての都道府県で人口が減少し、平成 58 (2046) 年に 1 億人を割ると予想されています。

| 「日本の将来推計人口」(H18.12 中位推計) | 総人口 (千人) | 年少人口 (0～14 歳) | 生産年齢人口 (15～64 歳) | 老年人口 (65 歳以上) |
|-------------------------------|-------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 平成 17 (2005) 年 2005 国勢調査結果 | 127,768 | 17,585 (13.8%) | 84,422 (66.1%) | 25,761 (20.2%) |
| ... | ... | ... | ... | ... |
| 平成 27 (2015) 年 | 125,430 | 14,841 (11.8%) | 76,807 (61.2%) | 33,781 (26.9%) |
| ... | ... | ... | ... | ... |
| 平成 67 (2055) 年 | 89,930 | 7,516 (8.4%) | 45,951 (51.1%) | 36,463 (40.5%) |

また、年齢 3 区分別の推計では、年少人口・生産年齢人口の数・割合とも今後減少し続けます。一方で、老年人口は平成 54 (2042) 年まで増加し、以降減少に転じますが、総人口に対する割合は一貫して上昇を続け、平成 67 (2055) 年には 40.5% に達し、国民の 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者、また、4 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者になると予想されています。

いよいよ我が国は、本格的な人口減少社会に突入し、超少子高齢社会に向かっているとと言えます。

このことは、労働力人口の減少や消費需要の減少による生産活動の縮小、税収の減少や年金・医療・福祉など社会保障費の増加、さらには、地域のコミュニティ機能の低下など、経済、暮らし、地域社会といった我が国の活動全般に様々な影響を与えるものと懸念されています。今後、我が国が人口減少下にあっても成長を続けるためには、技術革新などによる労働生産性の向上や、社会保障制度の見直しなどが不可欠であると言われてしています。

特に、地方においては、人口減少は地域の存続にも関わる問題であり、高齢化が同時進行する中でも地域の活力を維持していくためには、若者が生き生きと働き、安心して子育てができ、生涯を通じ健やかに暮らせる社会づくりに向けた取組みが、より重要となります。

(2) 地方分権社会の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況

住民に身近な行政サービスは、できるだけ住民に身近な行政主体が担うという視点から、第二期地方分権改革に向けた検討が進められています。

平成 12 年に「地方分権一括法」が施行され、国と地方の権限面での改革が行われるとともに、いわゆる「三位一体の改革」により、国から地方への約 3 兆円の税源移譲が実施されました。また、「地方分権改革推進法」が平成 18 年 12 月に成立し、国においては地方分権改革推進委員会が発足し、平成 19 年 11 月に「中間的な取りまとめ」が策定されるなど、第二期地方分権改革に向けた流れが加速しています。今後は、地方分権改革推進委員会における勧告などを経て、政府は平成 22 年春までに「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を国会に提出することを目指しています。

また、全国各地で市町村合併が進みました。平成 11 年 3 月 31 日時点では全国に 3,232 の市町村がありましたが、平成 19 年 3 月 31 日時点では 1,804 市町村となり 4 割以上減少しました。

平成 18 年 2 月に出された第 28 次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」においては、「道州制の導入が適当」との方向性が示され、国や全国知事会などにおいても道州制の議論が本格化しています。

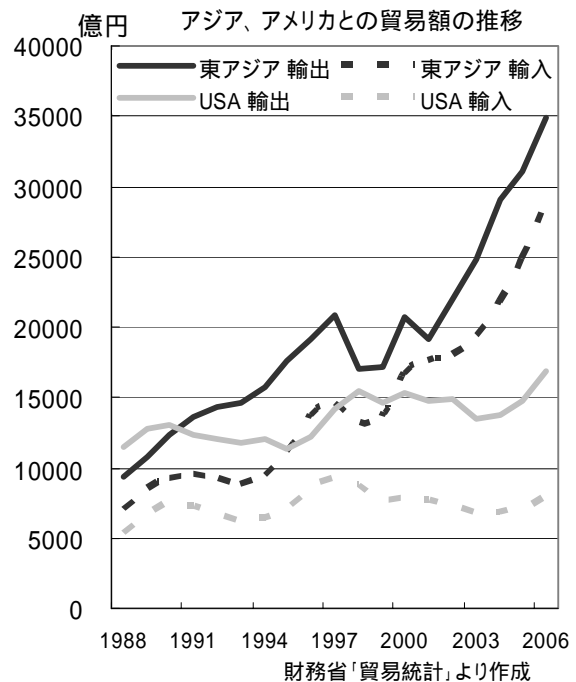
一方で、地方財政に関しては、国・地方ともに厳しい財政状況にある中で、近年、地方交付税の大幅な削減や、地方間の税源の偏在などにより、財政力格差が拡大しており、大きな課題となっています。このため、平成 20 年度政府予算案においては、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、地方間の税源の偏在の大きい法人事業税の一部を国税として徴収し、譲与税として人口や従業員数に応じて再配分する方策が盛り込まれました。

(3) 経済のグローバル化

世界的な規模でグローバル化が進展し、我が国では特に東アジア地域との結びつきが深まっています。

世界的な規模で、資本・労働力の移動が増大し、国同士や地域間の経済的な結びつきが深まるグローバル化が急速に進展しています。これに伴い、企業は、世界市場を視野に入れた経営展開を余儀なくされています。安価な衣料品や食料品の輸入、海外への生産拠点の流出による国内産業の空洞化等、ITの飛躍的な発展とも相まって、私たちの生活もグローバル化の影響を強く受けています。特に、アメリカに代わって日本の最大の貿易相手先となった東アジア地域は、経済成長が著しく、これらの国々との経済的な結びつきを深めることによって、日本の経済成長力が強化されることが期待されています。

グローバル化に対応するため、EPA³の取組み強化や観光立国・航空自由化の推進等、経済のオープン化を進める政策がとられる一方、農業分野における担い手への施策の集中化を図るなどの構造改革も行われています。



(4) 情報化・科学技術の進展

IT、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなど、多様な技術革新を幅広い分野に浸透させる取組みが経済の成長力強化につながっています。

家庭内へのパソコンの普及などに伴いインターネットの利用も浸透してきており、近年は、音楽や動画等の大容量のデジタルコンテンツ⁴を利用することができる光ファイバー網も普及してきています。さらに、携帯電話をはじめとする携帯情報通信端末は、一層小型化・軽量化されるとともに、無線通信技術の発達等により、

³ EPA : Economic Partnership Agreement 「経済連携協定」、関税等の貿易上の障壁を取り除くだけでなく、投資や労働等の様々な分野において連携を一層強化しようとする協定

⁴ デジタルコンテンツ：インターネットを通じて提供される文字、写真、音楽、ビデオなどの情報

カメラ、ゲーム、テレビ電話、音楽再生、決済、テレビ受信など、多機能化が進んでいます。テレビやビデオ等、私たちが生活する上で必要な家電製品もデジタル化が進んでいます。

また、新たな個人の情報発信手段としてブログ⁵や SNS⁶などの利用がここ数年で急速に拡大しているほか、インターネットによる通信販売やオークション、オンラインゲーム⁷などが急速に普及してきています。

このように IT の急速な進展は、私たちの経済活動やライフスタイルに大きな影響を与えるようになっていきます。

一方、企業、特にサービス産業における生産性水準を高めるため、中小企業を中心に IT 化の基盤の整備を促進するための取組みが行われています。また、電子政府の実現やテレワーク⁸の推進などに取り組むとともに、IT 社会を支える人材の育成など IT の一層の利活用の推進に向けた取組みも行われています。

科学技術の分野においては、経済成長の原動力となるナノテクノロジー⁹やバイオテクノロジーなどの技術革新が継続的に生み出される環境を整備するため、理工系の人材の確保や産学官の連携などの取組みが行われています。

(5) 社会保障制度の一体的な見直し

医療制度の改革や予防を重視した健康づくりの推進など、社会保障制度全体の見直しが進められています。

財政の健全化を図りつつ、本格的な人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な制度とするため、社会保障制度の一体的な見直しが進められています。

介護保険制度は、介護予防を重視した制度へと見直され、障害者施策においては、障害者の自立支援を重視した「障害者自立支援法」が施行されました。また、医療制度改革によって、高齢者医療における本人負担が見直されるとともに新たな高齢者医療制度の創設が予定されています。このように、私たちの生活の安心のよりどころとなる社会保障制度は、ここ数年で大きく変わろうとしています。

⁵ ブログ：個人やグループの情報を日記形式で提供するウェブサイト

⁶ SNS：Social Networking Service「ソーシャルネットワーキングサービス」、趣味等の情報交換の場をインターネット上で提供するサービス。多くの SNS では会員からの紹介がなければ加入できない仕組みとなっている。

⁷ オンラインゲーム：囲碁や将棋をはじめとしたインターネットを通じて行うゲーム

⁸ テレワーク：インターネットを利用した、在宅等で時間や場所にとらわれない働き方

⁹ ナノテクノロジー：カーボンナノチューブ等に代表される原子や分子のレベルで物質を制御する技術

(6) 環境問題や安全・安心への関心の高まり

地球規模で深刻化する環境問題への対応、治安対策や防災・減災対策などの安全・安心の確保に向けた取組みが重要となっています。

進行する地球の温暖化は、異常気温や台風、大雨の増加等、私たちの生活に直接影響を及ぼすようになってきています。

また、テレビやパソコン等の電気製品からポリ袋などのプラスチック製容器まで、多種多様な廃棄物は年々増加しており、私たちの生活や健康に悪影響を及ぼす危険性も指摘されています。

さらに、経済活動から生じる環境負荷が世界的規模で拡大した結果、多くの野生動物が絶滅するおそれが出てくるなど、人類の生存基盤でもある生物の生態系が危機にさらされています。

これら地球温暖化や廃棄物等の問題は、世界人口の増加や近年の途上国の経済発展に伴い、ますます深刻化するおそれがあり、地球規模で対応すべき喫緊の課題となっています。

このため、国においては、環境分野における「持続可能な社会」への転換を目指し、京都議定書¹⁰に基づく二酸化炭素削減計画の確実な達成に向けた取組みをはじめとする脱温暖化社会づくりや、3R¹¹の一層の推進による循環型社会の構築を図るとともに、環境分野における国際協力を展開しています。

このような中で、とりわけ森林は、二酸化炭素の削減に大きく役立つほか、国土の保全、水資源の涵養などを通じ、所在地域のみならず、国全体の環境保全に資する大切な資源です。地球環境保護に向けて、こうした森林が果たす役割に対し、国をあげて支援する取組みが求められています。

また、近年、大規模地震や集中豪雨による大規模水害など、私たちの生命や財産を脅かす災害が頻発しています。さらに、品質表示の偽装などに見られる倫理観や安全意識の欠如による事件・事故、インターネットや携帯電話を利用した犯罪、高齢者や子どもを狙った犯罪等、私たちの生活を不安に陥れる様々な出来事が連日のように報道されています。このため、地域や企業、団体と連携した治安対策や防災・減災対策等の取組みが推進されています。

さらに、BSE や鳥インフルエンザ、人体に有害な化学物質を含む輸入食品の問題などに対しては、供給側の検査の徹底に加え、消費者においては、食の安全に対する正しい知識や判断が求められています。

¹⁰ 京都議定書：平成9（1997）年に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議」で採択された議定書。先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定している。

¹¹ 3R：Reduce, Reuse, Recycle（リデュース、リユース、リサイクル）ごみの発生抑制、再使用、ごみの再生利用の優先順位で廃棄物の抑制を図る取組み

(7) 多様な価値観が共存する成熟社会

一人ひとりの価値観や個性を尊重する中にも、連携や調和を大切にする社会の実現が求められています。

我が国は、これまでの経済的发展により生活水準の向上が図られ、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進みました。「物の豊かさ」から「心の豊かさ」をより重視する傾向が顕著になり、豊かな自然・文化とのふれあいや田舎のゆとりある暮らしを求めたり、ボランティア・NPO による社会貢献活動に精神的な充足を求める人なども増えています。

また、IT化の進展は、ネットワークを介しての買い物、金融、医療などのサービスの享受や、時間や場所にとらわれない就業を可能にしました。大きく変化した人々の生活様式は、さらに多様化していくものと考えられます。

一方、経済、環境、文化など多様な分野において国際化が進展するとともに、外国人住民も増え、様々な価値観や異文化とふれあう機会が増えています。

一人ひとりが価値観を尊重し合い、多様な個性を育む中にも、連携や調和を大切にすることができる、真の成熟した社会の実現が求められています。

〔参考文献〕

「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)、「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)、「平成19年版 高齢社会白書」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」、「日本経済の進路と戦略」、「経済財政改革の基本方針 2007」、「21世紀環境立国戦略」、「平成16年度 年次経済財政報告」、「平成19年度 年次経済財政報告」、「平成19年版 情報通信白書」、「平成19年版 環境・循環型社会白書」、「平成18年版 循環型社会白書」、「第50回 国民生活白書」

2 . 島根の現状と課題

(1) 県土・人口・経済・地方行政等

{ 県土 }

島根は、県土の約 8 割が森林に覆われるとともに、日本海に浮かぶ隠岐諸島や長い海岸線を有するなど豊かな自然に恵まれている一方、課題も有しています。

島根県の面積は 6,707 km²で、全国第 19 位、国土の約 2 %を占めています。また、東西に約 230km と細長く、隠岐諸島を有していることから、地理的にも歴史的にも異なる特性がそれぞれの地域に存在しています。県土の約 8 割を占める森林と大小の河川、湖沼、長い海岸線など、豊かな自然に恵まれています。脆弱な土質や気象条件等から、多くの自然災害にも見舞われてきました。

また、山々が海岸線にせまっていることなどから、県土のおよそ 85%は中山間地域¹²となっており、生活や経済活動の条件などが厳しく、過疎化・高齢化の進行が極めて深刻な状況となっている集落も増えつつあります。このため、地域の内外から多様な知恵と力を結集して、耕地、森林等がもつ公益的機能や、住民生活を支える地域機能を維持していく必要があります。

一方、暖流と寒流が交わる隠岐諸島周辺や出雲・石見地域の沿岸・沖合は、魚介藻類が豊富な漁場となっています。しかし、竹島とその周辺海域は、韓国の警備隊員の常駐などにより 50 年以上にわたって不法に占拠され、漁業権などの我が国の主権が行使できない状況となっています。島根県では、平成 17 年 3 月に条例を制定し、竹島問題について啓発活動等を実施しています。政府の外交努力によって問題の平和的な解決と領土権の早期確立が図られるべきです。



¹² 中山間地域：「島根県中山間地域活性化基本条例」において島根県独自に定めた地域（過疎地域、特定農山村地域、辺地など）

〔人口〕

島根県の人口減少と高齢化は、これからも進みます。働く場を増やすなど、人口の県外流出を食い止めるための取組みが必要です。

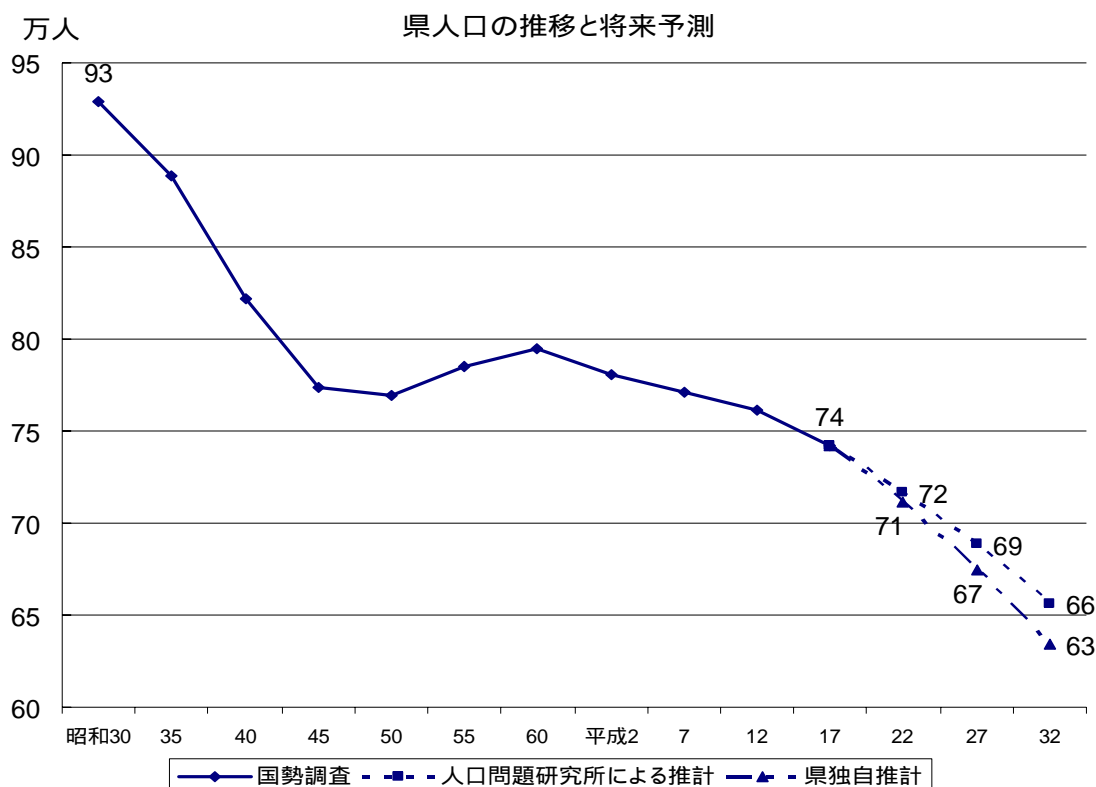
島根県の人口は、昭和30（1955）年の92万9千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、平成17（2005）年の国勢調査では74万2千人となっています。

社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いています。この社会減は近年拡大傾向にあり、特に、高校生の県内就職率が低下傾向にあるなど、若年者の県外流出が増加しています。

自然動態についてみると、平成4（1992）年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いていますが、この自然減も近年拡大傾向にあります。

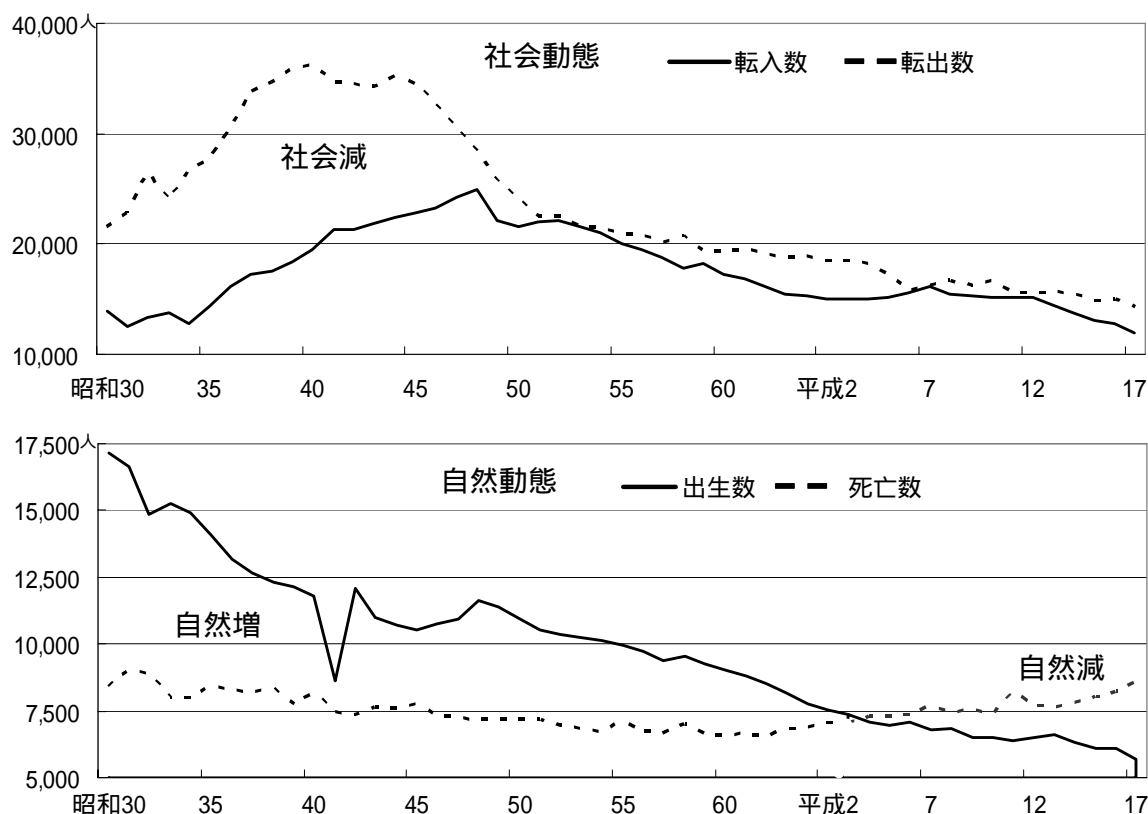
将来の人口については、人口問題研究所が平成19年5月に公表した人口推計によると、平成32（2020）年には県人口は65万6千人、65歳以上人口の割合は35%になると予測されており、人口減少と少子高齢化がさらに進行すると見込まれます。また、近年の社会減が拡大している傾向を踏まえ、県独自に行った推計では県人口は同年には63万4千人となり、さらなる人口減少も予測されます。

こうした人口減少と少子高齢化が一段と進行すると、地域の活力が著しく低下していくことが懸念されます。このため、若年層を中心とした雇用の場を創出していくこ



総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」より作成

とが急務となっています。



総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態統計」より作成

〔経済〕

島根県の経済は、公的部門への依存度が高い構造となっています。地域経済の活性化のためには、拡大する国内外の市場に向けて戦略的な経営展開を図り、民間需要が中心となる産業構造へ転換していく必要があります。

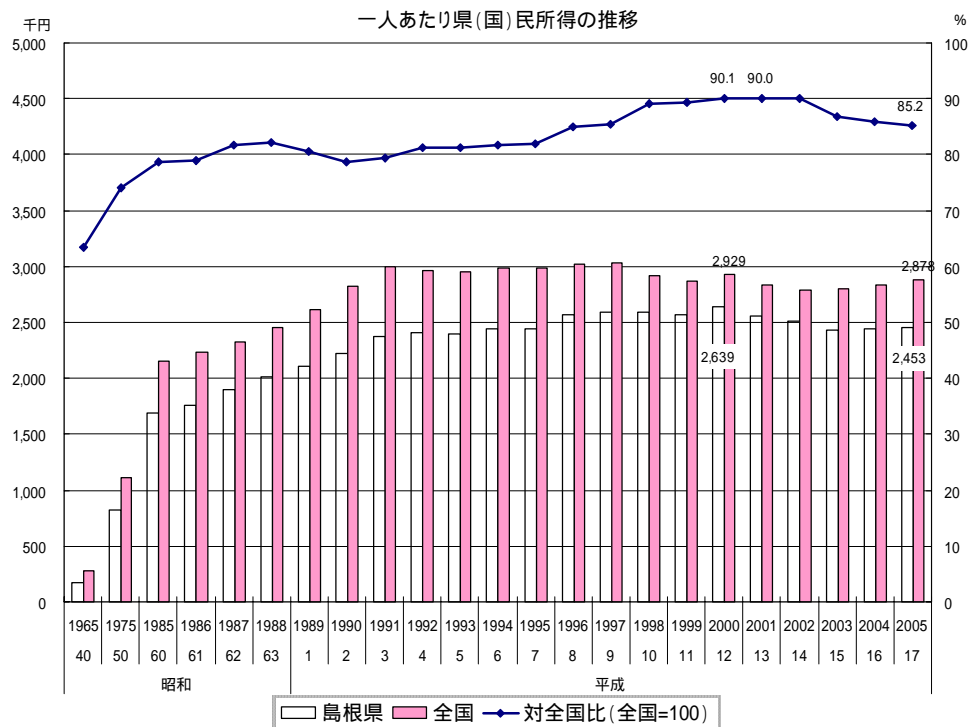
島根県の平成17年度の県内総生産は約2兆5千億円で、全国45位となっています。全国と比較すると、農林水産業、建設業、政府サービスの構成比が高くなっている一方で、製造業、卸売・小売業の構成比は低くなっています。このうち建設業については、近年の公共事業削減の影響を受けて、その生産額はピーク時（平成11年度）の約3分の2にまで減少しています。

雇用者所得に年金を加えた住民所得¹³が、どの部門の経済活動によって生じているのかについて分析してみると、公共事業や公務、年金などの公的部門から生じている割合が46.9%となっており、全国平均より約10ポイント高くなっています。

¹³ 住民所得：所得に占める公的部門の割合を分析するため、島根県独自で定義したもの。雇用者所得に年金額を加えたもので算出しており、県民所得（雇用者所得＋営業余剰とほぼ同じ概念）とは異なる。

これらの数値からも裏付けられるように、島根県の経済は公的部門への依存度が高い構造となっています。

一人あたり県民所得は、平成17年度では約245万円で、全国平均の85.2%の水準にとどまっており、全国35位です。全国平均に対する所得水準の推移をみると、平成12年度までは全国との格差が縮小傾向にありましたが、平成13年度からは拡大傾向にあり



島根県「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算」より作成

ります。これは、島根県は公的依存度が高い経済構造であり、民間需要主体の今回の景気回復の効果が十分に及んでいないことが影響していると考えられます。

今後予測される人口減少に伴って地域での消費支出が減少すること、国・地方を通じた厳しい財政状況下において今後公的支出が減少すること等による県民所得への影響額を試算すると、平成32(2020)年には平成16(2004)年と比較して、1,592~1,767億円、率にして8.8~9.7%の減少が見込まれます。

こうした厳しい経済状況が見込まれる中で、地域経済を活性化していくためには、拡大する国内外の市場に向けて、戦略的に経営展開を図っていくことが不可欠です。このような動きを助長し、積み重ねることによって、民間需要主体の産業構造へ転換していくことが急務となっています。

〔市町村合併〕

市町村合併の進展により、21市町村となりました。より機能の強化された市町村への事務・権限の移譲がますます重要となっています。

これまで59あった市町村(8市41町10村)が、いわゆる「平成の合併」を経て、平成17年10月には21市町村(8市12町1村)となりました。

地方分権が進展する中で、住民に最も身近な総合行政主体である市町村が、地方分権の主演としての基礎自治体の機能を強化していくことが重要になっています。

こうしたことを踏まえ、住民に身近な行政は基礎自治体である市町村が中心に担うという「市町村優先の原則」を基本的な考え方として、県と市町村の適切な役割分担のもと、市町村の規模・体制の差も考慮しつつ、市町村への事務・権限の移譲に積極的に取り組むことが必要です。

〔財政〕

島根県の財政は非常事態にあります。健全な財政運営ができるよう、行財政改革を推進する必要があります。

島根県の財政は、近年、県債の償還負担が高水準で推移する一方で、県税収入が低迷していることに加え、地方交付税が大幅に削減されたことにより、極めて厳しい財政状況にあります。今後も単年度で200億円台後半という多額の収支不足が見込まれ、現状のままでは3年後に基金が枯渇するという非常事態にあります。

財政健全化への道筋をつけるため、平成19年10月に「財政健全化基本方針」を決定しました。平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間として、抜本的な改革を集中して実行するとともに、集中改革期間後も定員削減の計画的な実施などによりさらに収支の改善を図り、概ね10年後において収支均衡を目指すこととしています。

(2) 産業活動

〔商工業等〕

製造業や情報産業などの分野を中心として、企業の競争力の強化、人材育成、関連企業の誘致などに取り組むことが必要です。

製造業は、事業所数・従業者数ともに減少傾向が続いているものの、出荷額・付加価値額については、平成15年を境に増加に転じ、近年は、誘致企業の工場増設が相次ぐなど、景気回復の兆しが見られます。

一方、国内製造業全体の動きは、国際的な役割分担が明確化してきている中で、高い技術力に裏打ちされた競争力のある製品を生産することに特化してきています。このような中で県内企業が生き残っていくためには、独自の技術や製品で事業展開できるよう経営力・技術力・販売力の強化を図ることがますます必要となっています。

商業は、雇用の2割、県内総生産の1割を占めていますが、都市部においては大型小売店の郊外進出や中心市街地の空洞化が進み、旧来の商店街の衰退は町の中心部の

活力を低下させています。また、中山間地域では、過疎化・高齢化を背景に商店の減少が続き、商業機能の維持が困難な地域もあります。

商店街の再生や中山間地域で安心して暮らせるサービスを整えることが課題です。

情報サービス業は、県内を拠点に全国展開を進めるソフトウェア企業もあるなど、売上高・従業者数ともに増加傾向にあります。今後さらに発展する可能性のある分野ですが、産業集積を図る上では、人材育成、関連企業の誘致などを進めていくことが必要です。

建設業は、公共事業削減の影響から非常に厳しい経営環境にあり、今後とも経営の合理化・基盤強化を図るとともに、新分野進出による経営の多角化などを進めていく必要があります。

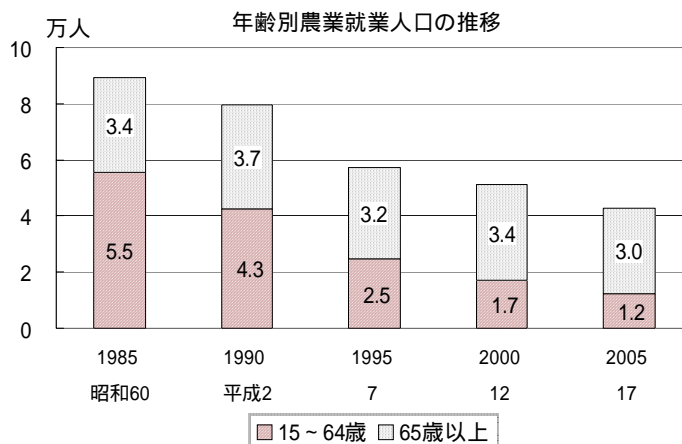
〔農林水産業〕

消費者に買ってもらえる、安全で安心な食品を安定的に供給できる収益性の高い農林水産品づくりに向けた取組みが必要です。

農林水産業では、就業者の減少や高齢化の進行、輸入農産物の増加などにより、産出額の長期的な低迷・減少傾向が続いています。

農業では、就業者の3分の2が65歳以上と高齢化が進んでいます。また、耕作放棄地も増加しており、地域農業を支える担い手の確保と地域ぐるみでの農地の維持が課題となっています。

一方、産地間競争が激化するとともに安全で安心な農産物への需要が増大しています。各地域の特色を活かした産品づくり、減農薬栽培などの環境保全型農業の推進など、消費者のニーズに的確に対応した生産体制を強化するとともに、第6次産業化¹⁴や販路拡大も進めていく必要があります。



農林水産省「農業構造動態調査報告書」より作成

林業では、中国の木材需要の増加や、木材生産国の伐採抑制対策等により外材が入りにくくなっているなかで、国産材への需要が増えつつあります。

一方、県内の利用可能な人工林資源は伐採期を迎えつつあり、県産材を安定的に生

¹⁴ 6次産業化：農畜産物の生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもの

産・流通・加工・消費する仕組みづくりが必要となっています。

水産業では、近年の資源の減少、価格の低迷、就業者の高齢化等により、経営収支の悪化や人手不足が深刻になっています。持続的な利用が可能となるよう水産資源を適切に管理するとともに、つくり育てる漁業を推進する必要があります。また、新たなブランド魚種の確立とマーケットへの販売力強化を進めていくことが求められています。

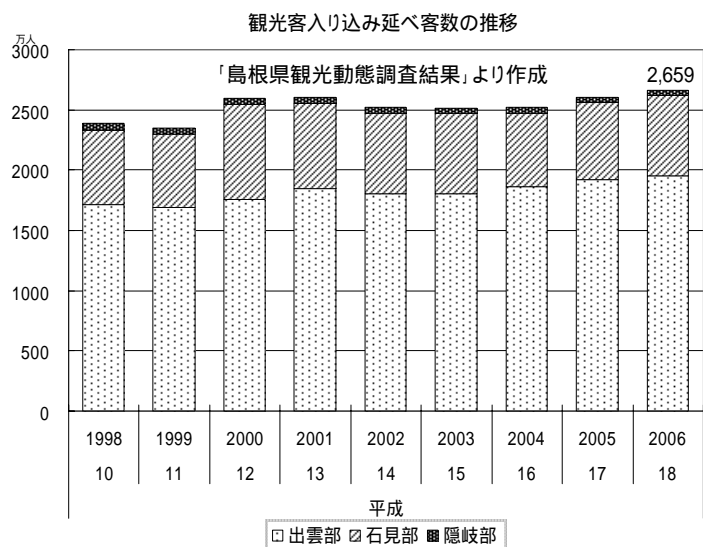
〔観光〕

島根には、優れた観光資源がたくさんあります。国内外から多くの人に訪れてもらうため、地域資源を活用した魅力ある観光商品づくりが求められています。

島根は、文化・歴史・自然・食といった優れた観光資源が豊富にあり、平成18年には約2,600万人の観光客が訪れています。

旅行形態は、団体から家族・小グループ・個人へと移行するとともに、旅行目的も体験・学習・交流など多様化しています。このため、旅行者ニーズに応じた魅力ある観光商品づくりが求められています。

国内の観光地との競争が激しくなる中、従来から集客力のある観光資源や世界遺産¹⁵に登録された石見銀山を核として、新しい周遊ルートの提案や県境を越えた広域的な連携を図ることにより、観光客の増加を図っていくことが重要です。



〔雇用〕

雇用を取り巻く状況は、改善の傾向にありますが、全国に比べると依然厳しい状況にあります。多くの若い人が県内で就職できるための取組みが必要です。

雇用を取り巻く状況は、全国・島根県ともに平成14年度を境に改善の動きが見られるものの、島根県の有効求人倍率は全国平均より低い水準にとどまっており、さら

¹⁵ 世界遺産：「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて、世界遺産リストに登録された遺産や景観、自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つものを指す。石見銀山は平成19年7月「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産登録された。

に県内においても地域間の格差が広がっている状況です。

特に、若年者においては、高い失業率、早期離職、フリーターや無業者など対応すべき課題があります。また、都会地の景気回復や団塊の世代の大量退職を背景とした県外求人の増加により新規学卒者の県内就職率が低下しています。

誘致企業等の採用枠拡大など雇用改善の兆しも見られます。産業界と教育機関・行政が連携して、新規学卒者の県内定着を促進するとともに、企業の求める産業人材の育成・確保の取組みを強化していくことが必要です。

〔基盤〕

大都市から離れ、東西に細長いといった地理的条件にある中で、産業や地域の活性化のためには、高速交通や情報ネットワークの基盤の整備が重要です。

地域経済の活性化のためには、産業活動を支え、人・物・情報などの相互交流を支える高速交通及び情報ネットワークの基盤の整備が必要です。

特に、高速道路の整備は、山陽側や全国平均と比べて大幅に遅れ、供用されている区間も途切れ途切れとなっておりネットワーク化されていません。現在、東西を結ぶ幹線道路としては、国道9号のみという状況にあるため、経済活動や救急搬送などに大きな支障をきたしています。産業振興が必要な島根にとって、県外・県内各地域との移動時間を短縮する高速道路ネットワークの整備は極めて重要であり、山陰道、中国横断自動車道尾道松江線の早期の完成が求められています。

県内の3空港は、概ね整備が完了しています。今後は、大都市圏と結ぶ路線の維持・充実を図ることにより、産業活動や観光の振興につなげていくことが重要です。

また、これからの情報通信基盤の主流と考えられているFTTHサービス¹⁶については、県内の利用可能世帯率は全国に比べて低い状況にあります。産業活動やライフスタイルに大きな影響を与えるIT環境は日々進歩しており、今後も地域の実情に応じて情報通信基盤をレベルアップしていくことが必要です。

(3) 安全・安心な生活

〔健康・介護・福祉〕

生活習慣病予防や介護予防の取組みのほか、高齢者の地域における生活の支援体制の構築や障害者の自立に向けた取組みを進める必要があります。

子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等

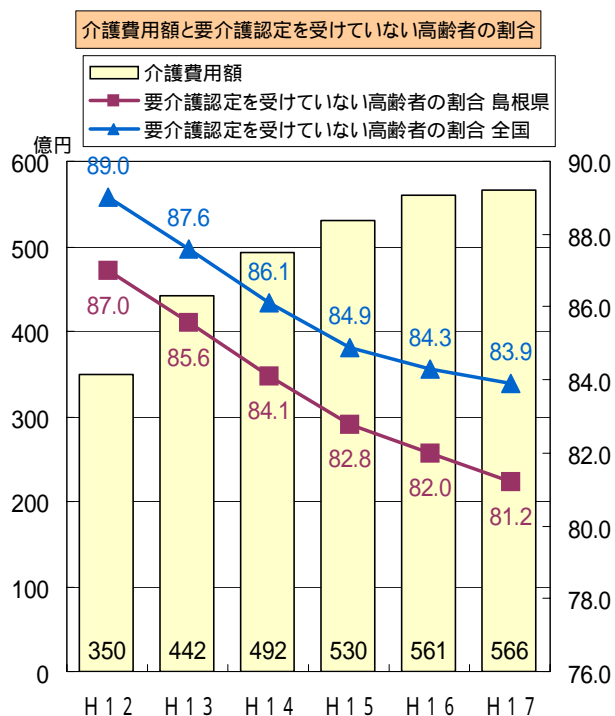
¹⁶ FTTHサービス：Fiber To The Home、光ファイバーケーブルを利用者の自宅・事業所まで直接引き込んだ超高速インターネット環境で大容量の情報伝達が双方向で可能となるサービス

が問題になっており、国の医療制度改革にも呼応して、糖尿病等の特定健康診査・保健指導の円滑な推進やメタボリック症候群の減少を中心とした生活習慣病対策への取組みが必要になっています。

高齢化の進展に伴う後期高齢者の増加により要介護者は3万8千人を、介護費用額も500億円を超え、さらに増加傾向にあります。このため、介護保険においては、予防重視型システムの充実など持続可能な保険制度運営に向けた取組みが重要になっています。

また、高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して生活できるための支援体制の構築が求められています。今後、人口減少と少子高齢化が進行する中において、高齢者が地域の担い手となって福祉サービスをはじめとする地域の助け合いを行うなど、住民サービスの提供体制を見直していく必要があります。この10年のうちには、定年退職を迎えた団塊の世代が高齢者となっていくことから、これまで以上に高齢者が地域社会と積極的に関わっていくことが必要であり、意識の改革や高齢者のさらなる社会参加促進、協働による新たなサービス提供の仕組みづくりなどを進めていくことが求められています。

障害者福祉においては、「障害者自立支援法」の施行に伴い、障害者の地域での自立した生活を支援するためのサービス基盤の整備を一層促進し、障害者の生活や就労における自立に向けた取組みを行う必要があります。



厚生労働省「介護保険事業状況報告書年報」より作成

〔医療〕

地域医療の充実を図るため、医師や看護職員の不足を解消するとともに、医療機能の分担・連携を図る必要があります。

医療従事者の不足や医療制度改革への対応など、地域医療は様々な課題を抱えています。

医師については、地域偏在、診療科偏在が解消されない中、離島や中山間地域を中心として医師不足がますます深刻化するとともに、市部の病院でも一部の診療科では医師確保が困難な状況にあります。また、看護職員については、今後とも不足が見込

まれていることに加え、県内で養成した者が県外へ流出している状況もあり、看護職員の不足に一層拍車がかかってきています。

県民誰もが安心して生活していくためには、このような地域の医療提供体制をめぐる課題を克服することが必要であり、医療従事者の確保はもとより、限られた医療資源を有効に活用し、医療機関の間で医療機能を分担・連携していくことが重要です。

一方、県内の基幹的病院である県立病院については、経営の自立を図りながら、県立病院としての役割や県民ニーズを踏まえた医療機能の充実・確保に努める必要があります。

平成 18 年には、「島根県がん対策推進条例」が制定され、がんの予防と早期発見、がん専門医の育成等によるがん医療水準の向上、緩和ケアの推進のほか、患者支援等に取り組むこととしています。また、これを契機に高度医療機器整備等を目的とした募金活動が始まるなど、県民一体となったがん対策への取り組みが進められています。

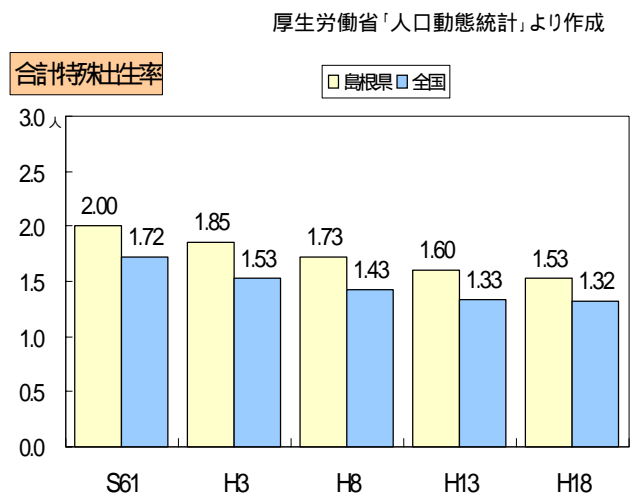
〔子育て〕

仕事と家庭生活の両立支援の取り組みや周産期医療体制の充実により子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、家庭の大切さについての理解を深めることが必要です。

平成 18 年の合計特殊出生率は、1.53 となり全国 3 位でしたが、出生数は 6,011 人と 20 年前の 3 分の 2 となり、近年は全国を上回るスピードで少子化が進展しています。その要因としては、親となる年齢層の人口が減少していることに加えて、未婚・晩婚化の進展や子育てに対する負担感・不安感が増していることなどがあげられています。

これまで、保育所の新設等により、保育ニーズの増加には着実に対応してきていますが、従業員の子育てに配慮した職場環境づくりに取り組む企業はごく一部しかなく、仕事と家庭生活の両立支援の取り組みは十分ではありません。

引き続き子どもを生み育てやすい環境づくりや子育てを地域で応援する気運づくりに対する取り組みのほか、少子化の大きな要因である親となる年齢層の人口減少や未婚・晩婚化への対応が必要となっています。また、生命の尊さや家庭の大切さ等についての理解を深めることが必要です。



周産期医療体制については、産科・小児科医師の急激な減少と偏在が問題となっており、多くの県民が不安感を持っています。

〔暮らし〕

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域コミュニティを維持・再生し、基本的な社会機能を確保することが必要です。

人口減少と高齢化が進む中で、都市部においては、中心市街地の空洞化等による住民生活への影響が生じており、中山間地域においては、集落機能の維持が困難な地区が増加しています。さらにほとんどの公共交通機関は利用者の減少に歯止めがかからず、民間・市町村事業者の経営は厳しく、路線を廃止せざるを得ない事例もあり、高齢者など交通弱者の生活に影響が出ています。

一方、汚水処理人口普及率や国県道改良率は以前に比べると高くなってきていますが、全国平均と比較すると依然として大きな開きがあり、特に石見地域の汚水処理人口普及率は極端に低いものとなっています。

住み慣れた地域で生活していく上で不可欠となる基本的な社会機能を維持確保するため、地域の内外から多様な知恵と力を結集していく必要があります。

〔災害・治安〕

災害の防止、災害が起こったときの被害の軽減を図る取組みや事故・事件から県民の生命と財産を守る取組みがますます重要になっています。

神戸川の氾濫や松江市内の浸水などの被害が発生した平成 18 年 7 月豪雨や、平成 19 年 8 月に隠岐地域を襲った集中豪雨など、近年も大きな災害が発生しています。ダムや護岸の整備が完了した箇所では、大きな効果が発揮されましたが、一方では、道路通行規制等の情報が混乱するなど、災害時の情報伝達体制の不備も判明しました。

治安情勢は依然として厳しい状況にあります。刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、子どもや高齢者が被害者となる事件や事故が多発し、犯罪の内容も悪質・巧妙化してきています。また、高齢者を狙った悪質商法や、多重債務・ヤミ金融などの消費者問題は依然として後を絶たない状況にあります。

交通事故件数は、減少傾向にありますが、10 万人あたりの死者数は依然として高く、高齢者の割合も高いものとなっています。

災害、事件、事故等から県民の生命と財産を守る取組みはますます重要になっています。

(4) 人づくり・環境・文化

〔教育〕

島根の将来を担う子どもたちを、学校・家庭・地域社会が互いの信頼関係を築きながら、一体となって育てていくことが重要です。

少子化、核家族化、人間関係の希薄化など、社会の大きな変化の中であって、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、子どもの教育をめぐる深刻な問題は、様々な要因が複合的・重層的に絡み合っており生じています。このような状況は、島根も例外ではありません。

家庭においては、基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせる力が低下していると指摘されています。また、地域社会では、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に豊かな感性やコミュニケーション力などを育てる教育力を宿していましたが、今やその力を失いつつあります。

学校では、子どもたちの学力向上と、心身ともに健全な成長を一層推進していく必要があります。また、増加傾向にある特別な支援を必要とする児童生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が求められています。

ふるさとに愛着と誇りを持ち、確かな学力を身につけ、自らの可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる力を育むためには、学校・家庭・地域社会が、それぞれの役割を十分に自覚した上で、互いの信頼関係を築きながら、一体となって教育の充実に取り組む必要があります。

〔人権〕

一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に向けて取り組むことが必要です。

学校や社会における人権教育・啓発の取り組みなど、関係機関と連携を図りながら人権施策を推進してきましたが、未だ、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など様々な人権に関わる差別や偏見が見受けられます。また、インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じており、人権が尊重される社会になっているとは言えない状況です。県政世論調査による「人権が尊重され差別のない社会になっている」と思う人の割合も増えていない状況です。

このように、未だ差別や偏見が解消されるに至っていないことは大きな問題であり、県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に向けて取り組むことが必要です。

〔男女共同参画〕

県民誰もがいきいきと輝いて暮らすためには、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会に向けた取り組みが必要です。

人口減少や少子高齢化等が進む中で、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、仕事と子育て・家庭生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女がともに、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現がますます重要になりつつあります。

県内においても、民間事業所で役職に女性を登用している事業所の割合が次第に高まるなど、政策や方針の立案・決定に男女が共同して参画する機会は増えつつありますが、県政世論調査では性別役割分担意識に大きな改善は見られません。また、ドメスティック・バイオレンス¹⁷被害に関する相談件数や一時保護件数は、ここ数年著しく増加している状況にあります。

県民誰もがいきいきと輝いて暮らすためには、男女の人権が平等に尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択できる男女共同参画社会に向けた取り組みが必要です。

〔国際化〕

経済、環境、文化、学術など多様な分野において、国際的な視野に立った取り組みを進めていくことが求められています。

県内の外国人登録者は、平成 18 年には 6 千人を超え、10 年前のおよそ 2 倍となっています。また、海外からの観光客数は平成 18 年には 2 万 9 千人となり、ここ数年伸び続けており、県内企業の輸出入額も増加傾向にあります。自治体や民間レベルでの文化、スポーツ等の友好交流も進むなど、県内においても様々な分野で国際化が進展しています。

多様な文化や価値観を互いに認め合い、重層的なネットワークを構築するためにも、外国に対する理解を深めることや、コミュニケーション能力を高めることが一層重要になっています。様々な主体が、経済、環境、文化、学術など多様な分野において、国際的な視野に立った取り組みを進めていくことが求められています。

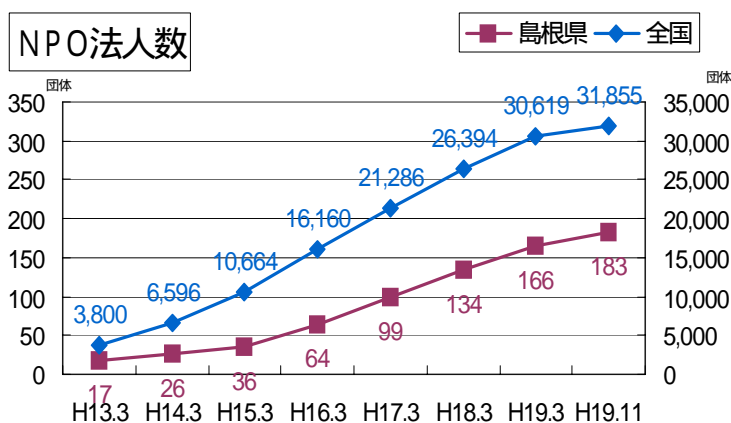
¹⁷ ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの身体的・精神的・性的暴力

〔社会活動〕

NPOをはじめとする多くの県民による社会貢献活動が、福祉・環境・まちづくりなど幅広い分野で活発に展開されるための環境づくりが求められています。

県内の NPO 法人数は、年々増加し、平成 19 年に 180 団体を超えています。

環境保全活動、子ども見守り隊といった地域の課題解決の取り組みや、ライフスタイルの多様化など、今後も県民のボランティア・NPO 活動に対する理解・参加意欲が増進するものと見込まれます。



島根県 NPO 活動推進室調べ

NPOをはじめとする多くの県民による社会貢献活動が、福祉・環境・まちづくりなど幅広い分野において活発に展開されるための環境づくりが求められています。

〔自然環境〕

島根には、水と緑に包まれた豊かで多様な自然があります。このかけがえのない財産をよりよい姿で将来の世代へ引き継いでいくことが必要です。

島根は、約 8 割が森林に覆われており、宍道湖・中海・神西湖の 3 つの汽水湖、国賀海岸や三瓶山といった風景地が存在するなど、水と緑に包まれた豊かで多様な自然があります。平成 17 年に宍道湖と中海がラムサール条約に登録されたことを契機に、自然環境の保全だけでなく、自然から恩恵を受けつつ豊かな生態系を子孫に伝えていく「賢明な利用」に対する意識が高まりつつあります。また、県民や企業などによる森林保全活動も活発化しており、県は「水と緑の森づくり税」を財源として、県民や企業などと協働した緑豊かな森を次世代に引き継ぐための取組みを進めています。

一方、私たちの豊かで便利になった日常生活を維持していくための大量生産、大量消費がもたらす環境への負荷は、身近な水質・大気などの環境に影響が及ぶだけでなく、大気汚染や地球温暖化など国境を越え、地球規模で広がっています。豊かな自然環境を守り、将来の世代へ引き継いでいくためには、県民誰もが地球市民としての認識を持ち、ゴミ排出量を抑え、省エネルギーに努め、廃棄物を資源として再利用するなど、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組みを進めることが必要で

す。

我々は自然から多くの恵みを享受しています。この自然は、県民だけでなく国民のかけがえのない財産であり、よりよい姿で将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

〔文化・歴史〕

全国に誇れる固有の歴史と文化を、魅力ある地域づくりに活かしていくとともに、愛着と誇りを持って次の世代に継承することが必要です。

島根には、古代からの歴史的文化遺産や伝統文化などが各地に数多く残されています。

平成 19 年には、島根の歴史と文化をわかりやすく展示・紹介する「古代出雲歴史博物館」の開館や石見銀山遺跡の世界遺産登録など、全国的に島根の歴史や文化に対する関心が高まってきています。人々の価値観がゆとり・うるおいといった質の高さを求める方向にある中で、歴史・芸術文化に対する関心や活動意欲は、これからも一層高まっていくことが予想されます。

全国に誇れる様々な文化や歴史に、より親しむ上でも、博物館や文化施設などの多様な連携と利活用を進めていく必要があります。

その一方で、歴史的文化遺産、伝統文化の中には保存・伝承が十分でなく破壊、消滅の危機に瀕しているものも多数あります。

島根の歴史・文化の調査研究を進め、県民誰もが、全国に誇れる島根固有の歴史と文化に理解を深め、魅力ある地域づくりに活かしていくとともに、愛着と誇りを持って次の世代に継承していくことが重要です。

第3章 将来像と基本目標

私たちの住む島根が、大きな時代の転換点にあっても、しっかりとした足取りでこれからの時代を切り拓いていくためには、県民の皆様が広く共有することのできる将来像を掲げ、その実現に向けて総力を結集していくことが重要です。

島根が目指すべき将来像を次のとおりとします。

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、
県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

(1) 島根の強みを活かす新しい発展を目指して

島根が目指す発展は、県民の福祉と地域の魅力の向上を図り、新しい時代を切り拓くことのできる地域社会を実現するものです。そのためには、まず、産業を振興し、生き生きと働くことのできる雇用の場を拡大する必要があります。このような経済的発展の力は、社会的・文化的側面など、島根の様々な分野において新しい時代を築いていく上でも大きな原動力となります。

また、島根が目指す方向性は、経済性や効率性の追求に留まらず、様々な価値観が共存・調和する重層的・総合的な進歩を伴うものです。地域ごとに異なる特性を活かす視点や、地域間で互いの足らざる部分を補完しあう観点から島根の強みを見つめ直し、活かしていくことが重要です。

私たちは、今こそ、美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の文化、歴史、さらには、こうした環境の中で培われてきた誠実で粘り強い県民性や温もりのある人間関係、ゆとりのある生活環境など、島根が有する様々な特長に、新たな意義と可能性を見だし、多面的に活用することによって、新しい発展を図っていく必要があります。

(2) 県民総力の結集

県民一人ひとりの「住む地域をよりよくしたい」と願う思いを結集して、島根の将来像の実現を目指します。勤労や生産、様々な社会活動などを通じて、経済の発展や地域社会の安定、人づくりや地域文化の創造に参加し、自分の住む地域に貢献できる環境を整えるとともに、自主的な活動の成果をともに分かち合える社会が実現できるよう、果敢に行動を起こすことが求められています。

近年、県内では、行政だけでは解決できない課題への対応や、身近で深い信頼関係に基づく、きめ細やかなサービスの提供など、幅広い分野において、自主的・自発的に活動を展開する様々な団体等の活躍の場が広がりつつあります。様々な

主体が、互いの長所や強みを活かし、相乗効果を高めることで、単独ではなしえない力を発揮することができます。相互の関係を深めながら、『県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集』を図ることにより、島根の将来像の実現を目指します。

このような基本認識の下、目指すべき将来像の実現に向けて、総力を結集して取り組む上での「基本目標」を以下の3点とします。

基本目標 『活力あるしまね』

～ 活発な産業活動が展開され、若者が生き生きと働き、
国内外から多くの人を訪れる、活力ある社会を目指します ～

島根が今後、健全でバランスのとれた総合的な発展を遂げるためには、まず、力強い産業活動が支える地域経済の活性化を実現することが不可欠です。

近年、県内の各地域においては、優れた技術の蓄積に加え、様々な産業分野において、新しい動きが生まれつつあります。また、小さくてもキラリと光る価値が再評価される時代の到来を見据えると、大量で安価な生産を追求するのではなく、多様化するニーズに的確に対応した少量多品種で付加価値の高い生産が可能となる体制を築くなど、従来とは異なる戦略を展開する好機でもあります。

こうした産業活動の息吹きや市場の変化を大切に活かしながら、島根らしい経済的発展を追求します。『特色ある地域資源の活用による島根独自の強みの増進』を図ることは、経済的な発展のみならず、島根の存在感を高めることにもつながります。

力強い産業活動を背景に、創造性あふれる活動が県内各地において活発に展開され、ふるさと島根に帰りたいと願う若者、島根で暮らしてみたいと願う若者が、一人でも多く定着し、地域で活躍できるよう、『若者を惹きつけ、若者が牽引する地域づくり』を目指します。

基本目標 『安心して暮らせるしまね』

～ 県民誰もが、生涯にわたり安心して
生活を送ることができる社会を目指します ～

どこに住んでいても、いつでも、またいくつになっても安心して生活できる地域社会を形成することは、島根が発展していく上での大前提となります。災害や事件、事故から生命や財産を守り、また安心して医療を受けることのできる体制を確保するとともに、様々な障害を持つ人々にとっても健康で安心できる地域社会を構築していく

必要があります。

また、私たちが迎える未来は成熟した社会であるとともに、我が国が経験したことのない超高齢社会でもあります。島根は、全国に先駆けて高齢化が進んでいるからこそ、『生涯を通じ、健やかに暮らせる高齢社会づくり』を、全国に先駆けて実現すべき役割を担っています。世代を越えて共鳴しあい、互いに高めあえる高齢社会の実現を先導します。とりわけ、団塊の世代と言われる年齢層は、人口の1割近くを占め10年後には高齢者の仲間入りをします。この世代は、多様な経験や価値観を持つ世代であり、幅広い分野での貢献が期待されます。

さらには、人と人とのつながりを大切にする温もりのある島根において、社会全体で子育てを支援する環境づくりを先導的に進めていくことも、大きな意義を持つものです。

基本目標 『心豊かなしまね』

～ 地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、
県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します ～

現代社会は、単に物質的な豊かさを追い求める時代から脱却し、心の豊かさや環境への配慮など、これまで島根が大切に守り育ててきた価値観を再評価しようとする時代への過渡期でもあります。島根の恵まれた自然環境や、連綿と受け継がれてきた歴史と文化の保全・活用に向けた各地域の真摯な取り組みや、地域に密着した大学等の高度な知的基盤は、これからの島根の発展にとって大きな力となるものです。島根の優位性と可能性を十二分に活かすとともに、ふるさとへの誇りや、思いやりを育む人づくりにより、「島根に生まれてよかった」「島根に住んでよかった」と、心の豊かさを実感できる地域づくりを目指します。

また、島根の将来を担う子どもたちの知・徳・体の調和の取れた成長を推進していくためには、学校・家庭・地域社会が連携して教育の充実に取り組む必要があります。

真の心の豊かさを実感できるためには、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自由に意思表示し、能力や資質を發揮できる環境の中で、それぞれが対等な立場で社会参加できる開かれた地域社会を創造することが求められます。

第4章 取組みの方向

1. 政策推進の方向

島根県ではこれまで、平成16年度に策定した「島根県総合計画」を県政推進の基本指針として、各種の施策を展開してきました。今後は、これまでの取組みを検証・評価した上で、これまでに築いてきた数々の社会基盤や様々な発展の芽吹きを最大限に活かしながら、相乗効果を導き出すような政策を新しく展開していく必要があります。

また、島根の環境と調和した新しい発展の形態を模索し、実践することは、我が国全体のこれからの成熟社会のあり方を示すモデルを提示することにもつながります。

今後、3つの基本目標の実現に向けて、困難な問題や課題を克服していくことが必要な分野や、時代を見通した先駆的な取組みを戦略的に進めるべき分野などについて、次のような方向で政策を推進していきます。

(1) 『活力あるしまね』の実現に向けて

- 産業の振興を図り、若者が生き生きと働ける雇用の場を増やすことが最重要課題です。このため、地域特性に応じたものづくり企業の競争力強化、新技術・新素材・新製品の開発や事業化を支援するとともに、成長分野として注目されているIT産業の人材育成・確保、起業などに取り組みます。さらに、高度な技術力や製品開発力を持つ県外企業の誘致を進め、産業の高度化を図りながら、ものづくり・IT産業の振興に取り組みます。
- 農林水産業は、産出額の低迷や就業者数の減少が続いており、生産者が将来に夢を持てる産業として自立できるよう取り組む必要があります。このため、消費者ニーズを的確に捉えた、売れる農林水産品・加工品づくりを推進するとともに、県産品の販路を拡大します。また、地域の実情に即した担い手の育成に取り組みます。
- 観光は、雇用を増やし経済を活性化する大きな要素であり、島根の豊かな自然や歴史などの地域資源を活かし、他の観光地との差別化を図ることが重要です。このため、観光のニーズを的確に捉え、地域固有の資源を活かした観光商品づくりの支援、広域的な連携の強化、大都市圏へのPR強化に取り組みます。
- 中小企業に対し、経済環境の変動に対応した適切な支援を行う必要があります。このため、商工業者の経営改善や事業の安定化に向けたきめ細かな指導や、時代に適合した制度融資を準備するなど、経済変動に対応した適切な支

援を行います。

- 雇用の場を拡大し、就業機会を確保することは若年者の県外流出を防ぎ、定住を促進する上で極めて重要なことです。このため、企業の求める人材の育成や雇用のマッチング支援などにより県内就職を促進します。また、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働してU・Iターンを促進します。
- 産業活動を支え、人・物・情報などの相互交流を支える通信・交通ネットワークの整備は、これからの島根の発展にとって極めて重要です。このため、各種の情報通信基盤や、高速道路網の早期整備を図るとともに、航空路線の維持・充実に努めます。

(2) 『安心して暮らせるしまね』の実現に向けて

- 多様化・大規模化する災害・事故に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。このため、風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。また、官民連携による地域防犯活動や交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。
- 県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、意欲に応じて地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環境づくりを進める必要があります。このため、生活習慣病予防や介護予防の取組みを推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、島根が全国のモデルとなるような人口減少・少子高齢化時代における地域社会の仕組みづくりに取り組めます。また、障害者の自立に向けた生活支援や就労支援に取り組めます。
- 医療に関するニーズや重要性の認識は、今回実施した県民アンケートにおいても極めて高い結果となっています。このため、医師をはじめとする医療従事者の確保に取り組むとともに、医療機関の連携強化を一層推進し、総合的に地域の医療提供体制の確保に取り組めます。また、がん医療水準の向上やがん予防の推進、患者・家族への支援等、がん対策を推進します。
- 少子化の進行は、県民生活や経済、社会に深刻な影響をもたらします。このため、子どもが健やかに生まれ育つよう様々な不安や負担の軽減、仕事と家庭の両立支援などを実施するとともに、地域社会全体が子育てを支えていく環境づくりを進めます。

- 住み慣れた地域で生活を送るため必要となる基盤の維持・確保が必要です。このため、地域生活交通の確保やコミュニティの再生を進めるなど、基本的な社会機能の確保に向けた取組みを進めます。

(3) 『心豊かなしまね』の実現に向けて

- ふるさとに愛着と誇りを持ち、知・徳・体の調和が取れ、知性と感性豊かな思いやりのある子どもたちを育てていくことが重要です。このため、学校・家庭・地域社会が連携し一体となった教育を推進します。また、大学等の高等教育については、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう連携を深めます。
- 高齢者の割合が高い島根にとって、いくつになっても生きがいを持って健康で心豊かに暮らせることは重要なテーマです。このため、人づくり、地域づくりの視点からも、ボランティアやNPO活動など自主的・主体的な活動を促進するとともに、学習活動やスポーツ・芸術文化活動などに親しめる環境づくりを進めます。
- 性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会、また、一人ひとりの人権が尊重され、県民誰もが生き生きと暮らし、活躍できる地域社会を構築する必要があります。このため、様々な人権問題等の相談に応じ、関係機関と連携して対応するとともに、男女共同参画や人権尊重に関する意識を高めるための教育や啓発活動を推進します。
- 島根の豊かな自然環境と文化・歴史を良好に保存し、よりよい姿で将来の世代へ引き継いでいく必要があります。このため、廃棄物の抑制などの循環型社会を構築する取組みや、自然環境の保全、自然とのふれあいの機会の増進、豊かな森づくり等、県民や企業と一体となった取組みを進めます。また、文化・歴史の調査研究と保存の取組みを進めるとともに、地域資源としての活用を図ります。

2. 計画の推進に向けた県の基本姿勢

「島根総合発展計画」は、県財政の健全化との両立を図る視点からは、改革のただ中にあっても島根全体の活力が失われることがないように、総力を結集して取り組むべき指針としての使命を有しています。厳しい選択と決断を伴うこの期間を乗り切って進むためにも、まずは県行政が自己改革を成し遂げ、広く県民の理解を得ながら、「県民中心の県民に信頼される県政」の実現に向けて努めることが不可欠です。このため、これからの県政を推進していく上での、基本的な取り組み方針を次のとおりとします。

(1) 総力を結集し、新しい発展を促す県政運営

- 効果的でわかりやすい広聴・広報活動により、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、様々な団体等との協働を推進することにより、県民が主体的に地域づくりに参画する動きを促進する総力結集型の行政を推進します。
- 市町村が、自主性・自立性を確保し、総合的な住民サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の連携・協力関係を築きます。また、県と市町村が責任ある判断により、地方の実情に即した柔軟な行政運営ができるよう、国に対して提案・提言を積極的に行います。

(2) 財政の健全性の確保と、公正で効率的な行政の推進

- 「財政健全化基本方針」に基づき、概ね10年後において一定の基金を確保した上で、収支均衡の状態にすることを目指して改革を進めます。特に、平成20年度から平成23年度までの4年間は、集中改革期間として、抜本的な改革を集中して実行します。
- 時代の変化に早く反応し、機敏に行動できる活動的な組織体制を維持するための不断の見直しを行うとともに、さらなる行政の効率化・スリム化に取り組みます。また、一人ひとりが持てる能力を最大限に開発・向上させながら、新しい発想や工夫により、諸課題に積極的に取り組む職員を養成します。
- 県民の視点に立った成果重視の県政運営により、効率的で質の高い行政サービスを実現するとともに、十分な説明を行うことにより、県民の理解や県政への参画を促進することが重要です。このため、この計画と一体となった新しい行政評価システムを構築するなど、マネジメントの強化を図ります。

第5章 地域づくりの方向

県内の各地域は、特色ある資源や独自の産業などそれぞれ異なる特性を持っています。島根の総合的な発展のためには、各地域地域の個性や特徴に一層の磨きをかけることを通して、地域の存在価値や魅力を最大限に活かした取組みを進めていく必要があります。

この章では、まず島根の新しい発展の原動力となる産業の振興と地域経済の活性化に焦点を当て、複眼的な視点から地域ごとの発展の方向を示すこととします。

まず、経済活動を捉える上では、県境を越えた広域的な視点での考察が不可欠であることから、東西2つのエリアを設定し、中国地方や中四国地方といった広域的な視点から俯瞰する形で検証を行います。

次に、県内の各地域地域の有する資源等を、より詳細に分析し、その強みを活かした産業振興の方向を明らかにするために、県内を7つの圏域で捉えることとします。

また、県内の中山間地域においては、多様な知恵と力を結集して諸課題を克服していくことが喫緊の課題となっています。このため、特定テーマとして、中山間地域におけるこれからの取組みや、この地域の活性化に向けた方向を明らかにすることとします。

なお、このようなエリアや圏域の設定は、地域の個性や特徴を分析する上での便宜的なものであり、実際の施策の展開にあたっては、広域的な視点を持ち、弾力的に対応する必要があります。

1. 東西エリア別の発展方向

情報通信技術の発達等に伴い、人々の暮らしや経済活動は広域化し、また連携や交流も進みつつあります。このため、東西に細長く、隠岐諸島を有する県土の特性や、県内の高速交通体系の整備状況等も勘案しながら、広い視点に立った産業振興・地域経済活性化の方向を共有する必要があります。

県内をはじめ、県境を越えて活動する様々な主体による相互理解や共同の取組みを推進するとともに、柔軟に施策を展開していく上での一つの地域区分として、2つのエリアを設定することとします。

2つのエリア図



東部エリアの発展の方向

(1) 特性

- ・東部エリアは、宍道湖、中海、神西湖、美しい海岸線、雄大な景観を有する隠岐・大山など豊かな自然や、出雲神話などの特有の歴史・文化を有する地域です。
- ・中海・宍道湖圏域は、島根県と鳥取県のほぼ中央に位置し、60万人余の人口を有し、日本海側でも新潟や金沢などと並んで有数の人口・産業が集積している地域です。
- ・出雲空港、隠岐空港、米子空港の3つの空港や国際貿易港である境港を有しています。また、米子自動車道により全国の高速道路ネットワークにつながっていると同時に、山陰自動車道や中国横断自動車道尾道松江線の整備が進みつつあるなど、交通機能の利便性が高い地域です。
- ・鳥取県との県境をつなぐ江島大橋が平成16年に開通しました。県道の大海崎バイパスや国道431号川津バイパスの整備も進み、産業や観光などの分野で県境を越えた連携が活発化しています。

(2) 発展の方向

<ものづくり・IT産業の振興>

- ・特殊鋼、一般機械器具、電子部品・デバイス、輸送用機械器具などの機械金属系製造業を中心とした産業が集積しています。これらの企業の経営・技術革新を支援することなどにより、さらなる集積と事業の高度化を目指します。
- ・IT産業については、県内企業の育成・支援や県外企業の誘致、人材の確保・育成を進めることにより、ソフト系IT企業の振興を図ります。
- ・高速道路・空港・港湾等の交通基盤、良好な住環境、豊富な企業用地などの地域の強みを最大限に活かした戦略的な企業誘致を進めます。
- ・隣県の企業情報を多く有する地元金融機関や他県の産業支援機関等との連携を深め、県内企業の販路や資材・部品の受発注先の拡大を図ります。
- ・急速な経済発展を遂げる北東アジア地域の大陸部に比較的近い地理的特性などを活かし、海外の新たな市場の開拓を促進します。

<自然が育む資源を活かした産業の振興>

- ・平野部における大規模農業、離島や山間地における特色ある米づくりや和牛の生産など、それぞれの地域特性に応じた農業振興を図るとともに、地域ブランドの確立を目指します。
- ・豊富な人工林資源を地域の木材加工施設等へ供給する取組みを進め、消費拡大を軸とした林業展開を目指します。
- ・隠岐近海をはじめとする日本海の豊富な水産資源を活かし、認証制度や鮮度保

持技術の活用などにより、水産物の高付加価値化に取り組みます。また、宍道湖・中海での環境保全型の漁業振興を図ります。

<観光の振興>

- ・豊富な観光資源を活かし、隠岐と本土、沿岸部と山間部など圏域相互間の広域観光や、石見銀山遺跡の世界遺産への登録を契機にした県西部エリアとの連携、さらには鳥取県や広島県を含めた広域的な周遊観光を推進します。
- ・民間経済界が中心となって「中海・宍道湖・大山圏域観光連携事業推進協議会」が設立され、観光ポータルサイトの開設による一体的な情報発信が行われています。さらに、水上遊覧船の実験運航、温泉地・医療施設・美術館巡りなど滞在型の余暇活動推進、体験型観光など産業観光ネットワーク化など、広域的な観光連携に向けた戦略的な取り組みが始まっており、今後さらなる連携を進めます。
- ・島根・鳥取両県の観光関係団体などで「山陰国際観光協議会」を設立し、外国人観光客誘致に取り組んでおり、主に韓国、台湾、中国、欧米を中心にさらなる誘客を目指します。
- ・広域的な観光連携を進める上で、県境を挟んだバス路線などの二次交通の不備がネックになっており、観光施設間のアクセスが向上するよう二次交通の確保に努めます。
- ・米子 - ソウル便の利用者拡大と増便による利便性向上、また、出雲 - 上海チャーター便の利用促進について、両県が共同して取り組みます。

<産業基盤の維持・整備>

- ・隠岐と本土を結ぶ航路と航空路線は観光振興や住民生活にとって重要であり、航路の維持・改善や空港の利用促進に取り組みます。
- ・広島経済圏と県東部エリアを結ぶ中国横断自動車道尾道松江線や山陰自動車道は、企業活動や観光振興にとって重要であり、早期整備に取り組みます。

西部エリアの発展の方向

(1) 特性

- ・西部エリアは、変化に富んだ美しい海岸線、江の川、高津川などの河川、三瓶山などの豊かな自然や、石見神楽など特有の文化を有する地域です。
- ・北東アジア地域の発展に伴って経済が拡大している広島、北九州、福岡などの大都市に近いという地理的に有利な条件を持っています。浜田自動車道、中国縦貫自動車道(六日市IC)が整備され、これらの沿線は都市へのアクセスの利便性が高い地域です。
- ・国際貿易港である浜田港、東京・関西圏と結ぶ萩・石見空港を有しています。

(2) 発展の方向

<ものづくり産業・貿易の振興>

- ・瓦産業をはじめとする地場産業については、経営基盤の強化に取り組むとともに、市場のニーズに応える製品づくりを進め、新たな市場への進出を図ります。
- ・豊かな自然に恵まれた良好な住環境、豊富な企業用地などの地域の強みを最大限に活かした戦略的な企業誘致を進めるとともに、既存誘致企業へのフォローアップ強化と関連する産業の育成に取り組みます。
- ・隣県の企業情報を多く有する地元金融機関や他県の産業支援機関等との連携を深め、県内企業の販路や資材・部品の受発注先の拡大を図ります。
- ・北東アジアの大陸部の対岸に位置する浜田港は、対岸諸国に向けて正面玄関に相当する地理的優位性を持っています。貿易取引の増大による大きな発展の可能性を有していることから、さらなる利活用の促進に取り組みます。

<自然が育む資源を活かした産業の振興>

- ・有機・エコロジー農業による農産物や、どんちっち三魚・アユなどの水産物をはじめとする特色ある産品について、質の向上とマーケティングの強化を図り、地域ブランドの確立を目指します。
- ・豊富な人工林資源を地域の木材加工施設等へ供給する取組みを進めるとともに、浜田港を活用した販路の拡大を図ります。
- ・水産加工をはじめとする食品加工業の集積と地域の豊かな農林水産資源を活かし、地元の素材の利用促進、販路の拡大に取り組むとともに、健康食品や機能性食品などのより付加価値の高い分野への進出を図ります。

<観光の振興>

- ・石見銀山遺跡の世界遺産登録に伴って増加している来訪者を石見地域全体で受け入れる体勢づくりを進め、地域経済の活性化につなげることが重要です。宿泊機能の充実や地域資源を活用したみやげ物や「食」を提供することなどによ

り、来訪者の満足度を高め、観光消費額を増やす取組みを進めます。また、石見銀山遺跡を総合的に案内するガイドの養成や起業・新商品の開発など、新たなビジネス展開を目指します。

- ・ストーリー性のあるテーマを情報発信するなど、県東部エリアとの連携を進めるとともに、山口県や広島県を含めた広域的な周遊観光を推進し、併せて二次交通などのネットワーク整備を進めます。
- ・地域の自然、風土、歴史、文化に触れ、地域の人たちとの交流を楽しむ新たな旅行スタイルに関心を持つ人が増えており、都市住民との農山漁村等での体験交流が盛んになっています。こうした都市との交流事業を地域経済の活性化に結びつける取組みを進めます。

<産業基盤の維持・整備>

- ・萩・石見空港は西部エリアの空の玄関として、観光や企業誘致など西部エリア全体の経済活性化に活かせるよう、路線の維持・充実に取り組みます。
- ・県西部エリアと山口・九州経済圏や県東部エリアとを結ぶ山陰自動車道は、企業活動や観光振興にとって重要であり、早期整備に取り組みます。

<その他>

- ・旭インターチェンジの隣接地に建設中の矯正施設「島根あさひ社会復帰促進センター」は、平成20年10月に収容が開始される予定です。この施設では、近隣農家への支援や森林管理作業による職業訓練が計画されているほか、構造改革特区制度を活用した業務の大幅な民間委託も実施されることになっています。本施設の開設により、国・PFI事業者の職員及び家族なども含めると約3,000人の人口増加が見込まれています。食材の供給など新たな需要を生み出すことが期待されているほか、地元雇用や刑務作業での地元活用など「地域との共生」を目指すことなどにより、ビジネスチャンスのさらなる拡大に取り組みます。

2. 圏域別の発展方向

県内のそれぞれの地域が持つ優れた価値と潜在能力を、さらに詳細に見極め、その特性を活かした産業振興の方向を示します。地域の区分にあたっては、様々な考え方がありますが、ここでは通勤圏等による経済的なまとまりや、これまで取り組んできた広域行政などを勘案し、7つの広域市町村圏の単位とします。

なお、グローバル化している社会経済状況のもとで、7圏域を自己完結的に捉えるのではなく、圏域を越えた連携、また県境をも越えた広域連携の視点を持ちながら、弾力的に対応していく必要があります。

7つの圏域図



松江圏域の発展の方向

(1) 圏域の特性

- ・25万人余の人口を有し、県庁や国の機関、企業の本支店、文教施設などが集積する島根県の中核的な圏域です。また、鳥取県と県境を接し、60万人余の人口規模を有する中海・宍道湖圏域の中央に位置することから、山陰地方の中心的な役割が求められる圏域でもあります。
- ・ラムサール条約登録湿地の指定を受けた汽水湖である中海・宍道湖を有するとともに、宍道湖北山県立自然公園、大山・隠岐国立公園に指定されている島根半島や、水田地帯が美しい農村景観、緑豊かな山々など自然環境にも恵まれています。
- ・山陰自動車道や中国横断自動車道尾道松江線の高速道路網整備が進んでいます。また、出雲空港や米子空港、境港にも隣接しており、交通の利便性が高い地域です。
- ・ソフトビジネスパークなどが整備されており、利用可能な企業用地が豊富にあります。
- ・圏域の主な産業は、サービス業、商業、製造業であり、この3業種で所得の5割、雇用の6割以上を占めています。特に県都である松江市には様々な業態のサービス業や大規模小売店が存在しており、圏域内のみならず近隣圏域等の需要にも対応しています。また製造業では、安来市の鉄鋼や、東出雲町から松江市東部にかけての一般機械製造業、圏域全体にわたる食料品製造業などが中心となっています。
- ・農林水産業は、米を中心に、キャベツ、イチゴ、梨、柿などの農業、スギ・ヒノキなどの林業、宍道湖のしじみや日本海の魚介・海藻類等の水産業が営まれています。また、日本一の生産量を誇るぼたんは、輸出促進による新たな販路開拓が積極的に進められています。さらには、中海干拓地など大規模営農が可能な農地も存在しています。
- ・松江城周辺や風土記の丘周辺の史跡や景観、県立美術館、足立美術館、安来節演芸館など、歴史的・文化的要素の強い観光資源に恵まれています。また、夕景をはじめとし四季折々に表情を変える宍道湖や、玉造温泉、松江しんじ湖温泉などが存在することから、国際文化観光都市である松江市を中心に多くの観光客が訪れています。
- ・島根大学、島根県立大学（短期大学部）、松江工業高等専門学校、高等技術校、各種専修学校、高等学校などの教育・職業能力開発施設があります。
- ・上記のほか、主な地域資源としては「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（以下、「地域資源活用促進法」という。）に基づき認定された次のものがあります。

和菓子、宍道湖七珍、ドジョウ、水産練り製品、雲州人参、八雲塗、出雲石

灯ろう、清水寺など

(2) 各市町村の総合振興計画等における将来像

松江市：「水と緑、歴史と教育を大切にし伸びゆく国際文化観光都市・松江」

松江市は、豊かな自然環境と共生した都市景観を大切にし、はるかな歴史を経て伝統や文化を守り育ててきました。また、人材育成に力を注ぎ、充実した教育環境をつくりあげてきました。この松江の特色に磨きをかけることにより、まちの魅力をさらに高め、観光産業をはじめとする地域産業を振興して新たな魅力を加え、世界に誇れる伸びゆく国際文化観光都市を目指します。

安来市：「元気・いきいき・快適都市」

～水と緑と文化が調和する健康・交流のまち～

永い時と先人の叡智により醸成された財産を礎とし、健康な人々を育み、ひと・物・情報が活発に行き交う環境を整えることにより、新たな時代に即した多彩なコミュニティの形成、産業の振興、地域活力の創造に努め、すべてのひとが「元気」で「いきいき」と「快適」に暮らせる都市を目指します。

～中海圏の交流と発展 フロンティア都市やすぎ～

中海圏域の多角的な地域発展の基盤として期待が高まる「中海」を、この地域の共通資産として捉え、県境を越えた取組みとして、圏域の交流と発展の先導的役割を市民協働において果たすことにより、「中海圏の交流と発展 フロンティア都市やすぎ」を目指します。

東出雲町：「ともに歩む心豊かなまち ～ひがしいずも創・育・伝～」

水と緑、個性あふれる地域文化に生まれ、充実した子育て支援施策や交通網、優良宅地整備、恵まれた立地条件を生かし大幅な人口の増加を果たした東出雲町は、機械加工や水産加工などを中心としたものづくりのまちとしても発展を続けてきました。そのような町の歩みをさらに進めるため、情報の共有やものづくり、教育・子育て・福祉の充実、中海圏域を基盤とした広域的な連携を一層推進し、さらなる創造と育成、地域の良さを伝承していくことで、住民の皆さんが誇りと自信をもてる心豊かで暮らしやすいまちづくりを目指します。

(3) 発展の方向

<ものづくり・IT産業の振興>

- ・製造業、サービス業とも比較的集積の大きい圏域であり、鉄鋼、一般機械などの機械金属系製造業や情報産業、対事業所サービス業を中心に、新商品・新技術の開発や企業連携などにより産業の高付加価値化を進め、国内や海外などの域外市場との取引の拡大を目指します。
- ・自動車や航空機、エレクトロニクス製品等の重要部品として使用される特殊鋼

やプラズマ利用の先端技術等を活用した特色ある企業の集積と振興を図るとともに、機械金属加工や鋳物製造などの集積をベースにさらなる企業立地と事業の高度化を促進します。

- ・ IT 産業については、プログラミング言語 Ruby の活用をはじめ他地域に比べ優位性がある分野であり、IT 技術者の養成、新たなソフトウェア開発、販路拡大等への支援を行うことにより、ソフト系 IT 企業の業務拡大と、情報サービス業等関係企業の誘致を戦略的に進めます。
- ・ 企業間の交流や連携、地場企業の技術力の向上などを促進することにより、圏域内企業間の取引を拡大し、域内での経済循環を高めます。
- ・ 近隣に 2 つの空港を持つなど首都圏等へのアクセスの利便性、急速な経済発展を遂げる北東アジア地域の大陸部に比較的近い地理的特性、自然環境と都市空間が調和した良好な住環境、ソフトビジネスパークをはじめとした工業団地など、圏域の特色や資源を最大限に活かした戦略的な企業誘致を進めます。
- ・ 島根大学や松江工業高等専門学校などの高等教育機関の立地を活かして積極的に産学官連携を行い、企業における技術開発や製品開発等の取組みを地域一丸となって支援することにより、産業の高度化や新産業の創出を図ります。

< 自然が育む資源を活かした産業の振興 >

- ・ 県内最大の消費地の消費者ニーズを的確にとらえ、新鮮・安心な農林水産物や木材製品を安定供給するため、多様な生産・販売体制や流通基盤の整備、品質の向上に取り組みます。
- ・ 地域の代表的な特産物である米やキャベツ、イチゴ、ぼたん、梨、柿などについて、マーケティングに基づいた生産・販売体制の整備を行うとともに、生産基盤の改良、生産技術の高度化、販路の拡大を図ります。
- ・ 干拓地やほ場整備により大区画化された農地を活かし、健康食品や各種加工食品の原材料供給を目的とした大規模な契約栽培等の取組みを促進します。
- ・ 新たな農業生産技術や農産物の開発、木質資源の利活用などについて、島根大学など学術・研究機関との連携を進めます。
- ・ 宍道湖・中海等の地域の自然環境を保全し、安全な食料を安定的に生産するため、環境と調和した農業を展開するとともに、宍道湖・中海での環境保全型の漁業振興を図ります。
- ・ 森林組合、製材業者など木材供給者のほか、建築士や行政等も一体となって、住宅や公共施設等への圏域産木材の利用を推進します。
- ・ 宍道湖・中海・日本海など多様な水域と水産資源に恵まれていることから、高品質水産物の認証制度「しまね定置もん」等による水産物の高付加価値化に努め、漁業経営の安定化を図ります。
- ・ 豊かな農林水産資源を活用し、練り製品、生菓子、豆腐などの製造分野で、健康食品や機能性食品などより付加価値の高い食品関連産業の創出を促進しま

す。

<観光の振興>

- ・豊かな自然、文化、歴史などの豊富な観光資源の魅力をさらに高め、入り込み客数の増加を図ります。とりわけ、松江開府 400 年記念イベントの着実な取り組みや、世界遺産に登録された石見銀山遺跡、出雲大社に加えて鳥取県西部も含めた広域的な観光ルートの商品化など、他圏域の観光資源と連携することによって、滞在型の観光への転換を図り、観光消費額の増加を目指します。
- ・国内はもとより中国、台湾、韓国など海外からの観光需要の取り込みに努めます。

<産業基盤の維持・整備>

- ・企業活動を支え、観光振興を図る上で、広島経済圏とこの圏域を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線、山陰自動車道、地域高規格道路「松江第五大橋道路」は重要であり、早期整備に取り組みます。また、隣接する圏域と一体となって出雲空港の路線の維持・充実に取り組みます。
- ・高速情報通信網など情報通信ネットワーク環境の整備を進めます。

出雲圏域の発展の方向

(1) 圏域の特性

- ・ 県東部に位置し、北部は島根半島、中央部は肥沃な出雲平野、南部は中国山地で構成され、「古代文化・神話の国」として、全国的な知名度を誇っています。
- ・ ラムサール条約登録湿地の指定を受けた汽水湖である宍道湖を有するとともに、宍道湖北山県立自然公園、大山・隠岐国立公園に指定されている島根半島や、水田地帯が美しい農村景観、緑豊かな山々など自然環境にも恵まれています。
- ・ 平成 19 年 12 月に国道 9 号出雲バイパスが開通するとともに、山陰自動車道や中国横断自動車道尾道松江線の高速道路網整備が進んでいます。また、圏域内には出雲空港を有しているとともに、米子空港や境港にも近く、交通の利便性が高い地域です。
- ・ 複数の工業団地があり、誘致企業を中心に製造業の集積が進んでおり、製造品出荷額は県内 7 圏域の中で最も大きくなっています。特に、情報通信機械器具、電子部品・デバイスなどの業種の出荷額が大きな比重を占めています。
- ・ 農業については、県内最大の穀倉地帯である肥沃な出雲平野を中心に、海岸部の砂丘地帯及び中山間地域を併せ持つなど、多様な農業生産形態をなしており、県農業の牽引役となっています。
- ・ 林業については、人工林を中心に森林資源が利用期を迎えつつあります。
- ・ 定置網を基幹漁業として沿岸漁業が広く営まれており、アカアマダイ、ブリ、十六島のりなどの県を代表する優れた水産物が水揚げされています。
- ・ 独自の伝統と歴史・文化などの多くの観光資源を有し、中でも、国際級の観光資源である出雲大社は、集客の広域性やリピーターの多さで圏域の観光の中核となっています。隣接して古代出雲歴史博物館が開館し、新たな集客拠点としての展開が期待されています。
- ・ 島根大学(医学部)、島根県立大学(短期大学部)、高等技術校、各種専修学校、高等学校などの教育・職業能力開発施設があります。
- ・ 県内の医療の拠点として、山陰有数の高度医療機関の集積があります。
- ・ 上記のほか、主な地域資源としては「地域資源活用促進法」に基づき認定された次のものがあります。

そば、ひわまり、西浜いも、デラウェア、いちじく、西条柿、ワイン、福こづち、出雲一刀彫、荒神谷遺跡、日御碕、神西湖、一畑薬師など

(2) 各市町村の総合振興計画等における将来像

出雲市：「西部日本海域の中心都市」

豊かで多様な地域特性を十分に発揮、集結し、21 世紀初頭の激しい地域間競争を勝ち抜く“産業の力”、“都市の力”、そして“文化の力”を培うことにより、兵庫から山口に至る西部日本海域に燦然と輝く中心都市を目指します。

斐川町：「明るく創造的なまち、人が主役の斐川町」

- ・くらしの夢づくり
- ・くらしの安心づくり
- ・くらしの体力づくり
- ・くらしの知力づくり

(3) 発展の方向

<ものづくり・IT産業の振興>

- ・製造業、サービス業とも比較的集積の大きい圏域であり、新商品・新技術の開発や企業連携などにより産業の高付加価値化を進め、国内や海外などの域外市場との取引の拡大を目指します。
- ・企業間の交流や連携、地場企業の技術力の向上などを促進することにより、圏域内企業間の取引を拡大し、域内での経済循環を高めます。
- ・機械金属加工や鋳物製造などの集積をベースにさらに自動車部品加工、産業機械製造などの立地と事業の高度化を促進します。
- ・電子部品や情報通信機器等の製造企業及び関連産業の立地を踏まえ、情報サービス業やIT関連産業の立地と事業の高度化を促進します。
- ・整備が進みつつある山陰自動車道や河下港、出雲空港など陸海空によるアクセスの利便性、急速な経済発展を遂げる北東アジア地域に比較的近い地理的特性、自然環境と都市空間が調和した良好な住環境など、圏域の特色や資源を最大限に活かした戦略的な企業誘致を進めます。特に、医療、福祉、IT関連、研究開発型の企業などの集積を図ります。
- ・風力発電、木質バイオマス、水素利用など新エネルギー関連産業の集積を図ります。
- ・高度医療機関の集積を活かして、産学官連携による研究開発を進め、医療・福祉分野における新たな製品・サービスの開発に取り組みます。

<自然が育む資源を活かした産業の振興>

- ・島根をリードする先進的な農業の維持・発展に向けて、出雲平野のスケールメリットを活かした省力低コスト生産等により競争力のある農業の展開を図ります。
- ・米のほか、排水改良による水田の畑作利用を進め、大豆や麦などの土地利用型作物を振興します。また、ロットの大きい園芸品目や畜産物について、消費者の視点に立った売れるものづくりを推進し、消費地から信頼される産地づくりを目指します。
- ・観光客や都市部消費者との交流を一層活発化し、直売や体験農園などの観光農業の積極的拡大を図ります。

- ・品質・性能が明確な地域木材製品が安定的に供給できるよう、乾燥木材の供給力を高めるとともに、JAS 認定取得の取組みを進めます。
- ・高品質な高級魚介類等が漁獲される地域漁業の特性を活かし、鮮度保持や衛生管理技術の高度化等による水産物の付加価値向上に取り組むとともに、地域特産品である十六島のりや板ワカメ等の水産加工の振興に努めます。
- ・食品加工業が多く集積している地域であり、豊かな農林水産資源を活用し、練り製品、しょうゆ、清酒などの製造分野で、健康食品や機能性食品などより付加価値の高い食品関連産業の創出を促進します。

< 観光の振興 >

- ・旧暦の 10 月を全国で唯一「神在月」と呼ぶこの地方の特色を活かし、古代出雲文化を発信し、さらなる誘客の推進を図り、交流人口の拡大に努めます。
- ・古代出雲歴史博物館の開館や石見銀山遺跡の世界遺産登録などを契機にして、隣接する県内他圏域との連携や、鳥取県西部を含めた広域的な周遊観光を推進します。
- ・観光産業を起点とした地域の経済循環の強化を図るため、地元の農業、食品加工業等と連携し、地域資源活用型の製品・サービス開発を促進します。
- ・国内はもとより台湾や韓国など海外からの観光需要の取り込みに努めます。

< 産業基盤の維持・整備 >

- ・企業活動を支え、観光振興を図る上で、広島経済圏とこの圏域を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線や山陰自動車道は重要であり、早期整備に取り組めます。また、河下港の整備や出雲空港の路線の維持・充実に取り組めます。
- ・高速情報通信網など情報通信ネットワーク環境の整備を進めます。

雲南圏域の発展の方向

(1) 圏域の特性

- ・山陰と山陽の物流・経済交流の動脈である国道 54 号が圏域の中心を貫き、南部は広島県、北部は松江圏域、出雲圏域に接しています。
- ・中国横断自動車道尾道松江線は、平成 15 年 3 月に宍道インターチェンジから三刀屋木次インターチェンジまでの間が供用開始となり、平成 20 年代には三次市まで開通する予定になっています。これにより全国の高速道路ネットワークにつながることになり、山陽・関西方面との時間距離も大幅に短縮されます。
- ・誘致企業を中心に、一般機械、電気機械製造業等の集積が進んでいます。近年、工場の新増設も見られ、雇用の場を確保し、地域経済を支える上で大きな役割を担っています。
- ・三刀屋木次インターチェンジ周辺の国道 54 号沿いに商業集積が見られます。
- ・立地条件を活かして、農業は水稲と和牛を中心に展開されています。水稲については仁多米など売れる米づくりが進められています。和牛については「奥出雲和牛」ブランドとして、地域内一貫生産に向けた取組みが進められています。また、有機農業への先駆的な取組みや、味噌、醤油などの農産加工、道の駅等の産直市での販売など、特徴的な取組みが行われています。
- ・圏域の人工林資源は県内で最も豊富であり、スギ人工林を中心として順次利用期を迎えつつあります。
- ・桜、ホタルなどの豊かな自然、ヤマタノオロチ伝説などの神話、加茂岩倉遺跡、温泉などの観光資源に恵まれています。また、古代出雲歴史博物館と加茂岩倉遺跡を結ぶ古代ルート、安来市・奥出雲町・雲南市を結ぶ鉄のルートなど、広域的に展開するルートもあります。
- ・各種専修学校、高等学校などの教育・職業能力開発施設があります。
- ・上記のほか、主な地域資源としては「地域資源活用促進法」に基づき認定された次のものがあります。

卵かけご飯醤油、乳製品、ヤマトイモ、くま笹、くり、ワイン、たたら製鉄、雲州そろばん、木工芸品、鬼の舌震、島根県民の森など

(2) 各市町村の総合振興計画等における将来像

雲南市：「^{いのち}生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」

『5つの恵み』のあるふるさと

- ・笑顔あふれる地域の絆
- ・世代がふれあう家族の暮らし
- ・美しい農山村の風景
- ・多彩な歴史遺産
- ・新鮮で安全な食と農

奥出雲町：「心豊かで潤いと活力のあるまちづくり」 新町建設計画

- ・人を大切にする心豊かなまちづくり
- ・潤いのあるまちづくり
- ・地域産業が輝くまちづくり
- ・ふれあいと交流のあるまちづくり

飯南町：「小さな^{まち}田舎からの「生命地域」宣言 “いのち彩る里 飯南町”」
豊かな自然を活かしたまち
安心して暮らせるまち
住民の参画によって育てるまち

(3) 発展の方向

<ものづくり産業の振興>

- ・既存の機械金属加工や電気機械製造などの集積をベースにさらに自動車部品加工、産業機械製造などの立地と事業の高度化を促進します。
- ・地場系企業については、営業面・技術面の強化と、誘致企業との連携の推進に取り組みます。
- ・中国横断自動車道尾道松江線のインターチェンジや、山陽と結ぶ国道 54 号、出雲空港へも近いなどの有利な立地条件を活かし、企業誘致の推進に取り組みます。

<自然が育む資源を活かした産業の振興>

- ・認知度を高めつつある地域ブランド「奥出雲」について、さらにブランド力を育成し、消費者を意識した品目ごとの生産活動への積極的な取組みを推進します。また、生産活動を支える基盤の整備を推進します。
- ・中国横断自動車道尾道松江線の開通により、交流人口の拡大が予想されることから、産直施設、レストラン等における農産物の販路拡大や都市農村交流の促進に取り組みます。
- ・豊かな農林水産資源を活用し、クマザサエキスサプリメント製造などの分野で、健康食品や機能性食品などより付加価値の高い食品関連産業の創出を促進します。
- ・スギを中心とした木材の安定供給や菌床しいたけ生産など、豊富な森林資源の有効活用の取組みを進めます。

<観光の振興>

- ・恵まれた自然、神話、文化、食などの地域資源を活かしながら、体験型・滞在型観光を推進します。

- ・石見銀山遺跡の世界遺産登録や古代出雲歴史博物館の開館などを契機として、隣接する県内他圏域との連携や、広島県・鳥取県西部との連携を進め、広域的な周遊観光を推進します。
- ・雲南を舞台にして制作された映画を通じて、地域の魅力を県内外に幅広くアピールすることにより、地域ブランドの育成、観光の振興を図ります。

< 産業基盤の維持・整備 >

- ・企業活動を支え、観光振興を図る上で、中国横断自動車道尾道松江線は重要であり、早期整備に取り組みます。
- ・高速情報通信網など情報通信ネットワーク環境の整備を進めます。

< その他 >

- ・森林のもつ心身の癒し効果を健康増進に役立てる「森林セラピー」を活用した産業振興を図ります。

大田圏域の発展の方向

(1) 圏域の特性

- ・ 県のほぼ中央部に位置し、圏域の北東に三瓶山、南部には中国山地を擁し、森林原野が大部分を占めています。圏域の中央部を中国地方最大の河川である江の川が流れています。
- ・ 出雲地域と石見地域の接点にあたり、人・物の交流が盛んです。
- ・ 古くから山陰山陽を結ぶ要衝となっている圏域の南部は、瑞穂 IC から浜田自動車道にアクセスできます。
- ・ 山陰自動車道については、仁摩温泉津道路が平成 16 年度から、多伎朝山道路が平成 18 年度から、朝山大田道路が平成 19 年度からそれぞれ事業着手され、整備が進みつつあります。
- ・ 珪砂、ゼオライトなどの地域特有の地下資源に恵まれているとともに、良質な粘土を利用した瓦産業などの伝統的地場産業が立地しています。
- ・ 製造業については、精密機器、医療器具、自動車部品関連などの分野において、特色のある企業が立地しています。
- ・ 三瓶山麓や南部高原地域など変化と起伏に富んだ地形条件を有しており、多彩で豊富な農林資源に恵まれるとともに、江の川や日本海の豊富な水産資源も有しています。
- ・ 農業の形態は、水稻を基幹作物に畜産、果樹、施設園芸等の複合経営です。南部高原地域では古来より稲作中心の農業が営まれ、昼夜の温度差も大きく、良質米の産地として高い評価を得ています。畜産については、全国的に見ても大規模な酪農経営が複数立地し、また三瓶山麓を中心に放牧にも取り組み、生産額は県内一となっています。
- ・ 森林率が約 85% と非常に高く、人工林は利用期を迎えつつあります。
- ・ 水産業は、小型底びき網、中型まき網、一本釣り延縄、定置網等の沿岸漁業を中心に営まれています。
- ・ 石見銀山遺跡がアジア初の鉱山遺跡として世界遺産に登録され、多くの観光客が訪れており、観光や地域振興の拠点として期待されています。
- ・ 世界遺産ゾーンのほか、国立公園三瓶山、鳴り砂の浜や美しい海岸線、江の川流域、南部高原地域、スキー場、温泉、三江線など様々な観光資源や、三瓶自然館（サヒメル）、小豆原埋没林公園、伝統芸能の石見神楽など、魅力ある地域資源が数多くあります。
- ・ 農業大学校、各種専修学校、高等学校などの教育・職業能力開発施設があります。
- ・ 邑智郡は従来から広島市の消費者などとの交流を行ってきており、山陽方面とのつながりが深い地域です。
- ・ 上記のほか、主な地域資源としては「地域資源活用促進法」に基づき認定され

た次のものがあります。

いちご、ブルーベリー、水産練り製品、さつまいも、エゴマ、大麦若葉、お
おち山くじら、バラ、福光石、鍔絵、仁摩サンドミュージアムなど

(2) 各市町村の総合振興計画等における将来像

大田市：「自然・歴史・ひとが光り輝く だれもが住みよい 県央の中核都市」
豊富な地域資源の価値を市民一人ひとりが再評価し、「魅力」「活力」「協力」
の『3つの力』の連携による地域資源のネットワーク化を図ることで、あらた
めて「大田市の魅力」を創造し、地域資源の効果的活用による新しいまちづく
りを目指します。

川本町：「活力と潤いに満ちた ゆうあいの郷里^{さと} かわもと」

活気にあふれた産業など、賑わい(活力)に満ち、また、生活の様々な面で
人のつながりが多彩かつ自然に展開されるといったふれあいと心の豊かさに
満ち、U・Iターンをあたたく迎え入れる雰囲気にも満ちた、友愛の心にあふ
れるまちづくりを目指します。

美郷町：「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」

地域資源の象徴である水と緑を守りつつ、暮らしの様々な場面で積極的に活
用することでその価値や魅力を高めていくとともに、住民と行政の協働による
多彩な活動や交流、自然なふれあいや支え合いがひろがり、一人ひとりが、安
心のなかでいきいきと輝く夢あふれるまちづくりを目指します。

邑南町：「夢響きあう 元気の郷づくり」

地域をつなぐ利便性の高い町(交通・情報通信網の整備)、地域資源を活か
した元気な産業の町(地域産業の活性化)、自然と共生の環境にやさしい町(安
全で快適な美しい生活環境)、こころ響きあい健やかに暮らす町(保健・医療・
福祉の充実)、いきいきと心豊かに学ぶ町(教育・人権・地域文化・生涯学習
の推進)、夢語る新コミュニティの町(住民主体)の6つをテーマ(将来像)
に、行政と町民が一体となったまちづくりを目指します。

(3) 発展の方向

<ものづくり産業の振興>

- ・地場産業の育成については、新商品、新技術開発、販路の開拓等意欲的で先進
的な事業活動を誘引するため、関係機関との連携による支援体制の充実を図り
ます。
- ・産学官の連携を強化する中で、新技術を含め核となる技術を活かした新たな商
品、用途の研究に努めるとともに、新産業の創出及び産業集積を推進します。

- ・地域資源、技術を活用し、産業集積を目指した戦略的な企業誘致を推進するとともに、既存誘致企業へのフォローアップ強化と関連する産業の育成に取り組みます。
- ・瓦産業については、経営基盤の強化に取り組むとともに、住宅市場のニーズに応える製品づくりを進め、首都圏・海外等の新たな市場への進出を図ります。

<自然が育む資源を活かした産業の振興>

- ・自然が育む多彩で豊富な農林水産物を、地域への来訪者に対して生産者の顔の見える食材として提供するとともに、山陽側との近接性等を活かした販路の拡大やブランド化を図ります。
- ・大麦若葉、えごま等の機能性食品関連特産物や米を中心に有機・エコロジー農業を進め、健康や安全志向に向けた高付加価値化を図るとともに、「代官いも」等の地域特産物の6次産業化を進めます。
- ・遊休農地や林地等を活用した集落ぐるみの放牧を進めるとともに、堆肥を活用した仕組みを構築することにより、環境に配慮した耕畜一体となった農業生産体系を確立します。
- ・森林資源が利用期を迎えつつある中で、森林組合を中心として森林施業の集約化等を進め、需要に応じて供給できる仕組みの確立を図ります。
- ・基幹漁業である小型底びき網漁業等により漁獲される水産物の鮮度向上や高品質化により付加価値を高め、漁業経営の安定化を図ります。

<観光の振興>

- ・石見銀山遺跡の世界遺産登録に伴って増加する来訪者に対応するため、道路網の整備や広島と結ぶバス路線の改善など、アクセスの利便性の向上を図ります。また、来訪者を圏域全体で受け入れる体制づくりを進め、宿泊機能の充実や地域資源を活用したみやげ物や「食」を提供することにより、地域内での観光消費額の増加を目指します。
- ・石見銀山遺跡や三瓶山、香木の森公園、スキー場など、集客力のある拠点のネットワーク化により、滞在・周遊型の観光・交流を軸としたビジネスの創出・拡大を図ります。

<産業基盤の維持・整備>

- ・企業活動を支え、観光振興を図る上で、圏域内において順次事業着手されている山陰自動車道は重要であり、早期整備に取り組みます。
- ・高速情報通信網など情報通信ネットワーク環境の整備を進めます。

<その他>

- ・温泉資源や健康食材などを活用した健康増進、福祉などの新分野の育成・振興を図ります。

浜田圏域の発展の方向

(1) 圏域の特性

- ・北は日本海、南部は広島県に接し、東部には中国地方最大の一級河川江の川があり、沿岸地域、都市地域、農業地域、森林地域、レクリエーション地域など、多様性を持った地域です。
- ・人口、域内総生産額は、県内7圏域のなかで、松江、出雲圏域に次いで3番目に大きく、石見地域の中核的な位置を占めています。
- ・浜田自動車道は平成3年に開通し、平成15年には江津道路が供用になるなど、全国的高速道路ネットワークにつながっていると同時に、隣接する益田圏域には萩・石見空港があるなど、高速交通基盤が整備されています。
- ・浜田港は、北東アジアの大陸部の対岸に位置し、同大陸部の発展に伴って今後貿易額の増加が期待されます。また、県内唯一の国際貿易港であることから、県西部地域のみならず、本県の貿易振興の拠点としても期待されています。
- ・江津工業団地などが整備されており、利用可能な企業用地が豊富にあります。
- ・浜田市内には水産加工業が集積しており、特に干カレイは全国シェアの40%を超え、高いブランド力を有しています。
- ・石州瓦や石見焼といった古くからの地場産業があり、中でも石州瓦は瓦の三大産地のひとつとなっています。
- ・桑茶をはじめとする健康食品は、江の川沿いの流域市町で連携し、栽培・加工・販売の6次産業化に取り組んでいます。
- ・農業のうち、米については有機・エコロジー米など消費者ニーズに応える米づくりが進められています。園芸作物については、有機野菜のほか、新たな特産としてぶどう（ピオーネ）の生産量の増加が期待されています。
- ・林業については、人工林を中心に森林資源が成熟しつつあり、これを活用するため、林業・木材製造業関係者による協同組織が立ち上がっています。
- ・水産業については、日本有数の漁獲量と質を誇る浜田漁港を有し、特にアジ・カレイ・ノドグロは「どんちっち」としてブランド化に向けた取り組みが行われています。
- ・しまね海洋館（アクアス）、石見海浜公園、スキー場、ゴルフ場、温泉などの観光資源や、伝統芸能の石見神楽など、魅力ある地域資源が数多くあります。
- ・島根県立大学、島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）、高等技術校、各種専修学校、高等学校などの教育・職業能力開発施設があります。
- ・島根あさひ社会復帰促進センターの開設（平成20年10月予定）により、約3,000人の人口増加が見込まれるとともに、新たな雇用の創出など、地域経済への大きな効果が期待されています。
- ・上記のほか、主な地域資源としては「地域資源活用促進法」に基づき認定された次のものがあります。

なし、西条柿、金城の湧水、弥栄のどぶろく、石州和紙、石見神楽衣装・面・蛇胴、石見畳ヶ浦、世界こども美術館、石正美術館など

(2) 各市町村の総合振興計画等における将来像

浜田市：「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」

市民一人ひとりが海・山など素晴らしい自然を大切にし、先人から受け継いだ文化、伝統を守り育てるとともに、「交流拠点」という地域特性を活かしてまちに賑わいをもたらし、だれもが輝いて暮らせるまちをつくります。

江津市：「元気！勇気！感動！ごうつ ～江の川が育むイキイキ協働体～」

美しい海・山、「江の川」と共生し、子どもたちの元気に遊ぶ声があふれ、高齢者のイキイキと元気に活動する姿が見えるまちをつくります。

(3) 発展の方向

<ものづくり産業・貿易の振興>

- ・瓦産業については、経営基盤の強化に取り組むとともに、住宅市場のニーズに応える製品づくりを進め、首都圏・海外等の新たな市場への進出を図ります。
- ・機械金属加工などの集積をベースにさらに自動車部品加工、産業機械製造などの立地と事業の高度化を促進します。
- ・浜田港を利用した貿易を促進するため、国内外での積極的なポートセールスを展開するとともに、定期コンテナ航路の維持・拡大を目指します。また、ロシア極東地域への輸出を関係者と連携して支援することにより、浜田港のさらなる利用促進を図ります。

<自然が育む資源を活かした産業の振興>

- ・食品加工業が多く集積している地域であり、地元の農水産物を素材として供給するとともに、さらに付加価値を高めていく取り組みを進めます。
- ・他地域に先駆けて取り組んできた有機野菜、有機・エコロジー米や、地域特性を活かした「どんちっち三魚」、ピオーネ、西条柿、原木しいたけなどの素材を、質の向上とマーケティングの強化により地域のブランドとして育て、販売競争力を高めます。また、品目に即した生産基盤や流通基盤の整備を推進します。
- ・圏域独自の「石州くんえん材」の需要拡大や粉炭製造などの木質バイオマス利用を促進します。
- ・豊かな農林水産資源を活用し、桑による食品製造などの分野で、健康食品や機能性食品などより付加価値の高い食品関連産業の創出を促進します。
- ・水産業については、基幹漁業である沖合底びき網やまき網、水産加工業の活性化、県外船による水産物の陸揚げ誘致など、地域が連携した総合的な取り組みを

進めます。

- ・島根あさひ社会復帰促進センターの開設に向けて、食材を安定的に納入できる体制づくりを進めるとともに、刑務作業を農林水産業の活性化に活用していきます。

< 観光の振興 >

- ・豊かな自然を活かしたスキー、カヌー、サーフィンなどのスポーツや、温泉、石見神楽などの豊富な地域資源を活用した四季折々の周遊ルートの設定、石見銀山遺跡と連携した広域的な観光、体験・学習・交流など旅行者ニーズに応じた商品づくりを進め、交流人口の増大を図ります。また、地域の新鮮な海産物や有機・エコロジー農産物を活かした「食」の観光資源化に取り組みます。
- ・国内はもとより台湾や韓国など海外からの観光需要の取り込みに努めます。

< 産業基盤の維持・整備 >

- ・企業活動を支え、観光振興を図る上で、東西に向けての山陰自動車道は重要であり、早期整備に取り組みます。また、隣接する圏域と一体となって萩・石見空港の路線の維持・充実に取り組みます。
- ・高速情報通信網など情報通信ネットワーク環境の整備を進めます。

< その他 >

- ・浜田港の臨海工業団地や浜田漁港瀬戸ヶ島地区の埋立地については、地域活性化につながる利活用を図ります。

益田圏域の発展の方向

(1) 圏域の特性

- ・広島県、山口県と県境を接しており、古くから両県との社会的・経済的なつながりが強い地域です。また、アジアの発展に伴って経済が拡大している北九州とも近い距離にあります。
- ・圏域を流れる高津川は一級河川の水質ランキングで1位（平成18年）になるなど、清らかで豊かな自然に恵まれています。
- ・JR山陰本線の高速化が実現するとともに、萩・石見空港、益田道路（一部区間）、中国縦貫自動車道（六日市IC）などの交通基盤が整備されています。
- ・石見臨空ファクトリーパークが整備されており、利用可能な企業用地が豊富にあります。
- ・ゴム製品製造、プラスチック製品製造業等の誘致企業があり、地域の雇用確保に大きな役割を果たしています。中山間地域においても、自動車部品関連などの誘致企業が立地しています。
- ・農業のうち、米については「西いわみヘルシー元氣米」など売れる米づくりが進められています。園芸作物については、メロン、トマト、ぶどう、柿、わさびなどが栽培され、農業産出額の約4割を占めています。畜産については、農業産出額の約4割を占めており、大型畜産経営体の規模拡大などにより近年増加傾向にあります。
- ・林業については、人工林を中心に利用期を迎えつつあるとともに、圏域には古くから木材製造業の集積があります。
- ・利用期を迎えつつある豊富な森林資源があります。
- ・ダムのない清流高津川に育まれるアユは、品質においても全国的に高く評価されています。また、沿岸漁業においては、安定した漁業の経営基盤を確保するために、移動式小型定置網など漁獲効率の高い新規漁法の導入や砂浜域の水産資源の有効利用などの取組みが進められています。
- ・津和野は観光地として全国に認知されており、圏域の観光の中心となっています。
- ・津和野のほか、高津川、匹見峡等の豊かな自然、雪舟ゆかりの寺や石見神楽などの人文的資源に恵まれています。
- ・高等技術校、各種専修学校、高等学校などの教育・職業能力開発施設があります。
- ・益田市においては、芸術文化センター（グラントワ）の整備や駅前地区の再開発が行われ、圏域の中核としての機能が期待されています。
- ・上記のほか、主な地域資源としては「地域資源活用促進法」に基づき認定された次のものがあります。

ゆず、粉炭、木工品、鷺舞神事、大井谷棚田、水仙の群生地、太鼓谷稻成神

社など

(2) 各市町村の総合振興計画等における将来像

益田市：「未来にむけ 一人ひとりが輝くまち」 新市建設計画

住民の自己実現を支援し、行政と住民の協働・連携によるまちづくりを推進するとともに、各地域が一体感を持ちながら、個性を活かした地域づくりを実践し、魅力あるまちづくりを目指します。

津和野町：「人と自然に生まれ、温もりのある交流のまちづくり」

豊かな自然を活かすとともに、次代を担う人材の育成に努め、町民一人ひとりが生き甲斐を持って、豊かさを実感できるまちづくりを目指します。

吉賀町：「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち」

高津川などの自然、まちづくりを担う人、産業の振興の3つを将来像実現のための基盤とします。

(3) 発展の方向

<ものづくり産業の振興>

- ・ゴム製品、プラスチック製品製造業などの誘致企業が立地しており、企業間の交流や連携、地場企業の技術力の向上などを促進することにより、圏域内企業間の取引を拡大し、域内での経済循環を高めます。
- ・萩・石見空港、国営開発農用地などの圏域の資源を最大限に活かすことのできる企業の誘致など、戦略的な取組みを進めます。

<自然が育む資源を活かした産業の振興>

- ・森林に育まれたわさび・山菜、清流高津川のアユ、環境に優しい「西いわみヘルシー元氣米」、温暖な気候を活かした施設園芸作物、大規模経営による肉用牛など西石見らしい産物の生産振興を図り、国内外への幅広い販売戦略により、高津川流域産品のブランド確立を目指します。
- ・豊かな農林水産資源を活用し、ケール栽培による青汁生産、水耕トマトなどの分野で、健康食品や機能性食品などより付加価値の高い食品関連産業の創出を促進します。
- ・豊富な森林資源を活用し、需要に応じて木材を供給できる仕組みづくりを進めるとともに、乾燥材製品などの良質な製品を安定的に供給できる体制を構築することにより、「木を伐って使って植える」という循環型林業の流れを確立します。

<観光の振興>

- ・津和野など圏域内の観光資源と石見銀山遺跡など県内他圏域の観光資源との連携や、山口県・広島県との連携を進め、広域的な周遊観光を推進します。
- ・地域資源を活用した「食」の提供などにより魅力ある観光地づくりを進め、宿泊客数の増加など観光消費額の増加を目指します。

< 産業基盤の維持・整備 >

- ・企業活動を支え、観光振興を図る上で、山陰自動車道は重要であり、早期整備に取り組みます。また、隣接する圏域と一体となって萩・石見空港の路線の維持・充実に取り組みます。
- ・高速情報通信網など情報通信ネットワーク環境の整備を進めます。

隠岐圏域の発展の方向

(1) 圏域の特性

- ・国境の島として、我が国の領域、排他的経済水域の保全等において極めて大きな存在価値を有しています。
- ・2,000メートルの滑走路を持つ隠岐空港を有しているほか、隠岐・本土間には、超高速船1隻とフェリー3隻が就航しています。
- ・島前3町村には内航船2隻が就航し、3島間の人、物の輸送を行っています。
- ・隠岐で産出される良質の岩石は建設資材として海上輸送により島外へ移出されています。
- ・近年、海産物の加工や海水を使用した自然塩の製造が新たに始まっています。
- ・海水を活用した藻塩米の生産や、放牧地を活用した肉用牛生産など、付加価値の高い製品の島外への販売が積極的に進められています。
- ・島後地域のスギやクヌギなど利用期を迎えている森林資源が豊富にあり、販路拡大に向けた島外出荷も行われています。
- ・水産業については、日本海有数の豊かな漁場に恵まれており、まき網漁業、ズワイガニ・エッチュウバイ（白バイ）等のかご漁業、イワガキ養殖など、多種多様な漁業が営まれています。隠岐圏域の水産業の総生産額は県全体の約3分の1を占めています。
- ・大山隠岐国立公園に指定されており、国賀海岸、赤壁、白島海岸、浄土ヶ浦などの雄大な自然景観や、後鳥羽上皇、後醍醐天皇の行在所跡をはじめとする史跡や牛突きなどの地域特有の人文的資源に恵まれています。
- ・民間団体による「エコツーリズム大学」が開講し、隠岐の自然や歴史を活かした独自のエコツーリズムが注目を集めています。
- ・修学旅行の誘致により、民泊組織が設立され、田舎ツーリズム登録者数は県下最多となっています。
- ・隠岐の島町と海士町に高等学校があります。
- ・隠岐4町村は、広域連合により医療の確保を図っています。
- ・近年、各町村による様々な定住対策により、都市部から多くのU・Iターン者を受け入れています。
- ・4つの島が異なる自然、歴史、文化を有し、多様な特性を持っています。また、離島という地理的特性から、地域コミュニティが残り、それぞれの島に対する愛郷心が強く残っています。
- ・上記のほか、主な地域資源としては「地域資源活用促進法」に基づき認定された次のものがあります。
ケンサキイカ、アワビ、あごだし、黒木御所跡、赤ハゲ山、壇鏡の滝、ローソク岩等の奇岩など

(2) 各市町村の総合振興計画等における将来像

海士町：『『自立・挑戦・交流』 ~そして確かな明日へ~』 町政の経営指針
立ち上げた新産業を着実に伸ばし雇用と定住の増大
人間力に溢れた未来を支える人づくりの推進
交流を通してネットワーク（海士ファン・応援団）をつくる
人（健康）・自然（環境）・生活（文化）に配慮したサステナブル（持続
可能）な島へ

西ノ島町：「将来に夢のもてるまちづくりをめざして」

島の自然・歴史・伝統・文化を大切に、住民と行政が協働の精神で力を合わせ、子どもから高齢者まで活力と安らぎある暮らしを目指し、島で生きること
に誇りのもてるまちをつくりまします。

知夫村：「活力ある住みよい郷土・知夫村 ~交流によって「島の力」をひき
だそう~」

定住人口の減少を補う交流人口の積極的導入によって村の経済社会的活力
を高め、より幅広い世代の住民から構成される住みよい郷土をつくりまします。

隠岐の島町：「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち ~みんなの手によ
るまちづくり~」

豊かな資源を共有する住民と住民、住民と来島者との交流をテーマとして、
豊かで魅力あるまち、自立したまちをつくりまします。

(3) 発展の方向

<ものづくり産業の振興>

- ・高度情報通信網を活用したコールセンターや、豊富な森林資源が活用できる木
質バイオマス実証研究施設など、離島の地理的制約を克服できる企業等の誘致
を図ります。

<自然が育む資源を活かした産業の振興>

- ・海のリネラルを含んだ「藻塩米」、収穫期の海風を利用した「ハデ干し米」な
ど、特色ある農産物の生産振興に取り組みまします。また、広大な放牧地を活用し
て生産される「隠岐牛」を地域団体商標登録し、肉用牛のブランド化を推進し
まします。
- ・拡大する国内産木材への需要に対応し、木材の供給体制を整備するとともに、
木材・木製品の島外への出荷を積極的に進めます。
- ・漁獲物の高付加価値化や鮮度保持技術の向上等の取組みや、ズワイガニ、イワ
ガキ、エッチュウバイ（白バイ）などを「隠岐ブランド」として確立する取組

みを推進します。

- ・豊かな農林水産資源を活用し、海産物の加工や製塩などの分野で、健康食品や機能性食品などより付加価値の高い食品関連産業の創出を促進します。

<観光の振興>

- ・夏季（5月～10月）を中心に団体旅行に過度に依存する観光から、個人・グループでも来島しやすい通年型・滞在型観光への脱皮を図ります。
- ・多様化する観光客のニーズに対応し、イカ釣り・地引き網・マリンスポーツ・高齢者の健康づくりメニューなどの体験や、民謡・舞踊・歴史文化等の活用による地元の人とのふれあいなどの交流によるテーマ型観光商品の充実を図ります。
- ・新鮮な魚介類や特徴ある土産品の提供など、「食」と「買い物」において、観光客の満足度を高めていく取組みを進めます。
- ・中海・宍道湖圏域と連携し、大山隠岐国立公園の特色ある自然を活かした観光商品の開発を推進するとともに、超高速船やフェリー、出雲空港からの入り込みに加え、直行便が就航している関西圏からの誘客を図るなど、観光客の誘致を進めます。

<産業基盤の維持・整備>

- ・地元受け入れ体制の強化等により体験・交流型観光事業を推進し、隠岐空港の路線の維持・充実に取り組みます。
- ・物資の輸送や人の輸送手段として、島の生活や産業を支える航路の維持・改善を図ります。
- ・高速情報通信網など情報通信ネットワーク環境の整備を進めます。

<その他>

- ・様々な交流事業により、都市部の若者や外国人などの来訪が増加しており、こうした外部との交流を経済活性化につなげる取組みを進めます。

3 . 中山間地域における方向性

県土の約 85%を占める中山間地域は、地理的・社会的な条件が不利な地域が多く、人口減少や高齢化により地域の活力が失われつつある地域や、中には人口流出が進み集落の存続さえ危惧される地域もあります。

中山間地域は、豊かな自然や伝統、文化、歴史に恵まれ、洪水や土砂の流出を防ぐ「国土保全機能」、生物を育み、水を浄化する「環境保全機能」、おいしい農産物を生産する「食料供給機能」、古くから伝わる祭礼、行事、風習等の「伝統文化」、四季折々に多彩な姿で心をいやす「自然景観」等の公益的・多面的機能を有しています。

中山間地域における活力の減退は、全国的な広がりを持つ問題であり、国家的な視点からの抜本的な施策展開が必要ですが、これと同時に、今後のあるべき社会システムを示していく上でも、島根が自らの創意工夫により、活力があり、安心して暮らすことのできる中山間地域の形成に向けて努力していくことが重要です。

(1) 中山間地域の課題と活性化の方向

中山間地域が抱える課題の中でも、喫緊に対策を講じる必要があるものについて、重点的に施策を推進する必要があります。

・ 地域に活力を生む産業の振興

企業誘致等により多くの雇用の場が創出されてきましたが、中山間地域の大部分の地域では総じて雇用の場が少なく、若年層を中心として人口の流出が続いています。

このため、地域資源を活用した産業振興、農林水産業の担い手の確保・育成、都市との交流産業の振興などに取り組む必要があります。

・ 日常生活を支える諸機能の維持

病院の診療機能の低下や、福祉施設、商店、金融機関などの統廃合や閉鎖、路線バスの廃止・縮小により、住民の日常生活に支障が生じています。また、医師・看護職員の不足や、携帯電話の不感地域の存在、地域の防犯機能の低下などの課題があります。

このため、生活に必要な機能の確保、地域生活交通の確保などに取り組む必要があります。

・ 農林地等の地域資源の維持・保全

耕作放棄地や荒廃森林が多くなっており、中山間地域が持つ国土保全や水源涵養などの機能の維持が危ぶまれています。

このため、こうした農林地や空き家については、現状把握のための調査、都

市との交流事業での活用や管理耕作、U・Iターン者や企業等による新たな活用などに取り組む必要があります。

・持続可能な地域社会の仕組みづくり

過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、地域社会の機能が低下しています。また、市町村財政が厳しいことなどにより、地域を維持する取組みを行政が従来どおりに支援していくことが困難になってきています。

このため、多様な主体の参画による集落を越えた新たな地域運営の仕組みづくりや、U・Iターンの促進による新たな担い手の確保、特に小規模・高齢化した集落の対策などに取り組む必要があります。

(2) 地域特性に応じた施策展開

中山間地域は、地理的・社会的な条件によって状況は様々です。従って、中山間地域の活性化を図るためには、中山間地域を一括りにした画一的な施策展開ではなく、地域特性や実情に応じた施策を講じていく必要があります。

中山間地域の地理的・社会的条件などの特性を見極め、それぞれの地域に応じた施策展開を図ることが重要となることから、ここでは、その特性を3つの地域に分類した場合のそれぞれの方向性を示すこととします。

なお、実際には、歴史・文化・経済等の状況が様々であり、いくつかの地域分類の特性を併せ持った地域や、中間的な地域もあります。このため、実際の施策の展開にあたっては、それぞれの地域特性を分析し、実情に応じてきめ細かく対応することが必要です。

分類 : 広域的な生活圏の拠点地域とその周辺で、人口も集積している地域
~ 中山間地域にある市の中心部などが該当します ~

< 特性 >

- ・医療・商業などの生活機能や生活基盤が整備されており、広域生活圏にある地域を支える役割が期待されます。

< 施策の方向 >

- ・都市機能の充実と近郊田園地域の一体的整備を図り、都市的な生活と農山漁村での生活の両方を満たす地域として内外にPRし、定住を促進します。
- ・地域産業の振興と企業の誘致を積極的に行うことにより、雇用の場を拡大し、若者を中心とした通勤圏内全域の定住を促進します。
- ・広域的な生活拠点として、日常生活を支える医療・商業等の機能の充実を図

ります。

- ・周辺地域との連携・交流を促進するとともに、集積している生活基盤の広域的な活用を可能とする基幹的な生活交通を確保します。

分類 : 日常生活の拠点となる地域とその周辺で、人口がある程度集積している地域
~ 町村の中心部や、旧町村の役場周辺などが該当します ~

< 特性 >

- ・一定の生活機能を有しており、人口減少は進んでいるものの、担い手となる世代が残っており、「分類 」の地域を支える役割が期待されます。

< 施策の方向 >

- ・生活機能や生活基盤が整備されている「分類 」に該当する地域との間で、基幹的な生活交通を確保します。
- ・集落の機能が低下している「分類 」に該当する周辺の地域を含む広域的な生活交通を確保します。
- ・医療や治安をはじめ様々な生活に必要な機能を、交通・交流・情報通信機能等を駆使しながら維持し、生活環境の確保・整備を図ります。
- ・都市住民が豊かな自然環境や伝統文化に触れる交流の促進や、地域資源を活用した産業を振興するとともに、基幹産業である農林水産業の活性化を図ります。

分類 : 日常生活の拠点から遠く、人口の減少・高齢化が進行している地域
~ 市町村の周辺部にある地域などが該当します ~

< 特性 >

- ・人口減少・高齢化が進み、集落の機能が低下している地域で、地域を維持するため、「分類 」、「分類 」の地域との連携が必要です。
- ・この分類の中には、小規模・高齢化し、集落の機能が著しく低下している地域もあります。

< 施策の方向 >

- ・地域内外の多様な主体の参画を促し、集落を越えた広い範囲で住民の日常生活の維持を図るなど、新たな地域運営の仕組みづくりを進めます。
- ・住民生活に不可欠な機能を果たす拠点集落と、周辺地域を結ぶ生活交通等を、新たな交通システムの導入などにより確保します。

- ・従来の担い手に加え、地域住民や NPO、企業などが一体となった農林地の保全管理活動を推進します。
- ・この地域で脈々と受け継がれてきた伝統文化や風習等を記録・伝承していく取り組みを進めます。
- ・田舎ツーリズムなど、高齢者でもできる産業おこしに取り組みます。

(3) 総力を結集した施策の推進

中山間地域の活性化にあたっては、地域や市町村の自主的な取り組みを基本とし、地域住民、公民館や NPO、社会福祉協議会などの各種団体、市町村、県、さらには広範な県民等が密接な連携を図りながら、総力を結集して施策を推進することが重要です。

中山間地域に住む皆様や、この地域に関わりをもつ皆様には、様々な問題に対して関心を深め、女性や高齢者、U・I ターン者の視点なども大切にし、相互に協力しあいながら、創意工夫を凝らした地域活動を展開するとともに、こうした活動に積極的に参加・協力し、元気のある明るい地域づくりを進める必要があります。また、体験活動やボランティア活動に、都市住民等を積極的に受け入れ、地域活力の向上や公益的機能の維持保全を図ることが求められます。

河川の上流域に位置する中山間地域が有する多面的な機能が下流部に暮らす住民の暮らしを支えるなど、中山間地域とその他の地域は相互に補完・共生しあう関係にあります。島根では、こうしたことを様々な活動や学習を通じて身近に実感することのできる機会が増えつつあります。

県民の皆様には、中山間地域の存在意義を共有し、機会あるごとに、地球環境の保護など公益的機能の保全についても都市の住民に情報発信するとともに、この大切な地域を共に守り、育んでいく活動にそれぞれの立場で力を発揮していただけることを期待します。

島根総合発展計画

「政策・施策体系」

| 基本 目標 | 政 策 | 施 策 | |
|-----------|---|---|--|
| ・ 活力あるしまね | <p>産業振興</p> <p>1. ものづくり・IT産業の振興</p> <p>2. 自然が育む資源を活かした産業の振興</p> <p>3. 観光の振興</p> <p>4. 中小企業の振興</p> | <p>1 県内企業の経営・技術革新の支援</p> <p>2 ソフト系IT産業の振興</p> <p>3 新産業・新事業の創出</p> <p>4 企業誘致の推進</p> <p>1 売れる農林水産品・加工品づくり</p> <p>2 県産品の販路開拓・拡大の支援</p> <p>3 農林水産業の担い手の確保・育成</p> <p>1 広域観光の推進</p> <p>2 観光交流ビジネス化の支援</p> <p>1 特色ある技術・材料を活かした取り組みの促進</p> <p>2 経営安定化の支援</p> <p>3 商業の振興</p> | |
| | 5. 雇用・定住の促進 | <p>1 産業人材の育成</p> <p>2 雇用・就業の促進</p> <p>3 就業環境の整備</p> <p>4 U・Iターンの促進</p> | |
| | 6. 産業基盤の維持・整備 | <p>1 情報通信基盤の整備促進</p> <p>2 高速道路網の整備</p> <p>3 航空路線の維持・充実</p> <p>4 空港・港湾の維持・整備</p> | |
| | ・ 安心し | 1. 安全対策の推進 | <p>1 危機管理体制の充実・強化</p> <p>2 消防防災対策の推進</p> <p>3 原子力安全・防災対策の充実</p> <p>4 治安対策の推進</p> <p>5 交通安全対策の推進</p> <p>6 消費者対策の推進</p> <p>7 災害に強い県土づくり</p> <p>8 食の安全の確保</p> |
| | | 2. 健康づくりと福祉の充実 | <p>1 健康づくりの推進</p> <p>2 地域福祉の推進</p> <p>3 高齢者福祉の推進</p> |

| | | |
|----------|---|--|
| て暮らせるしまね | | <p>4 障害者の自立支援 5 生活衛生の充実 6 生活援護の確保</p> <p>1 医療機能の確保 2 県立病院における良質な医療提供 3 医療従事者の養成・確保</p> <p>1 子育て環境の充実 2 子育て福祉の充実 3 母子保健の推進</p> <p>1 道路網の整備と維持管理 2 地域生活交通の確保 3 IT活用の推進 4 都市・農山漁村空間の保全・整備 5 居住環境づくり 6 地域コミュニティの維持・再生</p> |
| ・心豊かなしまね | <p>1. 教育の充実</p> <p>2. 多彩な県民活動の推進</p> <p>3. 人権の尊重と相互理解の推進</p> <p>4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用</p> | <p>1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 2 発達段階に応じた教育の振興 3 青少年の健全な育成の推進 4 高等教育の充実</p> <p>1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 2 スポーツの振興 3 芸術・文化の振興</p> <p>1 人権施策の推進 2 男女共同参画の推進 3 国際化と多文化共生の推進</p> <p>1 多様な自然の保全 2 自然とのふれあいの推進 3 景観の保全と創造 4 文化財の保存・継承と活用 5 環境保全の推進</p> |
| | <p>計画の推進に向けた県の基本姿勢</p> | <p>1 県民の総力を結集できる行政の推進 2 市町村とのパートナーシップの構築 3 財政健全化に向けた改革の推進 4 迅速に活動できる組織の運営 5 政策推進システムの充実</p> |
| | 政策:15本 | 政策:66本 |

実 施 計 画

.

政策

政策 1 産業振興(1)

ものづくり・IT産業の振興

目 的

競争力のある裾野の広いものづくり産業を創出するとともに、IT産業の育成・誘致を戦略的に推進し、生き生きと働くことのできる雇用の場を拡げ地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

国内の製造業は、高い技術力に裏打ちされた高付加価値品の生産に特化することで、国際競争力を保持しており、県内企業においても、技術力等の向上に努め、競争力を高める必要があります。

IT産業は、市場が年々拡大する成長分野として注目されており、島根においても発展戦略を描ける有望な分野です。

取 組 み の 方 向

県内企業の競争力を高めるための経営力・技術力・販売力の強化を図るとともに、新技術、新材料、新製品の開発による新産業や新事業の創出を目指します。

IT産業においては、ソフトウェア開発の需要が集中する大都市からの業務の獲得と、IT技術者等の人材養成に取り組みます。

県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 | | 平成23年度 |
|-----------------------|---------|---|---------|
| 県内の製造業とソフト系IT産業の付加価値額 | 3,913億円 |  | 4,340億円 |
| 県内の製造業とソフト系IT産業の従業者数 | 46,028人 | | 47,800人 |

製造業及びソフト系IT産業の付加価値額の増加と雇用の創出を目指します。

製造業は4人以上の事業所、ソフト系IT産業は「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」とします。

県が実施する施策

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 県内企業の経営・技術革新の支援 | ・・・ | 108 |
| ソフト系 IT 産業の振興 | ・・・ | 110 |
| 新産業・新事業の創出 | ・・・ | 112 |
| 企業誘致の推進 | ・・・ | 114 |

県民の皆さまへ

市場ニーズを的確に捉えた新事業の展開や新分野への進出に積極的に取り組んでください。県や大学などでは、研究成果の活用などの相談にも応じています。

地域全体で、新たなものへ挑戦する企業や人を支え、応援しましょう。

〔取り組み事例〕

【「金型」の研究開発】

「しまね金型研究会」は、「金型（製品をつくるための金属の型）」をキーワードに県内の関連企業が集まり、金型に関する特殊技術の研究や会員相互の技術連携等を行っているグループです。新規市場開拓に向けた新技術の確立や技術的課題の克服を目指しています。

【ものづくりネットワーク】

地域の関連企業がネットワークをつくって、様々な課題に取り組んでいます。斐川町では、社員の技術向上を目的に、機械金属関連企業が共同して熟練者による現場指導や技術研修を行っています。東出雲町では、多品種少量生産や短納期など得意な分野を持つ企業が連携して新たな受注先の開拓に取り組んでいます。

【Ruby の普及・発展】

島根発のプログラミング言語 Ruby の普及と発展を目的とする合同会社「Ruby アソシエーション」が設立され、Ruby の資格認定試験や、ビジネス利用に向けた関連プロジェクトを実施しています。

政策 2 産業振興(2)

自然が育む資源を活かした産業の振興

目 的

高品質で付加価値が高い売れる農林水産品・加工品づくりや、県産品の販路拡大を戦略的に展開するとともに、意欲のある担い手を確保・育成し、地域産業を振興します。

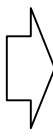
現 状 と 課 題

農林水産業は、島根の基幹産業として地域に密着した重要な産業であり、食料や木材の供給などを通して国民生活を支えています。
県内の大半を占める農山漁村地域では、農林水産業の従事者の減少や高齢化、国際競争や産地間競争の激化などにより、産業活動の停滞や活力の低下が続いています。

取 組 み の 方 向

島根の自然が育む製品の生産から加工・販売に至る一貫した取組みを、農林水産業と商工業の連携を強化し戦略的に推進します。
消費者や市場のニーズを的確に捉え、地域の特色を活かすことにより、品質と付加価値の向上を目指します。
安定供給に向けた生産・流通の仕組みづくりと、必要な基盤整備を推進します。
農林水産品・加工品をはじめとする県産品の県内外における販路拡大に取り組むとともに、輸出を促進します。
意欲のある安定的な担い手の確保・育成に向けて、地域の実情に即した取組みを進めます。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|----------------|----------|---|----------|
| 農林水産業の産出額 | 931 億円 |  | 950 億円 |
| 農林水産業の年間新規就業者数 | 144 人 | | 155 人 |

農業産出額、林業産出額、漁業生産額の合計です。高品質で付加価値が高い農林水産品づくりや販路拡大により、農林水産業産出額の増加を目指します。

農業、林業、漁業の新規就業者の合計です。毎年 155 人の新たな担い手の確保を目指します。

県が実施する施策

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 売れる農林水産品・加工品づくり | ・・・ | 116 |
| 県産品の販路開拓・拡大の支援 | ・・・ | 120 |
| 農林水産業の担い手の確保・育成 | ・・・ | 122 |

県民の皆さまへ

島根の自然が育む農林水産資源などにより、地域を活性化し、豊かにするためには、どのような取組みが必要か、地域の皆さんが一体となって考え、実践する取組みを広げましょう。

〔取組み事例〕

【集落営農組織による経営の安定的・多角的展開】

津和野町の農事組合法人「おくがの村」は、全国に先駆けて設立された集落営農型の法人で、農作業の受委託により、高齢者も生涯現役で農業に携わっています。

斐川町の農事組合法人「あかつきファーム今在家」では、米、麦、大豆のほか特産のタマネギ、キャベツや、チューリップの球根など、大規模農場を生かした安定的で効率的な生産が行われており、いちご、ぶどうの観光農園など、経営の多角化も進められています。

【隠岐の産品のブランド化】

海士町では、企業からの農業参入により、全国に類を見ない放牧スタイルなど、地域の特色を活かした肉用牛産地づくりが進められています。また、西ノ島町では、生きたまま直送する「活イカ」の取組みが進められているほか、隠岐地域全体で、ズワイガニ、イワガキ、白バイなどを「隠岐ブランド」として高付加価値化する取組みが進められています。

【女性や高齢者が中心となった新たな産直システムづくり】

雲南地域では、産地直売を行う広域的な組織として、「奥出雲産直振興推進協議会」が農家や生産グループにより設立され、2千人を超える会員がつくった農産物や加工品を圏域内の14箇所の直売所で販売しています。

また、松江市内の大型量販店内に「モリモリ奥出雲」を開設するとともに、京阪神の大型量販店で産直市に取り組みなど、意欲的に販路を拡大しています。

政策 3 産業振興(3)

観光の振興

目的

島根の魅力を最大限に活かした観光地づくりにより、国内外からの誘客を促し、観光を振興します。

現状と課題

県内の観光客数は、平成 13 年の 2,605 万人をピークに減少傾向にありましたが、平成 16 年から増加に転じ、平成 18 年には入り込み延べ数 2,658 万人、観光消費額 1,190 億円で過去最高となっています。

島根は従来からの観光地のほか、石見銀山遺跡など、近年、集客力を高めた地域を有しています。これらを核とし、地域の特色を活かして、隣県も含めた広域的な面としての観光振興を進めていくことが必要です。

旅行ニーズが多様化・個人旅行化し、観光地間の競争が全国的に激化するなかでは、島根独自の資源を活かしたテーマ性のある観光の創出と定着が必要です。

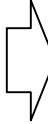
取組みの方向

各地域が持っている特色や強みを活かした観光資源の広域的連携による旅行商品開発を進め、情報発信を積極的に行います。

島根の様々な資源を活用し、地域が主体となって行う旅行商品の創出や、他分野からの参入促進など、観光関連業に携わる人材・組織を育成します。

県民との協働により、訪れる人々を温かくおもてなしする観光地づくりを推進します。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|------------|----------|---|----------|
| 観光客入り込み延べ数 | 2,658 万人 |  | 2,900 万人 |
| 観光消費額 | 1,190 億円 | | 1,300 億円 |
| 観光の満足度 | 44% | | 50% |

「島根県観光動態調査」で調査する観光地点入り込み延べ人数です。

「島根県観光動態調査」で調査するアンケートから算出した額です。

宿泊客の方への「観光アンケート調査」において、島根の観光地やおもてなしに対して「満足」と回答した人の割合です。

県が実施する施策

| | | |
|--------------|-----|-----|
| 広域観光の推進 | ・・・ | 124 |
| 観光交流ビジネス化の支援 | ・・・ | 126 |

県民の皆さまへ

観光は、一次産業・二次産業から三次産業まで広く関わっています。また、産業振興であると同時に地域振興にもつながっており、島根の発展に向け、波及効果が非常に大きな分野です。島根には、豊かな自然、古き良き文化・歴史、また来訪者にも親切な人々の暮らしなど、良いものがたくさんあります。こうした優れた観光資源を大いに活用するとともに、広く観光交流活動に参画しましょう。

〔取組み事例〕

【地域主体の観光振興】

隠岐地域では、民間有志による有限責任事業組合を核に、島根県と隠岐観光協会が加わって、旅行プランの企画のほか、特産品の通信販売など新しい集客ビジネス構築に取り組んでいます。また、美郷町、川本町では、地元の有志が三江線を利用した新しい旅を企画するなど、新たな地元発の取組みが進められています。

【県境を越えた広域的な連携】

広域的な取組みが様々な主体により進められています。島根、鳥取の20の社寺が連携して設立された「出雲の国社寺縁座の会」では、宍道湖・中海を巡る神仏霊場巡拝ルートを設け、ご縁を尊ぶ心の旅を提唱しています。また、「中海・宍道湖・大山圏域観光連携事業推進協議会」では、観光ポータルサイトの開設や産業観光のネットワーク化などの取組みが進められています。

政策 4 産業振興(4)

中小企業の振興

目 的

独自の技術や特色のある商品を持つ中小企業の新たな取組みを支援するとともに、経営改善や事業の安定化を図ることにより、力強い産業活動を推進します。

現 状 と 課 題

県内企業の9割以上が中小企業であり、その6割強が従業員4人以下の小規模な企業です。

島根県の経済構造は、公共事業など公的分野への依存度が高いため、民間需要主体の景気回復の効果が十分に及んでいない状況です。

中心市街地では郊外立地の大型商業施設の増加による商店街の空洞化が、また中山間地域においては過疎化・高齢化による商店の廃業が進んでいます。


取 組 み の 方 向

地域固有の資源や中小企業が持つ独自の技術・特色ある商品を活用した事業への新たな取組みを促進します。

中小企業の経営改善や事業の安定化に向けて、経済変動に対応した取組みを推進します。

中心市街地における商店街の再生や中山間地域における商業機能の確保など、商業の活性化に向け、市町村や商工団体など地域が中心となった取組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 | | 平成23年度 |
|-------------------------------|-----------|---|-------------|
| 地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数(4年間) | - |  | 12件 |
| 県内中小企業の事業所数 | 40,146事業所 | | 40,000事業所以上 |

地域資源産業活性化基金事業を活用し、地域資源を活かした新商品や新サービスを事業化(開発された商品を販売されている状況)した件数です。

経営相談や制度融資などの経営安定化支援により、中小企業の事業所数の維持を目指します。

県が実施する施策

| | | |
|----------------------|-----|-----|
| 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進 | ・・・ | 128 |
| 経営安定化の支援 | ・・・ | 130 |
| 商業の振興 | ・・・ | 132 |

県民の皆さまへ

自社の独自技術・特色ある商品や、身近に存在する資源を活用して、既存事業の拡大や新たな事業化などに取り組んでください。

自社の経営実態を客観的に把握した上で、市場ニーズに沿った企業活動を進め、経営の効率化や経営力の強化に努めてください。

県、県内各商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、財団法人しまね産業振興財団では、中小企業の皆様の様々な相談に応じています。

〔取組み事例〕

【商店街の取組み】

松江市中心部の商店街協同組合では、「全国に先駆けて、高齢者の方が住み良い地区にしよう」との発想から、アーケードの屋根下部への電線収納や車道と歩道の段差の解消により、歩行者の安全性を確保するとともに、白潟天満宮に「おかげ天神」を建立するなど、高齢者向けの様々な事業を展開しています。

【地域資源活用の取組み】

浜田市にある水産食品加工会社では、全国の水揚げ高で上位にランクされる浜田漁港の真アナゴを用いて、高付加価値の加工商品を開発し、全国に向けたブランド化に取り組んでいます。

安来市では、生産組合や多様な食料品製造業者が参画して、減反水田で栽培された大豆を活用し、“どじょうすくいのみち安来”のイメージを取り入れたヨーグルト、プリン、アイスクリームなどの商品開発に取り組んでいます。

政策 5 雇用・定住の促進

目 的

若年層や離転職による求職者、U・Iターン希望者等の県内産業への就業支援や県内産業が必要とする人材の育成、就業環境の改善を促すことにより、県内企業への就業と定着率の向上を図り、定住人口の拡大を目指します。

現 状 と 課 題

雇用を取り巻く状況は、県内においても改善傾向が見られますが、大都市部での雇用拡大に伴い、若年者を中心に県外への就職者が増加しています。

県内では、必要な人材が確保できない企業が見受けられる一方で、有効求人倍率は全国平均より低い水準にとどまっています。

就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労働相談件数は増加しています。

県外で活躍している島根出身者や学生の中には、ふるさとで就職を希望する人も多くいます。また、都市住民の中でも田舎暮らしへの関心が高まっています。

取 組 み の 方 向

企業が求める人材の育成や雇用のマッチング支援などにより県内就職を促進します。多様化する雇用形態や就業形態において、働きやすい就業環境に向けた取組みを推進します。

U・Iターン希望者が求めている雇用や住居など、総合的な定住情報の提供を行うとともに、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働してU・Iターンを促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|-------------------------------|----------|---|----------|
| 完全失業率 | 2.8% | ➡ | 2%台 |
| 県及び市町村の支援による U・Iターン者数（4年間） | - | | 800人 |

完全失業率は、就職意欲はあるが就職できない人の割合です。雇用情勢が好転した平成 17 年度以降の数値である 2%台の維持を目指します。

（財）ふるさと島根定住財団の取組み（「産業体験事業」「無料職業紹介事業」）等と各市町村の取組みによるU・Iターン者の合計人数です。年間 200 人程度を目指します。

県が実施する施策

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 産業人材の育成 | ・・・ | 134 |
| 雇用・就業の促進 | ・・・ | 136 |
| 就業環境の整備 | ・・・ | 138 |
| U・Iターンの促進 | ・・・ | 140 |

県民の皆さまへ

県内企業への関心を高め、関係機関が行う県内企業の採用情報の提供、就職相談、企業見学会、インターンシップ、職業訓練等を積極的に活用してください。

U・Iターンを希望する方や、その御家族・知人などの方々は、「(財)ふるさと島根定住財団」が提供する総合的な定住情報や産業体験、無料職業紹介などを活用ください。

事業主の皆様は、新規学校卒業者向けの求人情報の早期提供や、業務内容などの情報発信を積極的に行ってください。

〔取組み事例〕

【U・Iターン者の定住促進】

「結まーるプラス」は、地域の自立のために働きたいという熱い思いと危機感を持った江津市桜江町の住民により設立されたNPO法人です。田舎暮らしに関心を持つ都市住民を対象とした「田舎暮らしツアー」や、各種の体験交流事業などを積極的に展開し、U・Iターン者の定住促進など地域の活性化に取り組んでいます。

【地域で活躍する技術人材の輩出】

松江工業高等専門学校では、進路決定前の学生に地域産業への関心を高めてもらうための講義を開講しています。この講義は、県内の産業界等から講師を招き、地域産業の現状や今後の展開、実践的な知識や幅広い見識に基づいた新規性のある情報などを提供するもので、地域で活躍する優秀なエンジニアの輩出につながっています。

【企業の連携による職業訓練の取組み】

職業訓練法人「安来地域能力開発振興協会」では、中核的な産業である機械金属関連産業を中心に、一企業では困難な従業員の技能・技術力向上のため、地域の企業が連携して職業訓練を積極的に実施するなど、地域ぐるみで人材育成に取り組んでいます。

政策 6 産業基盤の維持・整備

目 的

産業活動や地域間交流を支える高速道路の整備を推進するとともに、航空路線の維持・充実を図ることにより、県外や県内各地との時間距離の短縮など、利便性の向上を図り、人や物の交流拡大を目指します。

県内全域において、超高速情報通信が利用できる環境の実現を目指します。

現 状 と 課 題

大都市圏から離れている島根にとって、高速交通及び情報通信ネットワークは、産業の振興を図る上で極めて重要です。

県内の高速道路の整備率は50%です。全国（70%）と比べて大きく遅れており、早期の整備が求められています。

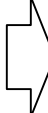
大都市圏や国外と短時間で結ぶ航空路線の維持・充実を図っていく必要があります。情報通信の主流といえる光ファイバーなどによる超高速インターネットは、産業活動に欠かせない基盤となっています。

取 組 み の 方 向

山陰道及び中国横断道尾道松江線の早期整備を図るとともに、航空路線や港湾の維持・充実に努めます。

市町村・民間通信事業者と連携して、光ファイバーなどによる超高速インターネットサービスの普及など地域の実情に応じた整備を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 | | 平成23年度 |
|--------------------------------|--------|---|--------|
| 高速道路供用率 | 50% |  | 55% |
| 光ファイバーによる超高速インターネットサービス利用可能世帯率 | 57.0% | | 62% |

高速道路供用率は、計画延長に対する通行可能となった延長の割合です。

光ファイバーによる超高速インターネットサービスの利用可能な基盤の整備が終わり、接続が可能な状態となっている世帯の割合です。

県が実施する施策

| | | |
|-------------|-----|-----|
| 情報通信基盤の整備促進 | ・・・ | 142 |
| 高速道路網の整備 | ・・・ | 144 |
| 航空路線の維持・充実 | ・・・ | 146 |
| 空港・港湾の維持・整備 | ・・・ | 148 |

県民の皆さまへ

高速道路は、災害や事故発生時の代替路線や、高度医療施設への搬送時間短縮のためにも必要です。暮らしの安全・安心を願う立場から、多くの方々に高速道路が早くつながるよう、応援していただいています。

島根県では、沿線自治体や関係団体などと協力して、高速道路の利用促進に取り組んでいます。自動料金収受システム（ETC）を利用していただくと、料金所をスムーズに通過できるとともに、通勤割引などいろいろな割引制度が適用となります。県民の皆様が利用しやすいよう、今後も ETC 割引制度の充実に取り組んでいきますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

〔取組み事例〕

【高速道路の早期整備に向けた取組み】

「ゆうひライン女性の会」は、浜田益田間の山陰自動車道早期整備を願い、また、生活者の視点から、これからの高速道路づくりや、高速道路を活用した地域づくりについて考えるため、益田市・浜田市在住の女性で結成された団体です。勉強会の開催や、高速道路工事現場の視察などを行い、早期整備を願う声などを県内外に発信しています。

【空港の利用促進に向けた取組み】

「益田商工会議所青年部」は、萩・石見空港の利用促進に向けて、首都圏や関西圏での街頭キャンペーン、マスコミに対する PR 活動、さらには地元での意見交換会の実施、空港でのイベント開催、住民に対する空港利用の呼びかけなど、他の団体と一体となつての積極的な活動を展開しています。

政策 1 安全対策の推進

目 的

様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取組みや交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。

県内の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、犯罪の内容は悪質・巧妙化しています。

交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高いものとなっています。

消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。

BSE 問題、食品の産地や品質、賞味期限などの偽装表示及び残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。

県民との協働による地域防犯活動や交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。

トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。

生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|----------------------------|------------|---|------------|
| 犯罪率 | 8.2 件 / 千人 | ➡ | 7.2 件 / 千人 |
| 交通事故年間死者数 | 42 人 | | 40 人以下 |
| 日頃から地震など災害への備えに取り組んでいる人の割合 | 19.7% | | 35% |
| 自主防災組織率 | 37.5% | | 50% |

人口千人当たりの刑法犯認知件数です。

交通事故発生から 24 時間以内に死亡した年間の死者数です。

「県政世論調査」で『日頃から地震などの災害への備えに取り組んでいる』と答えた人の割合です。

自主防災組織が組織されている地域の世帯数の総世帯数に占める割合です。

県が実施する施策

| | | |
|---------------|-----|-----|
| 危機管理体制の充実・強化 | ・・・ | 152 |
| 消防防災対策の推進 | ・・・ | 154 |
| 原子力安全・防災対策の充実 | ・・・ | 156 |
| 治安対策の推進 | ・・・ | 158 |
| 交通安全対策の推進 | ・・・ | 160 |
| 消費者対策の推進 | ・・・ | 162 |
| 災害に強い県土づくり | ・・・ | 164 |
| 食の安全の確保 | ・・・ | 166 |

県民の皆さまへ

普段から、災害が起きた場合の避難場所や行動の仕方などについて家族や自治会で話し合っておきましょう。

一人ひとりが交通ルール・マナーを遵守し、地域ぐるみで交通弱者である子どもや高齢者等を交通事故から守りましょう。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、一人ひとりが「自分たちの地域は自分で守る」という意識を持ち、地域ぐるみで防犯活動に取り組みましょう。

消費者被害に巻き込まれないよう、お互いに声を掛け合いましょう。

〔取組み事例〕

【地域におけるボランティア団体の活動】

島根県内では、300を超える防犯ボランティア団体が結成され、安全で安心なまちづくりに向けた取組みが進められています。特に、出雲市においては、40の団体により「出雲地区防犯ボランティア連合会」が設立され、青パト（青色回転灯を装着した車両）による登下校時のパトロール、沿岸地区での週末深夜パトロール、青パトの導入研修会や青色防犯灯普及に向けた活動などを行っています。

また、「出雲市総合ボランティアセンター運営委員会」では、災害時におけるボランティアマニュアルを出雲市社会福祉協議会などとともに作成し、被災者支援活動の普及に向けた活動を行っています。

【食の安全を確保する取組み】

島根県養鶏協会は、鶏卵の生産・流通過程をインターネットでチェックできる鶏卵トレーサビリティを導入しています。店頭表示している二次元バーコードを使い、携帯電話では生産者の名前や住所などを調べることができ、また、インターネット上では鶏種や鶏舎構造、飼料、衛生管理などの詳しい生産者情報を確認することができます。

政策 2 健康づくりと福祉の充実

目 的

全ての県民が生涯にわたって健康で、必要とする医療や保健・福祉サービスを適切に受けることができ、地域で安心して暮らせる社会を目指します。

現 状 と 課 題

子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。

高齢化の進展に伴い、介護保険制度や医療保険制度の安定した運営や、認知症等のように様々な分野からの支援が必要な高齢者を支える仕組みづくりが課題となっています。

人口減少・少子高齢社会の進展により、地域社会のマンパワーが今後一層不足し、従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 み の 方 向

県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環境づくりを進めます。

高齢者が元気で生活できるよう介護予防の取り組みを進めるとともに、支援が必要になったときには、適切な介護・福祉サービスが受けられるような仕組み・環境づくりを進めます。

障害や障害者に対する正しい理解を進めるとともに、障害者の自立に向けて、地域生活への移行や就労のために必要な支援を行います。

県民が必要なときに、必要な福祉サービスや支援を受けることができる体制づくりや地域でお互いに支え合う地域福祉を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|---------------|-----------|---|-----------|
| 平均寿命 | 男性 78.5 歳 | ➡ | 男性 79.2 歳 |
| | 女性 86.6 歳 | | 女性 86.9 歳 |
| 介護を要しない高齢者の割合 | 86.2% | | 85% |

0 歳児が平均して何年生きられるかをあらわしたものを平均寿命といいます。健康づくりやがん予防対策など様々な取り組みを行うことで、直近（平成 17 年）の本県の平均寿命（男子 78.5 歳、全国 29 位・女性 86.6 歳、全国 2 位）を男性 79.2 歳（全国 10 位）、女性 86.9 歳（全国 1 位）に延ばすことを目指します。

高齢化の進展に伴い増加することが見込まれる介護が必要な方（要介護 1～5）の割合を現状程度に維持することを目指します。

県が実施する施策

| | | |
|----------|-----|-----|
| 健康づくりの推進 | ・・・ | 168 |
| 地域福祉の推進 | ・・・ | 170 |
| 高齢者福祉の推進 | ・・・ | 172 |
| 障害者の自立支援 | ・・・ | 174 |
| 生活衛生の充実 | ・・・ | 176 |
| 生活援護の確保 | ・・・ | 178 |

県民の皆さまへ

生涯にわたって健康でいきいきと生活するため、日頃から栄養、運動、休養など、バランスのとれた生活を積極的に心がけましょう。

年1回は健康診断を受けて健康状態を確認し、生活習慣を改善していきましょう。高齢者の方々が、日々、元気で健やかに過ごされることは、地域社会を支える力になります。元気な高齢者の方々が、地域社会の担い手として、活躍していただけることを期待しています。

それぞれのお住まいの地域で、日頃から、あいさつを交わし、声を掛け合い、必要なときは助け合うようなつながりを築き、地域で暮らしていく上での問題やその解決を話し合っていくなど、住民の皆さんが自ら住みよい地域づくりに取り組むことが大切です。

〔取組み事例〕

【障害者の自立支援】

NPO 法人「プロジェクトゆうあい」は、主に松江市において、ユニバーサルデザイン啓発のためのビデオ作成、視覚障害者のための音声案内システム「てくてくラジオ」や「触覚ディスプレイ」の普及活動のほか、まちのバリアフリー情報の提供などを行っています。

【命を尊ぶ高齢者福祉】

NPO 法人「なごみの里」は、知夫村において、多くのボランティアの協力を得ながら、寝たきりの高齢者の介護や買い物の代行等、様々な高齢者の支援や、精神障害者向けのミニデイサービスなどの福祉活動のほか、命の尊さを伝える啓発活動などを展開しています。

政策 3 医療の確保

目 的

すべての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な医療を提供できる体制を整備します。

現 状 と 課 題

離島や中山間地域では無医地区があるなど、医師の地域偏在が著しくなっています。また、産婦人科、小児科など特定の診療科の医師が不足するなど、地域医療の拠点となっている中核的な病院においても医師不足が深刻化しています。

看護職員についても、不足が見込まれていることに加え、県内で養成した者が県外へ流出している状況もあり、不足に一層拍車がかかっています。

死亡原因の第1位であるがんに対する総合的な対策として、平成18年には、がん医療水準の向上等を目指し「島根県がん対策推進条例」が制定されました。

取 組 み の 方 向

医療機関の連携強化を一層推進し、総合的な医療提供体制の確保に取り組みます。「即戦力となる医師の確保」と「人材の養成」により医師の確保に取り組みます。看護職員の勤務環境の改善・充実や、養成機関との連携強化などにより看護職員の確保に取り組みます。

県立病院では、県内全域を対象とした救急医療や高度・特殊医療、地域医療支援等を充実し、安全・安心で良質な医療を提供します。

がん医療水準の向上や緩和ケアの推進、患者・家族への支援等、がん対策を総合的に推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 | | 平成23年度 |
|------------|--------|---|---------|
| 救急病院数 | 24病院 | ➡ | 現行水準を維持 |
| 病院勤務医師の充足率 | 80% | | 80%台を確保 |

救急医療を担当する病院数です。

必要な医師の数に対する、実際に勤務している医師の割合です。

県が実施する施策

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 医療機能の確保 | ・・・ | 180 |
| 県立病院における良質な医療提供 | ・・・ | 182 |
| 医療従事者の養成・確保 | ・・・ | 184 |

県民の皆さまへ

健康や病気のことについて気軽に相談でき、必要があれば病院を紹介してもらえるような「かかりつけ医」を持ちましょう。

県外から医師を確保するためには、県に縁のある医師の情報が必要です。県内勤務の可能性のある医師をご紹介ください。〔情報提供先：医療対策課〕

財団法人島根難病研究所では、がんの早期診断や治療のための医療機器整備を目的とした「がん対策募金」活動を行っています。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〔取組み事例〕

【地域医療確保の取組み】

隠岐病院においては、医師や看護職員が地域の座談会に出かけ病院の取組みについて説明し住民と意見交換を行っています。

また、邑智病院では、病院の今後のあり方を検討する委員会に郡内の住民代表を加えたり住民説明会を開催して、情報の開示や意見の聴取を行っています。

【がん患者サロンの取組み】

島根には、現在 16 カ所のがん患者サロンがあります。がん患者やその家族の人たちが中心となり、患者同士の交流のほか、学習会を開催するなど活動の範囲を広げています。

【地域医療を担う医師の養成】

島根大学では、将来の地域医療を担う医師を養成するため、地域枠推薦入学制度や地域医療実習など様々な取組みを行っており、県としても奨学金制度などで支援をしています。

政策 4 子育て支援の充実

目 的

子育てを地域全体で応援する気運が各地に根付き、安心と喜びをもって子どもを
み育てることができる社会を目指します。

家族や家庭を大切にした働き方が広がるとともに、保育等の子育てに必要な社会環
境が整い、子どもの人権を守るための体制が整備された社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

平成 18 年の合計特殊出生率は、1.53 で全国 3 位でしたが、親となる年齢層の減少
や未婚・晩婚化等により、今後、出生数の一層の減少が見込まれています。

子育て中の親の負担感、不安感、孤立感が増してきており、また、虐待を受けるな
ど保護を要する子どもが増加しています。

従業員の子育てに配慮した職場環境づくりに取り組む企業は一部しかなく、仕事と
家庭の両立支援の取組みは十分ではありません。

周産期医療体制をはじめとする子育てに必要な医療体制について、多くの県民が不
安感をもっています。

取 組 みの 方 向


子育てに対する様々な不安や負担の軽減を図るため、地域社会全体が子育て世代を
支えていく環境づくりを推進します。

仕事と家庭の両立支援のため、働きながら安心して子育てできる職場環境を整える
とともに、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ等の運営を支援します。

保護が必要な子どもや母子家庭等への自立支援を推進します。

安全で安心なお産ができるよう周産期医療体制を整備します。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|-------------------------------------|----------|---|----------|
| 住んでいる地域が子育てしやすい環境 になっていると感じる人の割合 | 56% |  | 65% |

「県政世論調査」で地域の子育て環境（職場、地域、行政サービスの視点で）について『(子育て
しやすいと思う)』『どちらかといえばそう思う』と答えた人の割合です。

県が実施する施策

| | | |
|----------|-----|-----|
| 子育て環境の充実 | ・・・ | 186 |
| 子育て福祉の充実 | ・・・ | 188 |
| 母子保健の推進 | ・・・ | 190 |

県民の皆さまへ

妊娠中の方は、妊婦健診等行政の支援サービスの利用により健康管理に努めるとともに、それぞれの医療機関の役割を理解して安心安全なお産を迎えてください。日頃から健康や病気のことを相談できる、子どもの「かかりつけ医」を持ちましょう。

子育て家庭を社会全体で支えるとともに、結婚や家族を持つ希望が実現できるよう応援する地域づくりを進めましょう。

行政や民間団体が提供する子育て支援サービスを利用し、子育ての負担感・不安感を軽減するとともに、子育て家庭同士の交流を拡げましょう。

育児休業の取得や子育てに対応した勤務の配慮など、働きながら安心して子育てができる就業環境づくりを進めましょう。

児童虐待防止への関心と理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つようみんなで守り、援助が必要な子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わりましょう。

〔取組み事例〕

【思春期の子どもに関する専門相談事業】

日本助産師会島根県支部では、思春期の子どもやその保護者を対象として性に関する専門電話相談や、保育所や学校に出向き性の学習「誕生日ってなあに」を開催し、正しい知識の普及や、命の大切さについて啓発しています。また、子育て中の保護者の支援として24時間電話相談を行い子育て不安の軽減に役立っています。

【子育て子育て支援】

NPO法人「しまね子どもセンター」では、県内各地で乳幼児の五感を育み、親子でリフレッシュできる野外遊びの企画や、遊び場サポーターの養成、子どもの発達段階に応じた芸術文化体験の企画提供を行うほか、子育て子育て支援のネットワークづくりなど、幅広い活動を展開しています。

【仕事と家庭の両立支援】

県内では、仕事と子育ての両立を応援する企業が増えつつあります。子育て中の社員の就業時間の短縮や始業・終業時間を調整できるフレックスタイム、子どもが病気になった時のための看護休暇、保育料への支援等の制度を設けて、子育てに配慮した職場環境づくりに取り組んでいます。

政策 5 生活基盤の維持・確保

目 的

医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能が、地域の実情に即した様々な仕組みやサービス提供形態によって維持・確保できる社会を目指します。

道路網や下水道等が整備され、子育て家族や高齢者にも住みやすい生活環境の確保を図ります。

現 状 と 課 題

中山間地域においては、人口減少と高齢化により地域の担い手が不足するなど、地域社会の機能が低下し、維持が困難となっている集落や消滅のおそれがある集落も出現しています。

中心市街地の空洞化等により自家用車を利用できない高齢者の生活に支障が生じるなど、都市部においても問題が生じています。

通学、通院、買い物等を支える地域生活交通を確保する必要があります。

快適な居住環境に不可欠な污水处理施設の整備は、全国に比べ大きく遅れています。

取 組 み の 方 向


中山間地域を中心として、地域社会の機能の維持・回復を図るために、多様な主体による地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを進めます。

都市構造の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。

公共交通機関の運行維持を図るとともに、地域が担う多様な輸送サービスにより、通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。

日常生活を支える道路や、污水处理施設、良質な居住環境などの整備を進めます。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|----------------------|----------|---|----------|
| 生活圏中心都市への 1 時間アクセス圏域 | 71.5% |  | 72.4% |
| 污水处理人口普及率 | 63.9% | | 72% |

生活中心都市へ 1 時間以内に行ける地域の面積の割合です。

污水处理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。

県が実施する施策

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 道路網の整備と維持管理 | ・・・ | 192 |
| 地域生活交通の確保 | ・・・ | 194 |
| IT 活用の推進 | ・・・ | 196 |
| 都市・農山漁村空間の保全・整備 | ・・・ | 198 |
| 居住環境づくり | ・・・ | 200 |
| 地域コミュニティの維持・再生 | ・・・ | 202 |

県民の皆さまへ

地域社会の機能を維持・確保するため、農林地の保全や独居高齢者の安否確認等の地域が抱える課題の解決や地域活性化に向けた都市住民との交流事業や特産品の開発などの取組みに参加してください。

バスや鉄道など公共交通機関の維持のためには、住民が自ら利用することが何より大切です。みんなで利用しましょう。

〔取組み事例〕

【一畑電車と沿線の活性化運動】

NPO 法人「菜の花鉄道をつくる会」では、一畑電車沿線を菜の花で彩り、電車利用客の増加と地域の活性化につなげようと、沿線住民や一畑電鉄職員とともに休耕田に種をまき、毎年春には「菜の花鉄道まつり」を開催しています。

【移動が困難な方への輸送サービスの提供】

雲南市大東町には、福祉車両を所有するタクシー会社がないため、身体障害者や要介護者等が、病院等へ通う際の移動が困難でした。NPO 法人「ほっと大東」は、車いす対応車両等を用いて、これらの人々に対して有償で病院の送り迎えなどを行っています。

このほか、松江市、浜田市、安来市においても、NPO 法人が同様の輸送サービスを行っています。

【ボランティアによる道路の清掃・美化活動】

県内各地において 300 を超える団体が、「ハートフルロードしまね（島根県道路愛護ボランティア制度）」を利用して、県が管理する道路の清掃や緑化、草刈りなどのボランティア活動に取り組んでいます。邑南町の道路愛護団体「馬野原夢街道」は、道路沿いにサルビアやマリーゴールドなど四季折々の花を植え、道行く人たちの目を楽しませています。

政策 1 教育の充実

目 的

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもたちを育みます。

現 状 と 課 題

子どもたちの基本的な生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。

学力・体力の低下、いじめ・不登校児童生徒の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。

子どもたちが、確かな学力を身につけるとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒が増加するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援が必要となっています。

取 組 み の 方 向


基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組みを推進します。

学力の向上対策、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組めます。

地域社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。

大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|----------------------------------|----------|--|----------|
| 子どもが発達段階に応じて心身ともに健康に育っていると思う人の割合 | - |  | 70% |

学校・家庭・地域が一体となって取り組む中で、「子どもたちが発達段階に応じて心身ともに健康に育っている」ことを県民の意識を通してみる指標です。「県政世論調査」において、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。

指標の調査は平成 20 年度から実施します。目標値は、平成 18 年度に行った「県政世論調査」における教育政策に対する評価（「よくやっている」「まあまあだ」と回答した人の割合：53.2%）を参考に設定しました。

県が実施する施策

| | | |
|-----------------------|-----|-----|
| 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 | ・・・ | 206 |
| 発達段階に応じた教育の振興 | ・・・ | 208 |
| 青少年の健全な育成の推進 | ・・・ | 212 |
| 高等教育の充実 | ・・・ | 214 |

県民の皆さまへ

ふるさとに愛着をもち、知性と感性の豊かな思いやりのある子どもたちを育むために、大人が多様な価値観を大切にし、発達段階に応じた育て方を考えながら、子どもを見守り、支えましょう。

家庭や地域の支えの中で子どもたちは、様々な体験により達成感、充実感を得るとともに、失敗を乗り越えることによって自信や意欲が培われます。家庭は日常生活の中での体験の機会を子どもたちに作りましょう。また、地域は、子どもを地域全体で育むという考え方に立って、家庭の教育を支えましょう。

青少年は大人社会を写す「鏡」です。青少年の健全育成を自らの問題として捉え、地域社会全体で青少年への影響が懸念される社会環境を改善しましょう。

〔取組み事例〕

【子どもの成長支援】

浜田市の石見公民館では、地域で子どもを育む土壌をつくり、地域の教育力を向上させるため、放課後の子どもの居場所づくりを通じて、子どもを支援する大人たちのネットワークづくりの取組みを進めています。

また、ボランティアグループ「浜田のまちの縁側」は、この活動と連携しながら、高齢者、主婦、県立大学生など、多くの人々によって、子どもから高齢者まで、すべての人に開かれた居場所づくりを進めています。

【子ども読書の推進】

「桜江町読書普及協議会」では、家庭、学校、地域社会が連携協力し、各地区公民館を拠点に「子ども読書会」の活動を続けています。読み聞かせや地元の民話を素材にした紙芝居をはじめ、四季を通じた行事や高齢者との交流も行い、地域と子どもたちの結びつきを大切にした活動をしています。

政策 2 多彩な県民活動の推進

目 的

ボランティアや NPO 活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・芸術文化活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

現 状 と 課 題

県内の NPO 法人数は年々増加し、行政だけでは解決できない課題への対応やきめ細かなサービスの提供など、幅広い分野で活躍の場が広がっています。地域づくりの新たな担い手として期待が高まってきており、NPO 法人をはじめとする市民活動団体を積極的に育成するとともに、活動を支援していくことが必要です。

学習意欲や各種活動への参加意欲の高まりと同時に、人づくりや地域づくりの視点からも、より多くの県民がライフスタイルに応じて、自主的、積極的に取り組むことができる環境整備が必要です。また、これらの活動の成果を社会に還元するとともに、社会の要請に応じた学習・実践活動を促進することが重要です。

長い歴史の中で培われてきた地域固有の文化資源を活用して、新しい文化の創造・育成につなげていくことも大切です。

取 組 み の 方 向

ボランティアや NPO 活動などが、様々な分野で活発に展開されるための環境づくりを進めます。

個人のニーズや社会の要請に応じて、自主的に生涯学習に取り組み、その成果が社会生活に生かされる環境づくりを進めます。

体力や興味等に応じたスポーツ活動ができる環境づくりの推進と、競技力の向上に努めます。

芸術文化活動を楽しみ、個性あふれる地域文化を創造することができる環境づくりを進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|---------------------|----------|---|----------|
| ボランティア活動に参加している人の割合 | 29.1% | ➡ | 35% |
| 生涯学習に取り組んでいる人の割合 | 34.2% | | 50% |
| スポーツに取り組んでいる人の割合 | 36.3% | | 40% |
| 県民文化祭の参加者数 | 45,554 人 | | 50,000 人 |

～ 県民が、主体的に社会貢献活動等に参加するとともに、それぞれの多様なライフスタイルに応じて、生きがいと潤いのある生活を送っている状況を見る指標です。(施策参照)

県が実施する施策

| | | |
|--------------------|-----|-----|
| 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 | ・・・ | 216 |
| スポーツの振興 | ・・・ | 218 |
| 芸術・文化の振興 | ・・・ | 220 |

県民の皆さまへ

自らの経験や知識を生かした、地域活動や社会活動への積極的な参加をお願いします。

自分に適した様々な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動などに積極的に取り組みましょう。

〔取組み事例〕

【地域住民によるスポーツ振興】

「しんじ湖スポーツクラブ」は、自分たちの地域のスポーツ環境は自分たちで整えようと松江市宍道町で結成された NPO 法人です。「子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツを楽しめる場」、「健康づくりや生きがいづくり・仲間づくりの場」を提供することを目的に、スポーツ教室や健康教室、イベントや講習会の開催、チーム育成支援事業などの活動を行っています。

【県民参加のオリジナルミュージカル】

ミュージカル「あいと地球と競売人」は、地球環境保護を訴える漫画「地球の秘密」を描いた後、急逝された斐川町の小学 6 年生、坪田愛華さんの遺志をモチーフに、平成 6 年から上演が続けられている県民手づくりミュージカルです。初演以来、県内外で 30 回を超える公演を行い、全国に感動を与えています。

【地域発の国際演劇祭】

松江市を拠点に活動する NPO 法人「あしぶえ」と地域住民が中心となって、世界の優れたアマチュア劇団を招く「八雲国際演劇祭」が、定期的に行われています。文化の違いと言葉の壁を越えて、多文化理解を進めながら、一人ひとりの自律を目指すこと、演劇の楽しさと深さを味わいながら、感動し、新たな交流を育むことが目的です。「演劇による人づくり・まちづくり」に共感する多くのボランティアスタッフにより企画運営されています。

政策 3 人権の尊重と相互理解の推進

目 的

県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

現 状 と 課 題

未だ差別や偏見が解消されるには至っておらず、人権が尊重される社会、男女共同参画社会とはいえない状況です。

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に向けて取り組むことが必要です。


経済・環境、文化など多様な分野において、国際的な相互依存関係が深まりつつあるとともに、外国人住民も増え、多様な価値観や異文化とふれあう機会が増加しています。

取 組 み の 方 向

人権尊重や男女共同参画に関する意識を高め、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを推進します。

多様な分野の国際交流・協力活動などを通じて、異文化や様々な価値観に理解を深め、外国人住民と共生する地域づくりを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|---|----------|---|----------|
| 「人権啓発フェスティバル」・ 「人権・同和問題を考える県民 のつどい」参加者数 | 2,250 人 |  | 3,000 人 |

人権意識の高まりや人権尊重意識の定着をみる 1 つの指標として、「人権啓発フェスティバル」等の参加者数の増加を目指します。

県が実施する施策

| | | |
|--------------|-----|-----|
| 人権施策の推進 | ・・・ | 222 |
| 男女共同参画の推進 | ・・・ | 224 |
| 国際化と多文化共生の推進 | ・・・ | 226 |

県民の皆さまへ

同和問題などの人権問題の早期解決が望まれているなか、インターネットを悪用した人権侵害、児童・高齢者の虐待、ドメスティックバイオレンスなどが顕在化し、人権問題はより多様化・複雑化しています。一人ひとりが日常生活のなかで、相手の立場や気持ちを考えて行動しましょう。

男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、地域などに残っている慣習、しきたりなどを見直しましょう。

諸外国に対する相互理解を深め、外国人にも暮らしやすい地域づくりを行っていくために、地域や海外で積極的に活動しましょう。

〔取組み事例〕

【企業等における人権啓発の取組み】

松江市、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）、石西地域（益田市、吉賀町、津和野町）においては、企業や団体等が連携して人権・同和問題企業等連絡協議会を設置し人権啓発の様々な取組みを自主的に進めています。

これらの協議会では、企業のトップや職員を対象とした講演会・研修会の開催、人権意識向上のための資料の作成、人権標語の募集などの啓発事業、街頭における啓発資料の配布などの地域社会へのアピール活動などを展開しています。

【あすてらすフェスティバル】

毎年6月、男女共同参画推進月間にあわせて県立男女共同参画センター「あすてらす」で開催される「あすてらすフェスティバル」は、男女共同参画サポーターや女性団体の協力により運営されています。県内各地で様々な活動を展開している約80の個人・グループによる自主企画イベント等に県内各地から約2千人が参加し、互いに交流を深めています。

【外国人住民への支援】

ボランティアグループ「しまね多文化共生ネットワーク」は、外国人住民が病院で受診する際の言葉の不安を和らげるための医療通訳養成や、生活相談を受けるための24時間対応の緊急電話サービスを行っています。また、松江市のボランティアグループ「だんだん」など24の団体が、県内14市町で日本語教室を開催しており、県民との交流の場にもなっています。

政策 4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

目 的

豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

平成 17 年に宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が高まっています。
平成 19 年の「古代出雲歴史博物館」開館や石見銀山の世界遺産登録により、島根の歴史と文化に対する関心が高まっています。
美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、環境への負荷の少ない循環型社会に向けての県民一人ひとりの取組みが必要です。

取 組 みの 方 向

県民参加による森づくりなど自然環境保全の取組みを推進します。
自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の抑制などの取組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|---|----------|---|----------|
| 自然公園等の年間利用者数 | 865 万人 | ➡ | 865 万人 |
| 景観づくりに関する住民協定数 | 212 件 | | 220 件 |
| 島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合 | 57.2% | | 60% |
| 地球温暖化対策協議会の会員数 | 5,642 人 | | 11,100 人 |

～ 自然環境、文化・歴史の保全と活用に取り組んでいる状況をみる指標です。(施策参照)

県が実施する施策

| | | |
|--------------|-----|-----|
| 多様な自然の保全 | ・・・ | 228 |
| 自然とのふれあいの推進 | ・・・ | 230 |
| 景観の保全と創造 | ・・・ | 232 |
| 文化財の保存・継承と活用 | ・・・ | 234 |
| 環境保全の推進 | ・・・ | 236 |

県民の皆さまへ

自然学習施設や自然公園などを利用したり、身近な自然とふれあうことで、潤いややすらぎを感じる生活を楽しみましょう。

花と緑にあふれるまち並みを増やし、美しい景観づくりに努めましょう。郷土の歴史・文化遺産への関心を深め、貴重な地域資源として保存・継承する活動に積極的に関わっていきましょう。

冷暖房の適切な温度管理やエコドライブに心がけ、エネルギーの節約に取り組みましょう。ごみを出さない、使えるものは繰り返し使う、出ってしまったごみはリサイクルしましょう。

〔取組み事例〕

【森づくりと環境負荷の軽減に向けた実践活動】

県内各地で森づくりに向けた取組みが展開されています。NPO 法人「もりふれ倶楽部」は、森林ボランティアを養成し、間伐等の作業や里山自然塾などの啓発活動を精力的に実践しています。また、「しまね企業参加の森づくり制度」による県内企業の森林保全活動も進められています。

女性を中心に結成された「環境とエネルギーを考える消費者の会」では、消費者の立場で無理なく実践できる省エネの実践方法を広めるなど、環境保全意識の啓発活動を展開しています。

【蓮華会舞の保存活動】

隠岐の島町の隠岐国分寺に伝わる蓮華会舞は、舞楽の流れをくむ芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。奈良・平安時代に日本に伝えられた舞楽の多くは既に廃れていますが、この蓮華会舞は、いにしへの姿を今に伝える貴重な古典芸能です。平成 19 年の本堂焼失の際には面・衣装・楽器などすべての用具を失いましたが、「隠岐国分寺蓮華会舞保存会」を中心とした地元の熱意と努力により、わずか半年あまりですべての用具を復元し、保存・伝承活動を続けています。

【景観の保全創造活動】

「築地松景観保全対策推進協議会」では、出雲市、斐川町の 151 地区で住民協定を締結し、行政ともタイアップして築地松の剪定などの維持管理や町並み保全に取り組むとともに、職人の後継者育成、子供ついじまつ教室や観光客への PR など、幅広い景観活動を行っています。

また、益田市の「鎌手ふるさとおこし推進協議会」は、美しい海岸沿いに水仙を植える「水仙の花咲く里づくり」活動を平成元年から続けています。100 万本もの花が咲く全国有数の水仙園は、地域の高齢者や小・中学生など多くの人によって広がりつつあり、訪れる人々の心を惹きつけています。

施 策

基本目標

活力あるしまね
(施策20本)

| | |
|---------------|-----------------|
| 施策 - 1 - 1 | 県内企業の経営・技術革新の支援 |
|---------------|-----------------|

目 的

経営力・技術力・販売力の強化や、独自の商品開発等による起業や新規事業への進出を促すことにより、県内企業の競争力を高め、収益力の向上を目指します。

現 状 と 課 題

県内製造業は、事業所数・従業者数ともに減少傾向が見受けられるものの、出荷額・付加価値額については、平成 16 年に増加に転じ、近年は、誘致企業の工場増設が相次ぐなど景気回復の兆しが見られ、地域経済の牽引役として期待される場所です。

地域間競争が激化する中、県内製造業には、経営規模が小さい、生産性が低い、営業力が弱い、二次・三次下請けの割合が多い、自社の固有技術を有していないなどの課題があります。

県内製造業が、このような課題を克服し、競争力を高めるためには、経営力の革新や技術力の強化による生産の革新、更には販路の拡大が必要です。

公共事業削減の影響から非常に厳しい経営環境にある建設産業においては、経営の合理化や多角化、新分野への進出などによる経営の革新が求められます。

規制緩和やニーズの多様化など需要動向の大きな変化により、ビジネスチャンスが増えてきていることから、起業や新規事業への進出を促進していく必要があります。企業活動は国境を越えて展開されており、県内企業においても国際化の対応が必要となっています。

取 組 み の 方 向

県内企業の収益力の向上を図るためには、広く市場の状況を踏まえた上で、経営力の強化、技術力の向上、販路の拡大を行う必要があります。良質な情報や助言の提供、生産管理等の専門家の派遣、新たな取引先の確保などの支援を行います。

建設産業が行う新分野に進出するための調査研究・初期投資・事業拡張や地域課題に対応した新たな事業化の取組みを支援します。

起業意欲を喚起するとともに、事業を立ち上げた後のフォローアップ体制を充実します。

海外取引に関する知識の習得、自立化を図るための支援や海外取引の創出への支援を行うとともに、県内唯一の国際貿易港の浜田港を活用した県内企業の海外展開を支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|---------------------|----------|---|----------|
| 製造業の従業員 1 人当たり付加価値額 | 852 万円 | | |

「製造業の従業員 1 人当たり付加価値額」は、県内製造業の生産活動の生産性を表す指標です。年間 1.4%程度の増加を目指します。

付加価値額：生産活動において新たに付け加えられた価値のことであり、生産額から原材料費等を差し引いた額で、営業利益や人件費等の総額。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|--|
| <p>しまねのものづくり高度化支援事業 〔担当課〕産業振興課</p> | <p>県内製造業の競争力強化に向けて、技術力と経営管理面の向上を図るため、アドバイザー派遣やセミナーの開催等を行います。</p> |
| <p>戦略的取引先確保支援事業 〔担当課〕産業振興課</p> | <p>都内にコーディネーターやアドバイザーを配置するとともに、東京等で開催される各種展示会への出展助成を行うなど、県内製造業の首都圏等におけるマーケティングや市場開拓支援を行います。</p> |
| <p>建設産業経営革新促進事業 〔担当課〕土木総務課</p> | <p>公共工事の縮減が大きな影響を及ぼす建設産業の雇用・就業を維持するとともに、地域経済の活性化と地域の安全・安心を確保するため、建設産業の経営合理化や過疎・高齢化による耕作放棄地及び福祉などの地域の課題に対応するための取組みを支援します。</p> |
| <p>起業家育成事業 〔担当課〕産業振興課</p> | <p>ビジネスプランの策定や起業のための知識の習得に向けて、主に若者を対象とした起業家スクールや小・中学生を対象としたベンチャーキッズスクールを開催します。</p> |
| <p>国際経済交流促進事業 〔担当課〕しまねブランド推進課</p> | <p>グローバル化が著しく進展する経済に対応するため、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ松江）などの関係機関と連携して、販路拡大など県内企業の海外展開を支援します。</p> |

| | |
|---------------|---------------|
| 施策 - 1 - 2 | ソフト系 IT 産業の振興 |
|---------------|---------------|

目 的

多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ソフト系 IT 技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、ソフト系 IT 企業の事業拡大を目指します。

現 状 と 課 題

我が国のソフト系 IT 企業の多くは大都市に集積し、仕事も人材も集中していますが、近年の情報産業の急速な市場拡大によって、それに見合う人材の確保が図れない状況が生じています。

県内のソフト系 IT 産業は、県内を拠点に全国展開を進めるソフトウェア企業もあるなど、売上高・従業者とも増加傾向にあります。

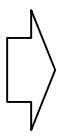
松江市在住者が開発したオープンソースのプログラミング言語「Ruby」が、国内外から注目を集めており、今後各種業務への活用が急速に進む可能性があります。今後更に発展する可能性のある分野ですが、産業集積を図るためには、官公需、下請け依存体質からの転換や人材育成、関連企業の立地などを進めていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

島根大学や松江高専等と協力しながら、ソフト系 IT 産業の成長を支える専門性の高い人材の育成・確保を行うなどして、県内のソフト系 IT 企業の事業拡大を支援します。

大都市からの業務獲得に向けて、ビジネスマッチングや取引先確保のための見本市出店等の支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------------|----------|---|----------|
| ソフト系 IT 産業の従業者数 | 1,092 人 | | 1,600 人 |
| ソフト系 IT 産業の売上高 | 131 億円 | | 190 億円 |

年間 100 人程度の増加を目指します。

の従業者数に直近(平成 18 年)における 1 人あたりの年間売上高(特定サービス産業実態調査による)を乗じて設定しました。

ソフト系 IT 産業は「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」とします。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| <p>しまね IT 産業振興事業 〔担当課〕産業振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IT 人材育成支援事業 ・ 販路拡大支援事業 ・ 県内就職支援（学生 Ruby 合宿）事業 | <p>県内企業でのニーズの高い分野の IT 人材を育成するため、講座の開催や県外研修講座への参加助成等を行います。</p> <p>県内 IT 企業が開発したソフトウェア等について首都圏等で開催される IT 関連展示会への出展を支援します。</p> <p>大学等の在籍者を対象として、Ruby に関する技術者養成講座を合宿形式で開催します。</p> |

| | |
|---------------|------------|
| 施策 - 1 - 3 | 新産業・新事業の創出 |
|---------------|------------|

目 的

県内企業の新事業展開を促進するため、県や大学等で取り組む新技術・新材料の開発成果を県内企業へ技術移転し事業化を進めます。また、企業が行う新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発を支援します。

現 状 と 課 題

製造業においては、国内では高付加価値品、海外では汎用品を生産するというように国内と海外の役割分担が明確となってきたり、競争力のある独自技術や製品を有した事業展開を行っていくことが一層強く求められてきています。

競争力のある独自技術や製品を構築するには、技術開発や研究開発に取り組む必要がありますが、県内の企業は総じて、資本・人材が乏しく、研究開発体制も脆弱であり、県内企業の自助努力を促すだけでは、本県産業のイノベーション（技術革新・経営革新）は進みにくい状況にあります。

産学官連携体制のもとで新しい技術開発や材料開発等に取り組み、開発した成果を県内企業に移転し事業化につなげるほか、新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発による新事業進出に意欲的に取り組む企業を積極的に支援していく必要があります。

取 組 み の 方 向

新産業の創出にあたっては、県内外の有識者の知見を活かすとともに、事業化に意欲のある企業等と一体となって研究開発を進め、その開発成果を県内企業へ技術移転し、新たな事業化を目指します。

新しい技術や製品等を開発しようとする企業に対し、市場ニーズの把握や見通しに基づいた開発が行われるようアドバイスを行うとともに、研究開発の支援や開発後のフォローアップ、事業化に向けた支援等を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | ➡ | 平成 23 年度 |
|-------------------------------------|----------|---|----------|
| 県内企業が新技術や新素材を活かした商品化や事業化を展開した件数（累計） | 20 件 | | |

県の新産業創出プロジェクトや研究開発補助により、県内企業が新技術・新素材を活かした事業化や商品化を行った件数です。目標値は、現在の取り組み状況を踏まえ、47 件の新たな商品化や事業化を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| <p>新産業創出プロジェクト 〔担当課〕産業振興課</p> | <p>県産業技術センター等で研究開発を行った新技術や新素材に関する成果を県内企業に技術移転します。具体的には、熱制御の材料及びシステムの開発、色素増感太陽電池の開発、プラズマ熱処理技術の開発、情報機器・システム・コンテンツの開発、健康食品群としての開発と販売促進を行います。</p> |
| <p>新製品・新技術創出助成事業 〔担当課〕産業振興課</p> | <p>県内企業や大学等が行う産業の高度化、新産業の創出につながる新製品・新技術の研究開発、及び市場調査や販売戦略構築に係る経費の一部を助成します。</p> |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 1 - 4 | 企業誘致の推進 |
|---------------|---------|

目 的

県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を進め、産業クラスター形成の促進と産業活動の足腰の強化を目指します。

現 状 と 課 題

近年、企業立地件数は高水準で推移し、誘致企業の事業活動が地域の経済や雇用に及ぼす影響はますます大きくなっています。

県内産業の高度化や活性化を図る上では、中小企業の競争力強化に合わせて、地域の産業特性に合った、波及効果の高い企業を誘致し、地域中小企業の取引拡大につなげる必要があります。

ソフト系 IT 産業が集積する首都圏等では、ソフトウェア開発需要は増大していますが、IT 技術者の確保が困難となっています。こうした状況から地方で開発業務を行いたいとするニーズは高まっています。

島根県においても、情報サービス業の事業所数、出荷額とも増加傾向にありますが、今後は、大学や高専等を卒業した若手 IT 技術者の受け皿や、大都市からの業務獲得の核となり得るソフト系 IT 企業の立地が必要となっています。

ブロードバンド時代が到来した現在、高速通信環境の整備など工業団地の立地環境等の向上を図る必要があります。

取 組 み の 方 向

生産技術力、製品分野の成長性、県の産業振興施策との関連性等を基準として、指定誘導業種を定め重点的に企業誘致を行います。

ソフト系 IT 企業に対する優遇制度を整備するとともに、豊かな自然と住みよい生活環境も活かしながら、首都圏等からの企業誘致を戦略的に推進していきます。

高速通信環境など工業団地の立地環境の向上や企業誘致体制の強化を図るとともに、誘致企業へのフォローアップ活動を一層充実します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | ⇒ | 平成 23 年度 |
|--------------------|----------|---------|----------|
| 立地計画の認定件数(4年間) | - | | 80 件 |
| 誘致企業の新規雇用者計画数(4年間) | - | 2,000 人 | |

企業立地促進条例に基づき認定した企業数です。今後、平成 19 年度 立地計画認定件数の 1.5 倍(年間 20 件程度)の認定を目指します。

工場の新増設等の事業計画による新規雇用人数です。年間 500 人程度の新規雇用計画人数を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| <p>企業誘致のための各種助成事業 〔担当課〕企業立地課</p> | <p>企業誘致による産業クラスター形成の促進やソフト系 IT 企業の誘致等を戦略的に推進するため、企業ニーズに的確に対応する優遇制度を構築し、企業への立地インセンティブを高めます。</p> |
| <p>県営工業団地等の分譲促進事業 〔担当課〕企業立地課 企業局経営課</p> | <p>県営工業団地の立地環境整備、分譲条件の緩和及び企業の初期投資の低減等を図り、工業団地の分譲を促進します。</p> |
| <p>企業誘致のための PR 活動事業 〔担当課〕企業立地課</p> | <p>企業側からのアプローチによる交渉機会の拡大を図るには、島根県内の立地環境や優遇制度等の情報を効果的に提供する必要がありますため、IT を活用した PR 活動や首都圏等での企業立地セミナーの開催を行います。</p> |
| <p>企業誘致活動と情報収集事務 〔担当課〕企業立地課</p> | <p>効果的な誘致活動を展開するため、重点誘致対象企業の設定、外部人材を活用した情報収集、情報管理・共有のシステム化及び市町村や民間企業との連携などに取り組みます。</p> |
| <p>企業立地促進資金等融資事務 〔担当課〕経営支援課</p> | <p>県条例により立地計画の認定を受けた企業や、一定の雇用増を伴う設備投資を計画している県内企業に対して、土地・建物・機械設備等の所要経費を長期・低利で融資します。</p> |

| | |
|---------------|-----------------|
| 施策 - 2 - 1 | 売れる農林水産品・加工品づくり |
|---------------|-----------------|

目 的

農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うことで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えており、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりを進めていく必要があります。

農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、農薬や化学肥料を5割以上削減したエコロジー農産物、乳質の優れた生乳などの生産拡大や、市場評価の高いしまね和牛の安定生産が求められます。

林業では、国産材の需要が高まる中、市場ニーズに応じた安定的な供給が行えていない状況にあり、生産・流通体制の合理化により、安定的な供給を行っていく必要があります。

水産業では、水産資源の減少や漁獲コストの増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、漁業生産の安定と魚価の改善が求められます。

取 組 み の 方 向

農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、競争力のある産地の育成を目指します。また環境に配慮した生産を促進します。

林業では、森林の施業や経営の集約化、加工施設の協業化など木材を安定供給できる森づくりと流通の仕組みを構築するとともに、確かな品揃えができる製品づくりなどを進め、島根県産材の供給の拡大を目指します。

水産業では、消費者ニーズを反映した高鮮度、高品質な水産物の生産を推進し、付加価値の向上を目指すとともに、重点的な水産物にかかる資源管理や栽培漁業の取り組みを推進し、魚価の改善と生産の安定化を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|--------------|-----------------------|---|---------------------|
| 地域の特色ある米の販売額 | 25 億円 | | 60 億円 |
| 乾燥木材の年間生産量 | 18.4 千 m ³ | | 26 千 m ³ |
| 漁業生産額 | 260 億円 | | 280 億円 |

減農薬・減化学肥料等の栽培方法やハーブなど地域の特色を活かした付加価値の高い米の販売額です。各産地の取り組み目標を踏まえ、年間販売額 60 億円を目指します。

乾燥施設によって人工的に乾燥処理された品質・性能の良好な製材品の生産量です。乾燥材の全

国平均の供給率に見合う生産量を目指します。

水産品の高付加価値化による魚価のアップなど、生産額の8%程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| <p>農林水産振興がんばる地域応援総合事業 〔担当課〕農畜産振興課 林業課 森林整備課 水産課</p> | <p>「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の戦略プランに位置付ける「地域プロジェクト」の地域主体の取組みに対して助成します。</p> <p>また、「県プロジェクト推進」のため、農業においては、環境負荷に配慮した米づくりや園芸の取組みを支援します。林業においては、高性能林業機械等を活用した効率的な木材生産や乾燥木材等の高品質な木材加工体制の整備などの取組みを支援します。</p> |
| <p>売れる米づくり推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p> | <p>減農薬・減化学肥料栽培や地域資源を活用した米づくり、新品種「きぬむすめ」による新たなブランド米づくりなどによる地域の特色ある米づくりを支援します。</p> |
| <p>「環境を守る米づくり」推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p> | <p>除草剤を使わない米づくりの推進を通じて消費者から支持される米づくりを実現し、環境保全と農業を両立させる「環境農業」の実現を図ります。</p> |
| <p>園芸振興県推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p> | <p>園芸産地の安定した収益構造を構築するため、商品価値の高い農産物を計画的かつ安定的に生産・販売する仕組みづくりを行います。</p> |
| <p>環境農業を支援する流通販売対策事業 〔担当課〕農畜産振興課</p> | <p>環境農業の趣旨が的確に消費者に伝わり、それらの農産物購入につながる流通販売対策を検討・推進します。</p> |
| <p>種雄牛選抜事業 〔担当課〕農畜産振興課</p> | <p>能力の高い種雄牛の造成に取り組み、市場評価の高いしまね和牛を生産します。</p> |

| 事業名 | 概要 |
|-----------------------------|--|
| 繁殖雌牛群整備事業 [担当課] 農畜産振興課 | 市場評価の高いしまね和牛を生産するため、繁殖雌牛の能力評価や受精卵移植技術を活用し、繁殖雌牛群の能力向上(改良)を図る取組み等を支援します。 |
| 用排水施設等の保全・整備 [担当課] 農地整備課 | 農業用排水施設の保全・整備を推進することで、農業用水の安定的確保と排水不良の解消を図り、収益性の高い売れる農作物の栽培が可能となる農業基盤を確保します。 |
| 林業公社支援事業 [担当課] 林業課 | 良質な木材が安定的に生産できる森林を育成するため、林業公社の分収造林事業を支援します。 |
| 森林計画制度 [担当課] 森林整備課 | 木材の生産団地化を進めるため、森林情報の収集・管理等を通じて、長期的視点に立った計画的かつ適切な森林利用を推進します。 |
| 森林整備地域活動支援交付金 [担当課] 林業課 | 市町村長と締結した協定に基づいて行われる森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備など、施業の実施に不可欠な活動を支援します。 |
| 造林事業 [担当課] 森林整備課 | 植林、間伐など適切な森林整備を推進し、経済的価値及び公益的機能が高い資源の造成を支援します。 |
| 林道事業 [担当課] 森林整備課 | 林産物の輸送の効率化を図るとともに、良質な木材を生産し、地球温暖化防止の効果も発揮する森林整備及び森林管理のための林道網整備を行います。 |
| 栽培漁業種苗生産事業 [担当課] 水産課 | 有用水産資源の種苗放流や養殖に必要な優良種苗の大量かつ安定的な生産・供給を図り、つくり育てる漁業を効率的に推進します。 |

| 事業名 | 概要 |
|------------------------------|--|
| 高付加価値技術開発事業 〔担当課〕水産課 | 新技術の導入等による品質の数値化技術を開発し、水産物の高品質化、ブランド化を図り、県産水産物の消費拡大を推進します。 |
| 宍道湖・中海水産資源維持再生事業 〔担当課〕水産課 | 宍道湖・中海水産資源維持構想（平成 18 年策定）に基づき、必要な調査を実施するとともに、シジミ資源の維持や中海の貝類の資源増大の取組みなどを推進します。 |
| 漁場整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課 | 「水の中の力持ちプラン」（島根県水産基盤整備計画：H18 策定）に基づき、効果的な人工魚礁整備による水産資源の育成保護を行い、資源の維持・再生を目指します。 |

| | |
|---------------|----------------|
| 施策 - 2 - 2 | 県産品の販路開拓・拡大の支援 |
|---------------|----------------|

目 的

消費者や流通業者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。

現 状 と 課 題

島根県は、農林水産品・加工品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、販売にあたっては、市場出荷のみではなく、小売店や飲食店をはじめとする多様な売り先や売り方を開拓するなど、販売の多チャンネル化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。

近年、台湾や中国など東アジアにおいて、安全で高品質な日本の食品への需要が高まっており、島根の農林水産品・加工品の輸出ルートの開拓に向けた取組みが必要となってきました。

今後は、販路開拓、情報収集等のための仕組みづくりと、情報を整理し、新たな商品づくりに取り組む人材の育成が必要です。

取 組 み の 方 向

県外への流通や消費の拡大のため、大都市圏での販売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的展開を進めるとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。

地産地消の推進や、流通関係者へのPR強化等により、県内における消費や流通の拡大を図ります。

東アジアを中心とした輸出の促進に取り組むとともに、輸出業者や観光との連携などによる島根産品のブランド力の向上を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | 平成 23 年度 |
|----------------------------|----------|-----------|
| 県外の県産品取扱い事業者 (パートナー店) 数 | 23 社 | 32 社 |
| にほんばし島根館の販売額 | 344 百万円 | 400 百万円 |
| 農林水産品・加工品の輸出額 | 352 百万円 | 450 百万円 |
| ブランド化産品の販売額 | 781 百万円 | 1,060 百万円 |

島根県と連携して県産品を取り扱う県外の小売店等の数です。毎年2社の加入増加を目指します。首都圏における県産品の情報発信拠点施設である「にほんばし島根館」での販売額です。当施設での販売額が全国での認知度を表すひとつと考え、指標に選びました。年間15百万円程度の増加を目指します。

県内の農林水産品・加工品の輸出額です。輸出者の計画等を踏まえ、目標値を設定しました。

隠岐のいわがき、多伎いちじく、十六島のり、浜田の魚（アジ、カレイ、ノドグロ）、しまね和牛の販売額の合計です。生産者の計画等を踏まえ、目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------------|--|
| 県産品の販路拡大事業 〔担当課〕しまねブランド推進課 | にほんばし島根館の活用や、首都圏等大消費地の高級小売店等に対して販売促進活動に取り組み、顧客づくりや販売の多チャンネル化を進めます。 |
| 地産地消総合推進事業 〔担当課〕しまねブランド推進課 | 地域内での地元農林水産物が円滑に流通する仕組みづくりや消費者が地元でとれた農林水産物を地元で消費する愛用運動を進めます。 |
| しまね農林水産物輸出関連対策事業 〔担当課〕しまねブランド推進課 | 台湾、上海をはじめとする東アジア等に対して、農林水産物輸出による販路の拡大や新たな価値の構築等の取組みを支援します。 |
| 島根材需要拡大促進事業 〔担当課〕 林業課 | 公共施設での県産材使用による PR、県産材を活用した木造住宅の建築促進、新たな木材の需要開拓や加工技術の開発を推進するため、消費者への県産材製品利用を働きかけます。 |
| 売れるしまね水産物づくり推進プロジェクト事業 〔担当課〕 水産課 | 県内主要水産物の価格向上を目的として、販売戦略の構築とその実現に向け、消費地の仲買人等との意見交換や各地域の取組みの支援等を行います。 |

目 的

新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を確保・育成します。

現 状 と 課 題

農林漁業就業者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。近年、新規就業者や企業の参入、認定農業者、特定農業法人が増加しつつありますが、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも担い手の確保・育成を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

新規就業者や農業参入企業、認定農業者、集落営農組織（特定農業法人・特定農業団体）は、これからの農業の担い手です。ほ場整備を通じた担い手への農地の利用集積や、地域自ら創意工夫して行う担い手へのフォローアップの取組みを促進することにより、安定した経営体として発展する担い手を育成します。

林業については、国産材の需要が高まりつつあるなか、中心的担い手である森林組合などの林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる高度な技術者を育成します。

水産業については、新規漁業者、企業参入の確保を図り、産業として持続でき、競争力のある担い手を育成していきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|----------------|----|-----------|---|-----------|
| 新規就業者数 (年間) | 農業 | 84 人 |  | 90 人 |
| | 林業 | 47 人 | | 50 人 |
| | 漁業 | 13 人 | | 15 人 |
| 認定農業者数 | | 1,195 経営体 | | 1,360 経営体 |
| 特定農業法人・特定農業団体数 | | 117 組織 | | 190 組織 |

農業の新規就業者数は、自営就農者、農業法人等の雇用者の合計です。過去 5 年間の平均新規就業者数を踏まえ、毎年 90 人を目指します。

林業の新規就業者は、認定事業体等の雇用者です。認定事業体の採用計画を踏まえ、毎年 50 人を目指します。

漁業の新規就業者数は、自営漁業者と漁業法人等の雇用者の合計です。過去 3 年間の平均就業者数を踏まえ、毎年 15 人を目指します。

認定農業者が増えることにより県内農業の安定的担い手の確保が進むことから指標としました。
 特定農業法人や特定農業団体が増えることにより地域農業の担い手対策が進むことから指標としました。

の目標値は、担い手に集積する農地の目標面積を基に設定しました。

認定農業者とは、農業所得概ね 400 万円以上を目指す中核農家です。

特定農業法人は、担い手が不足する地域において農地の半分以上集積することを地域の人から認められた法人です。

特定農業団体は、特定農業法人になることが確実と見込まれる任意組織です。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-----------------------------|--|
| 新規就農者確保事業 〔担当課〕農業経営課 | 就農阻害要因である農地の確保、技術不足や資金不足、農業経営や生活に係る諸問題の総合的解消、また、新規就農者を地域で育む体制の構築や初期負担の軽減のための支援を行います。 |
| 担い手育成に資する基盤整備 〔担当課〕農村整備課 | 競争力があり生産性の高い安定的な農業経営を行うため、ほ場整備を契機として中心的な担い手である認定農業者や農業経営体へ農地集積します。 |
| 林業担い手育成確保対策事業 〔担当課〕林業課 | 林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を進め、新規就業の円滑化、優秀な技術者の養成を図るため、島根県林業労働力確保支援センターを通じた就業相談、技術者養成研修等を行います。 |
| 新規就業者確保・育成事業 〔担当課〕水産課 | 漁業就業者確保育成センターを設置し、漁業就業者の求職、求人情報収集、提供、相談窓口の設置による活動を通して新規漁業就業希望者を確保し、研修等によって漁業就業者を育成します。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 3 - 1 | 広域観光の推進 |
|---------------|---------|

目 的

県内各地域の特色を活かしつつ観光資源の広域的連携による観光商品開発を進め、工夫した情報発信を積極的に行い、国内はもとより国外も含めた誘客を促進します。

現 状 と 課 題

県内の各地域は、持てる観光資源の特色により、宿泊を伴う遠隔地からの観光客が多い地域や、比較的近隣からのレジャー客が多い地域など、差異があります。これからは、各地域の特色や強みを活かしつつ、広域的に繋ぐことにより、より魅力の高い旅行商品の開発を行うとともに、旅行者が訪れやすく、移動しやすい交通を整備することが必要です。

旅行の動機は、性別、年齢、居住地などの要因により異なります。これからは、地域の特色を、旅行の動機に応じ効果的に情報発信する必要があります。

魅力ある旅行商品開発や効果的な情報発信を行う全県的組織の強化が必要です。

本県には英語圏や台湾、韓国、中国など国外からの旅行者も訪れています。他県との連携を含めたより広域での誘客の強化が必要です。

取 組 み の 方 向

各地域の特色、強みを活かした広域的旅行商品の開発を支援します。

旅行ニーズが多様化するなかで、工夫した情報発信を行います。

魅力ある旅行商品開発の支援や効果的な情報発信を地域と密接に進めていくため、島根県観光連盟の機能・体制を強化します。

海外からの観光客の増加を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|------------|----------|---|----------|
| 観光客入り込み延べ数 | 2,658 万人 | | 2,900 万人 |
| 観光消費額 | 1,190 億円 | | 1,300 億円 |

「島根県観光動態調査」で調査する観光地点入り込み延べ人数です。ここ数年の増加率を踏まえ、毎年 2% の伸びを目指します。

「島根県観光動態調査」で調査するアンケートから算出した額です。と同様の増加率を見込んでいます。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---------------------------------|--|
| 広域的観光客誘致推進事業 〔担当課〕観光振興課 | 魅力ある観光地として島根県を選択してもらうために、他県や交通機関等と連携した広域的な取組みなどにより観光客誘致を推進します。 |
| 外国人観光客誘致対策事業 〔担当課〕観光振興課 | 国内観光客のみならず、外国人観光客を対象とした新たなマーケットの開拓を行います。 |
| 観光情報発信事業 〔担当課〕観光振興課 | 魅力ある観光地として島根県を選択してもらうために、ITの活用やマスメディア等を使った効果的な観光情報の発信により、島根県の認知度を高めます。 |
| 「快適観光地しまね」魅力アップ事業 〔担当課〕観光振興課 | 地域が主体となった魅力ある観光地づくりを支援し、ホスピタリティあふれる旅の提供を促進します。 |

| | |
|---------------|---------------------|
| 施策 - 3 - 2 | 観光交流ビジネス化の支援 |
|---------------|---------------------|

目 的

地域資源を活用した地域主導の観光の創出、これにビジネスとして携わる人材や組織を育成するとともに、その連携を支援します。

現 状 と 課 題

旅行ニーズが極めて多様化し、旅行形態も今までの定番観光地巡り主体の団体型旅行から、体験、交流、学習などテーマを持った個人型旅行へ変化しています。これに対応していくには、従来の定番的な観光資源のほか、新たに地域資源を活用した地元発の旅行商品の創出と流通定着が必要です。

このため、従来の観光関連業に加えて、新たに農林水産、商工、NPO など、地域を熟知した他分野からの観光関連業への参入を促していくことが必要です。

旅行の企画募集を行うには旅行業資格が必要なため、地元発の旅行商品開発を進めるにあたり、既存旅行業はもとより、他分野の人材・組織の旅行業への参入を促していくことが必要です。


取 組 み の 方 向

地域資源を活用した地元発の旅行商品づくりや、それを担う人材・組織への支援を行います。

従来の観光関連業、市町村観光協会などに対して支援を行うとともに、地元発の観光を進める旅行業への支援、参入を促進します。

県の観光動態に関するデータ整備や調査分析を進め、新しい旅行需要へ対応するノウハウ開発を図り、地域へ提供していきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------------|----------|---|----------|
| 地元発の観光を進める旅行業者数 | 8 社 | | 20 社 |

地域資源を活用した地元発の旅行商品づくりや販売に取り組んでいる旅行業者数です。県内の旅行業登録者数の半数が地元発の旅行商品を取り扱うことを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------|---|
| 観光交流ビジネス支援事業 〔担当課〕観光振興課 | 地域資源を活用した地元発の旅行商品づくりへの支援、それに取り組む人材・組織への支援を行います。 |
| 観光関係調査・計画事業 〔担当課〕観光振興課 | 観光動態調査等に基づく旅行の動向や、観光施策の指針等を示すことにより、施策・事業の計画的かつ効率的な実施を行うとともに、観光振興に向けた意識の醸成を図ります。 |

| | |
|---------------|----------------------|
| 施策 - 4 - 1 | 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進 |
|---------------|----------------------|

目 的

地域固有の資源を活用した新たな取組みや、特色ある技術・製品を持つ企業を支援し中小企業の活性化を目指します。

現 状 と 課 題

経済のグローバル化による地域間競争の激化や消費者ニーズの多様化の中で、中小企業の振興を図る上では、コスト競争力や品質の向上のみならず、他地域と差別化された新たな商品やサービスの創造が必要です。

島根は地域固有の資源を豊富に有しており、こうした地域の強みとなり得る資源を活用した商品やサービスを開発し、販売を促進することが必要です。

域外市場を狙った新商品の開発・事業化には、ノウハウ・資金・人材等が必要ですが、中小企業にとっては、これらの確保は容易ではなく、事業化に向けた支援が必要です。

県内の伝統工芸品産業は、その多くが零細で家内工業的な生産を行っており、生産者の高齢化と後継者不足の状況にあります。

手作り商品に対する関心が高まる中で、伝統産業に対しても消費者の注目が集まっており、新たな用途開発や販路の拡大への取組みと後継者育成による特色ある産業としての継承が求められています。

取 組 み の 方 向

地域資源を活用した新商品や新サービスの開発・販路開拓への取組みを行う中小企業者・NPO・創業者等に向けた支援や、特色ある技術・製品を持つ中小企業者への支援を関係団体と連携して行います。

伝統工芸品の販路拡大のための展示会への出品等への支援や後継者育成のための支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-------------------------------|----------|---|----------|
| 地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数（4年間） | - | | 12 件 |
| 物産協会での伝統工芸品の販売額 | 8,073 万円 | | 8,100 万円 |

地域資源産業活性化基金事業を活用し、地域資源を活かした新商品や新サービスを事業化（開発された商品を販売されている状況）した件数です。支援認定目標から、4年間で12件の商品化、事業化を目指します。

島根県物産館やにほんばし島根館、島根県物産協会が行う各種イベント等における県内伝統工芸品の年間販売額です。現在の販売額を維持することを目標とします。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|------------------------------|---|
| 地域資源産業活性化基金事業 〔担当課〕商工政策課 | 県等が県商工会連合会に組成した基金を活用し、中小企業者等が行う地域資源を活用した新商品・新サービスの研究開発・販路開拓の初期段階の取組みに対し、助成や、商工会・商工会議所など経済団体と一緒に事業化に向けた助言等の支援をします。 |
| 伝統工芸品育成事業 〔担当課〕しまねブランド推進課 | 県外展示会の開催や後継者育成のための就業資金の貸付などを通して、伝統工芸品産業の振興を進めます。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 4 - 2 | 経営安定化の支援 |
|---------------|----------|

目 的

中小企業への経営相談や事業資金の融資を行い、安定的な経営を目指します。

現 状 と 課 題

県内の事業所のうち従業者4人以下の事業所（個人経営の農林漁業及び公務を除く）は、平成16年には64.5%（全国10位）と小規模な事業所が多数を占めています。県内中小企業の多くは財務体質や信用力の弱さから資金調達が厳しい状況にあります。

県内企業の倒産件数（負債額1,000万円以上）は、平成19年は71件で前年の1.5倍となりました。県内の景気動向は一部に持ち直しの動きも見られますが経営環境は厳しい状況が続いており、一層の経営改善の取組みが必要となっています。

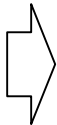
このような状況の中で、中小企業の経営を安定化させるには、商工会議所、商工会が行う経営指導などの支援体制の充実・強化を図るとともに、信用保証制度を利用した融資を活用して資金調達の円滑化を支援することが求められています。

取 組 み の 方 向

県内中小企業が多様化するニーズに的確に対応できるよう、商工団体によるきめ細かな経営指導体制を確保し、中小企業が行う経営安定・改善や新分野進出等の取組みを支援します。

経済環境の変動に対応して、常に時代に合った融資制度を準備し、県内中小企業の資金調達の円滑化を支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 |  | 平成23年度 |
|------------------------|------------|---|--------------|
| 県内中小企業の事業所数 | 40,146 事業所 | | 40,000 事業所以上 |
| 商工団体による県内中小企業の年間相談対応件数 | 71,765 件 | | 75,000 件 |

経営相談や制度融資などの経営安定化支援により、中小企業の事業所数の維持を目指します。商工団体による経営指導等の相談対応件数です。年間1,000件程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|---|
| 商工会・商工会議所活動支援事業 〔担当課〕経営支援課 | 県内中小企業の経営の安定・改善と新分野進出などの経営革新を進めるために、企業の実態に即したきめ細かな経営指導等を行う経営指導員を配置し、商工会議所・商工会等の活動を支援します。 |
| 中小企業団体中央会活動支援事業 〔担当課〕経営支援課 | 経営基盤が脆弱な中小企業が経済的地位の向上を図ることを目的として作る協同組合等に対し、適切な指導を行うため、専門的な能力を有する指導員を配置し、中小企業団体中央会の活動を支援します。 |
| 中小企業に対する間接融資事務（中小企業制度融資） 〔担当課〕経営支援課 | 中小企業が施設・設備の近代化、創業や経営革新、経営の合理化等のため資金を必要とする場合に、信用保証協会の保証制度を利用し、長期・低利で融資します。 |
| 小規模企業者等の設備導入を支援する金融事務 〔担当課〕経営支援課 | 小規模事業者が設備の近代化や創業・経営革新に必要な設備投資をする場合に、しまね産業振興財団が企業に代わって設備を購入し、割賦により貸与します。 |

| | |
|---------------|-------|
| 施策 - 4 - 3 | 商業の振興 |
|---------------|-------|

目 的

地域が主体となって行う商業の活性化や機能確保に向けた取組みに対し、必要なアドバイスや商業基盤の整備を支援し、中心市街地での快適な買い物環境づくりや、中山間地域で、必要なときに買い物ができる環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

モータリゼーションの進展による郊外立地型商業施設の増加により、中心市街地を形成してきた商店街は空洞化が進み商店街全体としての魅力が減少しています。また、中山間地域では、過疎化・高齢化により店舗の廃業が進んでいます。

平成 16 年県内小売業の従業者数は 47,675 人で平成 14 年に比べて 2,871 人、5.7% 減と大幅に減少しています。商店数も 9,927 店（同比 7.2% 減）年間販売額は 7,888 億円（同比 2.8% 減）と減少し、特に従業者規模 4 人以下の小規模商店数が大きく減少しています。

平成 16 年の小売店従業者 1 人当たりの年間販売額は 1,652 万円で、全国に比べやや低い状況です。

中心市街地では買い物を快適にできる商店街の再生、中山間地域では日常の生活必需品が購入できる身近な商業機能を確保する必要があります。

人口の減少などにより地域の購買力が縮小する中、商業のみならず、地域住民への生活サービス機能の確保に総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組みが求められます。

取 組 み の 方 向

「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った商業振興への取組みを支援します。市町村の商業振興ビジョン等に基づき、市町村や商工団体を主体に、地域が一体となって推進する取組みを支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | ⇒ | 平成 23 年度 |
|----------------------------|----------|---|----------|
| 中心市街地で空店舗対策等に取り組む商店街の数（年間） | 27 件 | | 27 件 |
| 中山間地域で店舗整備等に取り組む商店の数（年間） | 3 件 | | 3 件 |

県が行う中心市街地等商業活性化対策事業等を活用するなど、空店舗対策や食料品を取り扱う店舗の整備等に取り組んだ商店街や商店の数です。取組み事業者数の維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|---|
| <p>中心市街地等商業活性化対策事業 〔担当課〕経営支援課</p> | <p>中心市街地において賑わいのある商業活動の場を創るため、空店舗活用などによる商店街の活性化や、アーケードや街路灯の設置による商業環境の整備などの取組みを市町村と連携して支援します。</p> |
| <p>中山間地域商業活性化対策事業 〔担当課〕経営支援課</p> | <p>中山間地域において商業機能の確保を図るため、食料品等を取り扱う店舗の整備や移動販売車の取得などの取組みを市町村と連携して支援します。</p> |
| <p>大規模小売店舗立地法の適正な運用事務 〔担当課〕経営支援課</p> | <p>大型店舗の立地により影響を受ける店舗周辺の生活環境の保持を図るとともに、大型店舗の適正な立地を推進し良好な商業環境の整備を支援するため、大規模小売店舗立地法に基づく届け出等に対し審査、指導を行います。</p> |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 5 - 1 | 産業人材の育成 |
|---------------|---------|

目 的

若年者や離転職者等に対し、産業界のニーズに即した資格取得や職業訓練の機会を設け、職業能力の向上を支援し、産業人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

製造業の海外移転や技術の高度化、IT 化の進展などから、企業間競争・地域間競争が激化する中、産業の振興を図る上で、人材の確保・育成は重要な課題となっています。

島根では生産年齢人口の減少、若者の県外流失などから、県内産業を担う人材の育成を積極的に進めていくことが求められています。

県内誘致企業の工場増設が相次ぎ、大規模な雇用が計画されていますが、県外の大手製造業なども県内の新卒者への求人活動を積極化しており、今後、県内企業全体に渡って、人材の確保がより難しくなることが懸念されます。

製造業などの分野では、技術革新が日進月歩の勢いで急速に進んでおり、高度な技術や技能に対応できる多様な職業能力の開発が求められています。

取 組 み の 方 向

産業界が必要とする人材を育成するため、産業界・学校・市町村等が連携した体制の整備を県内各地域において進めます。

新規学卒者や若年者を対象に、職業に就くために必要な技能・知識を習得する職業訓練を実施します。

離転職者の早期就職を図るために、多様な職業訓練を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------------------------------|-------------------------|---------------------|
| 産学官連携組織構築市町村数 | 1 市 | 8 市町 |
| 県の支援による職業訓練を修了した若年者・離転職者の就職率 | 若年者 92.5% 離転職者 71.6% | 若年者 95% 離転職者 75% |
| ものづくり産業分野における技能検定及び県技能評価認定制度の年間合格者数 | 122 人 | 200 人 |

地域産業の振興に必要な産業人材の育成や確保に向け産業界と教育機関が連携した取り組みを行う市町村数です。県内で企業集積が一定規模である 8 市町において設置することを目指します。県立高等技術校が行う若年者及び離転職者職業訓練を修了後 6 ヶ月以内に就職した人の割合です。現状値をさらに高め 95%を目指します。

技能検定及び県技能評価認定制度における年間の合格者の数です。年間 10%程度の合格者数増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------|---|
| 地域産業人材育成・確保推進事業 〔担当課〕労働政策課 | 地域産業の振興に必要な産業人材の育成や確保に向け、地域での産業界と教育機関が連携した取組みを支援する産業人材育成コーディネーターを配置します。 |
| 学卒者等の職業能力開発事業 〔担当課〕労働政策課 | 新規学卒者や若年者等を対象として、職業に就くために必要な技術や専門的知識を習得するための職業訓練を実施します。 |
| 離転職者等の職業能力開発事業 〔担当課〕労働政策課 | 離転職者の早期就職を図るために、職業に必要な技能・知識を習得するための多様な職業訓練を実施します。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 5 - 2 | 雇用・就業の促進 |
|---------------|----------|

目 的

若年者をはじめ県内で働きたい人に対し、県内企業情報の提供や職業紹介など様々な対策を行い、就業機会の確保を目指します。

現 状 と 課 題

全国的な景気拡大により、島根県の平成 18 年の平均月間有効求人倍率は 0.89 倍と雇用情勢は改善しつつありますが、全国平均の 1.06 倍に比べるとその差は縮まっています。

平成 18 年の平均月間有効求人倍率を県内地域別にみると、最も高い出雲八ローワーク管内で 1.17 倍、最も低い隠岐八ローワーク管内では 0.38 倍と、地域間の格差が広がっています。

県外企業の求人の増加などにより、若年者の県外流出が進んでいます。特に、高校生の県内就職率は、学校基本調査によると平成 18 年 3 月卒業者が 65.2% であり、平成 15 年以降（平成 15 年 3 月卒業者 70.6%）低下傾向が続いています。

立地企業の新たな大量採用計画による周辺企業の人材確保への影響、あるいは、今後の企業誘致の正否は人材確保がポイントとなることから、早急に人材確保対策に取り組む必要があります。

若年者を中心とした県内企業への就職を促進するためには、企業、学校、行政が連携した取組みを強化する必要があります。

取 組 み の 方 向

立地企業の大量求人と周辺中小企業の人材確保に対応するため、県外在住者や大学生などの求職者の掘り起こしを行うとともに、県内企業と求職者の効果的な出会いの場を設けるなどの取組みを行います。

若者の県内就職を促進するため、若者、保護者、教育機関が県内企業への理解を深めるための取組みを行うとともに、県内企業に対しては、早期求人の重要性への理解を図っていきます。

県内中小企業が若年人材を確保するため、県内企業で働くことへの理解・共感を促す企業自身の取組みや企業の魅力情報発信への支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | 平成 23 年度 |
|---------------------|----------|----------|
| 県内企業の採用計画人員の充足率 | - | 100% |
| 高校生の県内就職率 | 60.3% | 70% |
| ジョブカフェしまね利用者の年間就職者数 | 783 人 | 1,000 人 |

「県内企業の採用計画人員の充足率」は、誘致企業及びジョブカフェサポート倶楽部登録企業の採用人員計画数に占める実採用者数の割合です。毎年 100% の充足率を目指します。

県立高校生の就職者の内、県内企業に就職した生徒の割合です。ここ数年 60%台にとどまっております、70%を目指します。

ジョブカフェしまねを利用して就職した人数です。年間 50 人程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------------|---|
| <p>産業人材確保推進事業 〔担当課〕労働政策課</p> | <p>県内の立地企業などが、県が選定した有料職業紹介事業者に依頼し、県外から専門的・技術的人材の確保を行う場合に支援を行います。</p> <p>また、県庁内に無料職業紹介所を設置して、求職者と県が支援する立地企業等の求人とのマッチングを行い、県内企業の人材確保を支援します。</p> |
| <p>若年者雇用対策事業 〔担当課〕労働政策課</p> | <p>若年者の県内就職を促進するため、就職フェアなど県内企業と学生等の効果的な出会いの場を設置します。</p> <p>県内企業に対する若者や保護者、教育機関の理解を深めるため企業見学会などの取組みを行います。</p> <p>若年者の雇用関連サービスを一貫して提供する「若年者就業支援センター（ジョブカフェしまね）」を設置し、きめ細かな就業支援を行います。</p> |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 5 - 3 | 就業環境の整備 |
|---------------|---------|

目 的

県内企業への就業者の定着を図るため、中小企業における労働条件等の改善を目指します。

現 状 と 課 題

県内企業のほとんどが中小企業であり、その多くで人材の確保・育成、労働条件の改善、福利厚生などの面で大企業に比べ立ち遅れが見られます。特に、中小企業の福利厚生事業は、組織や資金面などから、企業独自での取組みには限界が見られます。

労働者の就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、労使関係はより複雑化する傾向にあることから、労使の相互理解と協調がより重要になっています。

中小企業には、労働者が安心して働けるよう、福利厚生の充実、退職金共済制度の導入、男女の均等処遇などが求められています。

労使双方への情報提供や労使からの相談体制を充実し、労使関係の安定を促進することが求められています。

取 組 み の 方 向

中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加入促進や労働団体等が行う事業を通じて労働者の福利厚生の充実を図ります。

男女雇用機会均等法などの法制度の普及啓発を行い、就業環境の改善を促進します。健全で安定した労使関係の形成を図るために、県内の就業環境の実態を把握し、広報誌等により広く情報を提供します。また、労働相談員を配置して労使双方からの様々な労働問題の相談に対応します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------------------|----------|---|----------|
| 中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率 | 9.5% | | |

中小企業勤労者福祉サービスセンター（就業環境の改善などを支援する団体）に加入している人の割合です。加入者に対して安定的に事業提供できる加入率を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------|---|
| 福利厚生増進事業 〔担当課〕労働政策課 | 中小企業労働者のための総合的な福祉事業を行う中小企業勤労者福祉サービスセンター事業や中小企業退職金共済制度など国の労働福祉に係る制度の普及啓発、利用促進の支援などにより、労働者の福利厚生の充実を図ります。 |
| 労使関係の安定促進事業 〔担当課〕労働政策課 | 健全で安定した労使関係の形成を促進するために、県内の労働環境の実態を把握し、広報誌等により広く情報を提供します。また、相談員を配置して様々な労働問題の相談に応じ個別に情報の提供を行います。 |
| 雇用環境改善普及啓発事業 〔担当課〕労働政策課 | 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの法制度の普及啓発により、均等処遇や格差是正、さらには労働時間の短縮が図られるよう促し、多様な働き方への対応など中小企業労働者を取り巻く雇用環境の改善を促進します。 |

| | |
|---------------|-----------|
| 施策 - 5 - 4 | U・Iターンの促進 |
|---------------|-----------|

目 的

U・Iターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介などにより、定住の促進を目指します。

現 状 と 課 題

島根は、若年者の県外流出などによる人口減少や少子高齢化により、総人口はもとより生産年齢人口の減少による経済的な活力の低下が危惧されています。

近年、団塊の世代の大量退職を契機として、都市住民の中で田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっています。この機会をとらえて、本県の魅力を情報発信するとともに、農山漁村での生活体験や二地域居住などを通じて、定住やU・Iターンに結びつけていくことが必要です。

県では、(財)ふるさと島根定住財団を総合的な窓口として、U・Iターン希望者に対する相談や情報提供、無料職業紹介、農林水産業などの産業体験などを実施し、定住を推進しています。なお、平成18年度末の無料職業紹介での就職決定者は92人、産業体験での県内定着者は514人(累計)となっています。

県内の市町村では、U・Iターンの取組みが活発化していますが、U・Iターン者の定住を一層推進していくためには、関係団体や企業、地域住民が一体となった取組みが必要です。

取 組 み の 方 向

市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働してU・Iターンを促進します。U・Iターン希望者への総合的な情報提供を実施します。

U・Iターンに必要な就業や住居の確保を支援します。

島根県での暮らし体験や二地域居住など、定住、U・Iターンに結びつける取組みを支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 | → | 平成23年度 |
|-----------------------------------|--------|---|--------|
| U・Iターン希望者の産業体験終了後の定着者数(4年間) | - | → | 120人 |
| U・Iターン希望者のための無料職業紹介による就職決定者数(4年間) | - | | 200人 |

(財)ふるさと島根定住財団が行う農林水産業、伝統工芸産業などへの産業体験事業修了後、県内で就業、就職した人の数です。これまでの実績を基に、年間定着者数30人程度を目指します。

(財)ふるさと島根定住財団が行う無料職業紹介により就職が決定した人の数です。これまでの実績を基に、年間就職決定者数50人程度を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------|--|
| ふるさと島根定住推進事業 〔担当課〕地域政策課 | 島根県の持つ豊かな自然、歴史そして生活環境など様々な魅力を重層的に情報提供するとともに、産業体験や田舎暮らし体験等を通じて実際に体感してもらうことにより、U・Iターンを促進します。 |
| 島根暮らしU・Iターン支援事業 〔担当課〕地域政策課 | U・Iターン者を増加させるために、無料職業紹介、住宅相談・住宅情報の提供、農業講座などを実施するとともに、市町村や民間団体、企業と連携して交流・定住の推進に取り組みます。 |

| | |
|---------------|--------------------|
| 施策 - 6 - 1 | 情報通信基盤の整備促進 |
|---------------|--------------------|

目 的

光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備を促進します。

現 状 と 課 題

県内のほぼ全域において、既存の電話回線やケーブルテレビを使った高速インターネット環境は整ってきていますが、近年、技術の進歩に伴い、情報通信環境は、光ファイバーなどによる超高速インターネットに移行しつつあります。

しかし、県内の超高速インターネットサービスの利用可能世帯率は低く、超高速情報通信環境の向上が求められています。

また、携帯電話やテレビ放送は、災害時や緊急時の情報通信ツールとしても重要な役割を担っていますが、県内には携帯電話の通じない不感地域が少なくないうえ、地上波デジタル放送への移行に伴う難視聴地域の拡大が懸念されます。


取 組 み の 方 向

光ファイバーなどの超高速インターネットの条件不利地域への導入について、国・市町村などと連携して、民間通信事業者の積極的な設備投資を促すとともに、地域の実情に応じた情報通信基盤の整備を進めていきます。

携帯電話の不感地域にかかる受信環境の改善について、市町村と連携し、携帯電話事業者へ積極的に働きかけていきます。

テレビ放送の地上波デジタル放送への移行に向け、新たな難視聴地域が発生しないよう、市町村と連携し、国・放送事業者へ働きかけていきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|--------------------------------|----------|---|----------|
| 光ファイバーによる超高速インターネットサービス利用可能世帯率 | 57.0% | | 62% |

光ファイバーによる超高速インターネットサービスの利用可能な基盤の整備が終わり、接続が可能な状態となっている世帯の割合です。国の整備目標達成の伸びに準じて目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| ブロードバンド環境整備促進事業 〔担当課〕 情報政策課 | 県内全地域における FTTH による超高速インターネット環境の実現に向け、市町村や通信業者と連携しながら情報通信基盤の整備を促進します。 |
| 携帯電話不感地域対策事業 〔担当課〕 情報政策課 | 移動通信用鉄塔の整備への財政支援や、通信事業者への改善の働きかけなどを行い、市町村と連携しながら、携帯電話の不感地域の解消を目指します。 |
| テレビ難視聴対策事業 〔担当課〕 情報政策課 | ケーブルテレビ施設整備の促進によるテレビ難視聴地域の是正や、地上デジタル放送への円滑な移行に向けた市町村への支援、関係機関への働きかけを行います。 |
| 地域公共ネットワーク整備事業（農村地域） 〔担当課〕 農村整備課 | 農村地域における FTTH による超高速インターネット環境の整備を進め、ブロードバンドサービスの地域格差の解消を目指します。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 6 - 2 | 高速道路網の整備 |
|---------------|----------|

目 的

- 高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。

現 状 と 課 題

県内の高速道路の整備率は 50%と、全国的にみても大きく遅れており、特に、県の東西をつなぐ山陰道については、未だ3分の1にあたる 60kmの未事業化区間が残っています。

このため、県内外にわたって、人や物の交流に支障をきたしており、産業活動を支える基礎的基盤として、高速道路ネットワークの早期整備が強く望まれています。


取 組 み の 方 向

未事業化区間について、事業化に向けた手を促進し、県内区間の早期全線事業化を目指します。

事業中区間の整備を促進し、斐川 I.C～出雲 I.C（仮称）間などの早期開通を目指します。

高速道路 I.C へのアクセス道路の整備を重点的に進め、高速道路ネットワークの早期形成を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-------------------------------|----------|---|----------|
| 高速道路供用率 | 50% | | 55% |
| 高速道路 I.C への 30 分到達圏 域面積の割合 | 46% | 49% | |

高速道路供用率は、計画延長に対する通行可能となった延長の割合です。「斐川・出雲間」「益田道路 遠田・久城間」の開通を見込んだ目標値です。

最寄の I.C まで 30 分で到達できる地域の面積の割合です。「斐川・出雲間」「益田道路 遠田・久城間」の開通を見込んだ目標値です。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|---|
| < 高速道路の建設促進事業 > 山陰自動車道の建設促進事務 松江自動車道の建設促進事務 〔担当課〕 高速道路推進課 | 山陰自動車道と松江自動車道の建設促進を図るため、関係機関との連絡調整や要望活動、用地関係業務の受託などを行います。 |
| < 高速道路の利用促進事業 > 東部高速道路利用促進事務 西部高速道路利用促進事務 〔担当課〕 高速道路推進課 | ETC 普及キャンペーンなどを行って高速道路の利用を促進します。 |
| 高速道路インターチェンジへ 短期間でアクセスするための 道路整備 〔担当課〕 道路建設課 | 高速道路の整備に併せ、インターチェンジと一般道を結ぶ県道（アクセス道路）の整備を進めます。 |

| | |
|---------------|------------|
| 施策 - 6 - 3 | 航空路線の維持・充実 |
|---------------|------------|

目 的

航空路線の維持・充実により、県営3空港の利便性の向上を目指します。

現 状 と 課 題

東京、大阪などの大都市圏から遠く離れている本県にとって、航空ネットワークの維持・充実は必要不可欠であり、需要が高い路線については、利便性を向上するため増便やダイヤ改善に取り組む一方、利用が低迷している路線については、利用促進への一層の取組みが求められます。

2010年（平成22年）10月に羽田空港第四滑走路の供用開始が予定されており、今後、各空港での利用促進に取り組みながら、東京路線の増便や路線開設を図っていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

東京・大阪などの大都市圏と結ぶ航空路線について、増便やダイヤ改善など運航体系の改善などにより、航空路線の維持・充実を図ります。

本土と離島を結ぶ航空路線の維持を図ります。

中国（上海）へのチャーター便の運航を支援しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 | 平成23年度 |
|---------------|--------|--------|
| 出雲空港の年間乗降客数 | 744千人 | 770千人 |
| 萩・石見空港の年間乗降客数 | 71千人 | 81千人 |
| 隠岐空港の年間乗降客数 | 50千人 | 51千人 |

各空港の路線ごとの潜在需要や今後の就航機材の見通しなどを基に目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---------------------------------|--|
| 出雲空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課 | 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、出雲空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。 |
| 萩・石見空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課 | 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、萩・石見空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。 |
| 隠岐空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課 | 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、隠岐空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。また、本土と離島を結ぶ航空路線については、路線維持のため、運航費に対する支援を実施します。 |
| 空港国際化事業 〔担当課〕 交通対策課 | アジアを中心とした近隣諸国への渡航を容易にし、利便性を向上するため、中国（上海）へのチャーター便の運航支援を継続しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。 |

| | |
|---------------|-------------|
| 施策 - 6 - 4 | 空港・港湾の維持・整備 |
|---------------|-------------|

目 的

物流を支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。

現 状 と 課 題

広域的な地域間交流や観光産業の振興などにより地域活性を図っていくためには、航空路の充実が重要であり、航空機の運航に支障をきたさないよう計画的な更新・充実を図るなど、その基盤となる空港施設の適切な維持管理は不可欠です。

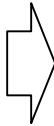
県内企業の国内・海外展開の物流拠点となる港湾については、船舶の安全航行の確保や岸壁の整備が必要となっています。

取 組 み の 方 向

空港・港湾の適正な維持管理に努めるため、施設や設備の更新を適切に行います。

物流拠点港の充実を図るため、必要な施設を整備します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|---------------|----------|---|----------|
| 物流拠点港の岸壁の整備率 | 77% | | 87% |
| 物流拠点港の防波堤の整備率 | 42% | | 44% |

整備中の物流拠点港（松江港、河下港、江津港、浜田港）の計画総延長に対する実施済み延長の割合です。優先度を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-----------------------------|---|
| < 港湾整備事業 > 〔担当課〕 港湾空港課 | 物流の拠点になる港について、港内静穏度の改善のための防波堤の整備や利便性向上のための臨港道路の整備、緑地の整備などを行います。 |
| < 空港機能保持事業 > 〔担当課〕 港湾空港課 | 空港の機能を保持するため、施設や設備の点検・維持・更新を行います。 |

.

基本目標

安心して暮らせるしまね
(施策26本)

| | |
|---------------|--------------|
| 施策 - 1 - 1 | 危機管理体制の充実・強化 |
|---------------|--------------|

目 的

テロ事件や新興感染症などの予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

米国で発生した同時多発テロ（平成 13 年）などのテロ・ゲリラ事件や北朝鮮によるミサイル発射、地下核実験（平成 18 年）などの予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。

平成 15 年以降、中国広東省などにおいて発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）は、瞬く間に世界規模で感染が拡大し、社会生活にも大きく影響を及ぼしました。また、鳥インフルエンザ（H5N1）の世界的な流行、散発的なヒトの感染発生の継続から、ヒト - ヒト感染を起こす新型インフルエンザの出現が強く懸念されています。

県では、様々な事案に迅速かつ的確に対応するため危機管理対策本部を設置し、庁内全体で情報を共有し応急対策を実施することとしています。また、武力攻撃やテロ攻撃などから県民の生命・身体・財産を守るため、平成 18 年に策定した「島根県国民保護計画」に基づき県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処を行うこととしています。


各分野におけるシミュレーション訓練や情報伝達訓練、実働部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、危機管理体制を充実・強化していく必要があります。

取 組 み の 方 向

武力攻撃事態などにおける、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する対応力を高めるため、「島根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などを着実に実施します。

感染症医療提供体制の整備や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|----------------------|----------|---|----------|
| 事案認知から第 1 回会議開催までの時間 | 3 時間 | | |

事案発生の第一通報を受け、調査等の情報収集により危機管理事案として認定し、1 回目の危機管理連絡会議を開催するまでの対応時間です。消防防災課職員が登庁するまでの時間が 30 分以内、関係課職員が登庁するまでの時間が 1 時間以内、事案に関する情報収集及び対応の検討、危機管理対策本部会議等の開催準備のための時間を最大 2 時間とし、併せて 3 時間以内の開催を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| <p>危機管理対策事業 〔担当課〕消防防災課</p> | <p>災害対策基本法に定める災害以外の危機事案に対して、県民の保護を目的として迅速な初動体制の立ち上げ、応急対策の実施を行います。</p> |
| <p>テロ等突発事案対策事業 〔担当課〕警察本部警備部</p> | <p>テロリスト等の侵入を水際で防止するため、広報活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、沿岸部における不審事案を早期に認知する態勢を確立します。万一、テロ等の突発的な重大事案が発生した場合に備え、実戦的な訓練を反復実施します。</p> |
| <p>感染症の医療体制整備事業 〔担当課〕薬事衛生課</p> | <p>多種多様な感染症に備えるための指定医療機関の体制整備と検査機器や防護服等の整備、関係職員に対する研修を行います。</p> |

| | |
|---------------|-----------|
| 施策 - 1 - 2 | 消防防災対策の推進 |
|---------------|-----------|

目 的

防災関係機関等の連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、大規模火災・事故等の災害の発生時の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

島根県は、急峻な中山間地域が 80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。

県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、警戒・避難に必要な情報提供、消防団の活性化や自主防災組織等の育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備に取り組むことが必要です。

災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難対策の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。

平成 18 年 7 月豪雨を契機として、島根県は、市町村が行う高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援体制整備の推進のために、ガイドラインを作成しました。

火災の予防・消火、救急救助など迅速な対応、消防体制の広域化と体制の強化が課題となっています。

災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。

取 組 み の 方 向

防災訓練の実施、緊急物資の整備、常備消防の体制強化と広域化、市町村消防団の活性化により、防災関係機関の災害対応能力を充実強化します。

自主防災組織の育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。

土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、新水防システムの開発を進め、警戒避難体制を整備します。

住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組めます。

市町村における「災害時要援護者避難支援対策」の取組みが進むよう、市町村や民生委員、市町村社会福祉協議会などへの働きかけを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | → | 平成 23 年度 |
|----------------------|-----------|---|-----------|
| 事案認知から第 1 回会議開催までの時間 | 60 分 | → | 60 分以内 |
| 公共建築物の耐震化率 | 61% | | 81% |
| 土砂災害警戒区域の指定箇所数 | 11,637 箇所 | | 30,000 箇所 |

災害情報等の認知から 1 回目の災害対策本部会議開催までの対応時間です。消防防災課職員が登

庁するまでの時間を 30 分以内、情報収集や会議開催準備の時間を 30 分以内、一方、関係職員の登庁時間は 60 分以内として、併せて 60 分以内の開催を目指します。

多数の者が利用する公共建築物（県庁、市町村役場、小・中学校、体育館、公営住宅等）の耐震化対策の進捗状況です。「島根県建築物耐震改修促進計画」における公共建築物の耐震化率の目標値（平成 27 年度末 95%）から目標値を設定しました。

土砂災害のおそれのある土地を明らかにし、市町村が行うハザードマップ（災害危険箇所、情報の伝達方法、避難場所などを記載したもの）作成の支援などを目的として指定する区域です。21 市町村の全てで警戒区域の指定を完了することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------|--|
| 災害警備体制強化事業 〔担当課〕警察本部警備部 | あらゆる災害現場を想定した実戦的訓練や自衛隊及び消防等防災関係機関との合同訓練を実施し、救出・救助技能の向上と連携態勢を強化します。 |
| 震災、風水害等災害対策事業 〔担当課〕消防防災課 | 地震や風水害などが発生したときに被害を最大限未然に防げるよう防災訓練や自主防災組織の育成支援などを実施するとともに、被害が発生した場合においても迅速、適切な対応により被害の軽減や被災者への支援を行います。 |
| 防災情報システム整備事業 〔担当課〕消防防災課 | 防災関係機関が、的確な情報連絡体制の確立と防災情報の共有化を図れるようシステムを整備し、災害の未然防止や拡大防止を行います。 |
| 豪雨災害対策緊急事業 〔担当課〕河川課 | 洪水時における避難行動が迅速かつ適切に行えるよう水防情報の発信や周知方法を分かり易いものとし、また想定氾濫区域の指定、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行います。 |
| 土砂災害防止対策の推進に関する事務 〔担当課〕砂防課 | 土砂災害のおそれのある土地の情報、雨量情報、土砂災害危険度情報などを市町村や住民に提供し、土砂災害から県民を守る取組みを支援します。 |
| 建築物等地震対策促進事業 〔担当課〕建築住宅課 | 大規模地震から県民の生命と財産を守るため、平成 19 年 2 月に作成した島根県建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など建築物の耐震化に向けた施策を総合的に推進します。 |

| | |
|---------------|----------------------|
| 施策 - 1 - 3 | 原子力安全・防災対策の充実 |
|---------------|----------------------|

目 的

原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

現 状 と 課 題

新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、島根原子力発電所の耐震安全性の確保等が重要な問題となっています。

松江市に立地する島根原子力発電所の周辺地域住民の安全を確保するため、「安全協定」を厳正に運用し、環境放射線監視や発電所の運転状況等の把握やその情報提供に努めています。

原子力について県民が正しく理解できるよう、また、県民の安心感と信頼感が得られるよう住民に正確な情報提供を行うことが重要です。

原子力防災設備の整備や防災業務関係者が専門知識を習得することにより、原子力発電所に対する安全確認などの取組みを充実・強化することが必要です。

万一の原子力災害時における迅速で実効的な防災業務や住民の避難行動等について正しく理解してもらうため、原子力災害に備えた住民参加の訓練を実施していく必要があります。

取 組 み の 方 向

島根原子力発電所の環境放射線の常時監視、運転状況の把握等により安全確保に努めるとともに、県の安全対策、原子力発電に関する知識の普及啓発、情報の提示等を行います。

最新機器の整備により環境放射線監視体制を充実し、監視データをリアルタイムで広く情報提供する環境放射線情報システムの充実・高度化を図り、監視体制の充実に努めます。

原子力について、広報誌、インターネットや原子力関連施設見学会など身近できめ細かな広報活動を積極的に行います。

原子力防災設備の整備を行い、防災業務関係者の知識及び技術習得の向上等により原子力防災体制を充実させるとともに、毎年原子力防災訓練を実施します。

島根原子力発電所の自衛消防体制や耐震安全性評価について、中国電力の対応や国の監督状況を注視しながら、適切な対応に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | 平成 23 年度 |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|
| 島根原子力発電所に起因する周辺の放射線量 | 年間 0.05 ミリシーベルト以下 | 年間 0.05 ミリシーベルト以下 |
| 原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合 | 86.9% | 95%以上 |

島根原子力発電所の通常運転時における環境への放射性物質の放出は、少なれば少ないほど望ましいことであることから、原子力発電所を設置し運転するものに、環境への放射性物質の放出をできるだけ少なくする努力を進めさせるための定量的な目標として原子力安全委員会が示した「線量目標値(年間0.05ミリシーベルト)」を目標値として設定しました。

原子力防災訓練に参加した防災業務関係者へのアンケートで訓練の目標や目的の達成について、「できた」「概ねできた」と回答した人の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-----------------------------|---|
| 原子力安全対策事業 〔担当課〕消防防災課 | 県民の安全確保に期するため、安全協定による安全確認・連絡調整、環境放射線測定調査、安全対策協議会及び顧問会議の開催、原子力安全対策広報、プルトニウム混合酸化物燃料問題対策などを行ないます。 |
| 原子力防災対策事業 〔担当課〕消防防災課 | 緊急時における災害応急対策を円滑に実施するため、緊急時連絡網・SPEEDIシステムの管理運営、原子力防災資機材の整備・維持管理、原子力防災訓練の実施などを行ないます。 |
| 原子力災害時の医療体制整備 〔担当課〕医療対策課 | 事故発生時に迅速・的確に対応するため、住民等を対象とした放射性物質による汚染検査(スクリーニング)や汚染除去などの被ばく医療活動訓練を実施するとともに、被ばく医療活動に必要な資機材を整備します。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 1 - 4 | 治安対策の推進 |
|---------------|---------|

目 的

県民が安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、凶悪化、組織化、国際化する犯罪への対応を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。

現 状 と 課 題

県内の犯罪発生件数は、警察における街頭犯罪抑止対策や防犯ボランティア団体等による防犯活動など、官民一体となった治安対策に取り組んだ結果、平成 16 年から 4 年連続で減少しています。

殺人事件や強盗事件、振り込め詐欺事件の発生など、犯罪の内容が悪質・巧妙化しています。また、子どもや高齢者が被害者となる事件も多発しており、県民に不安を与える犯罪が後を絶たない状況にあります。

犯罪の発生を抑止し、犯罪を検挙する活動を一層推進するとともに、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」等に基づき、県民の自主防犯活動と連携した活動の促進を図るなど、施策の総合的な推進を図る必要があります。また、犯罪被害者等に対する支援の取組みにも期待が高まっています。

取 組 み の 方 向


殺人や強盗などの重要犯罪や振り込め詐欺等知能犯罪の検挙を徹底するため、捜査活動の効率化・高度化を図るほか、県民から広く情報提供を求めるとともに、積極的な犯罪情報の提供を行います。

暴力団等による組織犯罪や来日外国人犯罪の取締りを強化するとともに、関係機関・団体・企業と連携し、平穏な市民生活を脅かす反社会的勢力排除の機運を高めます。県民の身近で発生する犯罪に対応するため、交番・駐在所の機能を強化し、積極的なパトロールを展開するなど、街頭活動の強化を図るほか、地域安全情報の提供を進めていきます。

安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民による自主防犯活動を積極的に支援するとともに、防犯ボランティア団体の結成及びネットワーク化を促進し、活動を活性化します。また、子どもを犯罪被害から守るため、通学路を中心とした防犯パトロールや防犯教室の開催等、学校・防犯ボランティア団体と連携した安全確保対策を強化します。

犯罪被害者等の権利が尊重され、十分な支援が受けられるよう関係機関・団体等と連携した支援活動を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|------|------------|---|------------|
| 犯罪率 | 8.2 件 / 千人 | | 7.2 件 / 千人 |

人口千人当たりの刑法犯認知件数（暦年）です。平成 19 年の犯罪率（暫定値）の全国最低値の数値、6.0 件 / 千人を 10 年後の目標とし、現状値から一定の割合で減少すると仮定して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| 治安基盤強化事業 〔担当課〕警察本部警務部 | 治安対策を推進するためには、恒常的に人的、物的及び制度的基盤整備を図ることが必要です。優秀な人材を確保し、教育の充実を図るとともに、装備資機材の整備や業務の見直し・効率化を徹底し、治安基盤の強化を推進します。 |
| <安全・安心なまちづくりの推進> 日本一安全安心まちづくり事業 街頭活動強化事業 交番機能強化事業 子ども安全対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部 | 身近な犯罪の発生を抑止し、日本一治安の良い地域社会を実現するため、自治体や防犯ボランティア等と連携・協働し、子どもの犯罪被害を防止する活動を推進するとともに、パトロール及び職務質問等の現場活動を強化することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。 |
| 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進 〔担当課〕環境生活総務課 | 犯罪のない安全で安心な地域社会の実現のため、「普及啓発」や、防犯活動団体等の育成や地域における連携強化のための「ひと・団体・ネットワークづくり」などに取り組み、地域に根ざした安全安心、まちづくり活動の推進を図ります。 |
| サイバー犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部 | インターネット上に氾濫する違法・有害情報やサイバー空間を悪用した犯罪から県民を守るため、取締りを推進するとともに、関連事業者との連携、情報セキュリティに関する講習会等の啓発活動を推進します。 |
| 凶悪犯罪等対策事業 〔担当課〕警察本部刑事部 | 凶悪犯罪の犯人を早期に検挙するため、凶悪事件発生時には、現場捜査員の集中運用を図るとともに、現場資料採取等の捜査活動を推進します。 |
| 暴力団対策事業 〔担当課〕警察本部刑事部 | 県内の各種事業所等を対象とし、暴力団等反社会的勢力による犯罪被害を未然に防止するための暴排講習会・講演会等を開催します。また、既存暴排組織等の自主的活動の促進を図るための各種支援活動を推進します。 |
| 犯罪被害者対策事業 〔担当課〕警察本部警務部 | 関係機関と連携して情報提供、カウンセリング、再被害防止のための安全確保及び診断書料の公費負担等の支援活動を実施するとともに、県民に対して犯罪被害者等に対する理解促進を図ります。 |
| 警察安全相談事業 〔担当課〕警察本部警務部 | 警察に寄せられる相談の内容に応じ、的確な指導助言を行うとともに、違法行為者に対して警告・検挙などの措置を講じ、犯罪等による被害を未然に防止し、県民の不安を解消します。 |

| | |
|---------------|-----------|
| 施策 - 1 - 5 | 交通安全対策の推進 |
|---------------|-----------|

目 的

交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

現 状 と 課 題

県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数とも減少傾向となっています。特に、平成 19 年の死者数は、昭和 33 年以降では最少となりました。今後この減少傾向を定着させていく必要があります。

死亡事故の特徴としては、「高齢者」や「夜間・国道」の割合が高くなっています。特に本県では、運転免許を所有する者に対して高齢者が占める割合は、全国一であり、毎年、多くの高齢者が交通事故の犠牲になっています。

交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認など基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を自動車運転者や自転車利用者を含め、県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備など、交通環境の整備が求められています。

取 組 み の 方 向

県民の交通安全意識を高めるため、自動車運転者や自転車利用者を含め、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。

増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、戸別訪問指導など効果的な交通安全教育を推進するとともに、シルバーリーダーの養成などにより、高齢者の交通安全対策を強化します。

夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道 9 号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。

安全快適な歩行のために、「あんしん歩行エリア」や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の新設、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備など、道路交通環境を整備します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|------------|----------|---|-----------|
| 交通事故年間死者数 | 42 人 | | 40 人以下 |
| 交通事故年間死傷者数 | 3,131 人 | | 2,800 人以下 |
| 歩道の整備率 | 71% | | 79% |

国を挙げて交通事故死者数の減少を目指しており、平成 24 年までに交通事故死者数 5,000 人以下とする政府目標に対応し、県内では、平成 24 年までに死者数 37 人以下を達成する必要があること及び第 8 次島根県交通安全計画を基にして、それぞれの目標値を設定しました。数値は暦年（1 月～12 月）です。

県管理道路のうち、歩道が必要な区間 1,340 km に対する整備率です。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| 交通安全計画策定事業 〔担当課〕交通対策課 | 交通安全施策を着実に推進していくために、交通安全対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な交通安全計画を定めます。 |
| 交通安全推進事業 〔担当課〕交通対策課 | 交通事故防止に向けて県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。 |
| 安全な歩行・走行のための道路整備事業 〔担当課〕道路維持課 | 安全に歩行・走行できるように歩道・自転車道の新設、既設歩道の段差解消を実施します。 |
| 交通安全啓発事業 〔担当課〕警察本部交通部 | 交通安全思想の普及・浸透を図るため、ホームページやテレビ・ラジオ等あらゆる媒体を活用し、交通事故の実態や事故防止のポイントを分かりやすく解説するなど、効果的な広報啓発活動を推進します。 |
| 交通安全教育事業 〔担当課〕警察本部交通部 | 県民の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、幼児から高齢者まで、対象に応じた交通安全教育を推進します。特に、高齢者による事故を防止するため、個別訪問指導等高齢者の交通安全教育を強化します。 |
| 運転者対策事業 〔担当課〕警察本部交通部 | 飲酒運転等交通事故に直結する違反の取締り強化や行政処分の早期執行等によって悪質・危険運転者対策を推進するとともに、更新時講習や処分者講習等の内容を充実させ、優良運転者を育成します。 |
| 交通管制システム整備事業 〔担当課〕警察本部交通部 | 渋滞の軽減等交通の円滑と快適性の向上を図るため、キーインフラである光ビーコンの整備や交通情報提供の充実・高度化など、交通管制システムの整備を促進します。 |
| 交通安全施設整備事業 〔担当課〕警察本部交通部 | 交通事故の防止と交通の円滑を図り、快適な交通環境を実現するため、交通信号機のバリアフリー対策や機能の高度化、見やすく分かりやすい交通規制標識・標示の整備など、交通安全施設の整備を促進します。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 1 - 6 | 消費者対策の推進 |
|---------------|----------|

目 的

自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。

現 状 と 課 題

規制緩和や高度情報化の進展、社会経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが登場し消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。

島根県消費者センターが受け付けた相談件数は、減少傾向にあるものの、依然として年間8千件を超えています。苦情相談が多く寄せられる内容では、多重債務の整理方法、ヤミ金融など金融に関するもの、覚えのない有料サイトの料金請求などインターネットを介したものなどがあります。

相談者では、高齢者の割合が増加しています。悪質商法など高齢者が巻き込まれる消費者トラブルを防ぐため、地域全体で見守っていく必要があります。

消費者が一定期間内に一定の商品・サービス契約について無条件解約できる「クーリング・オフ」制度の正しい知識の普及をさらに進めていく必要があります。

県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくるため、事業者の法令遵守、取引の適正化の監視・指導を強化し、県民一人ひとりが必要な知識と判断力を備え、「自立した主体」として消費行動ができるよう支援していくことが求められています。


取 組 み の 方 向

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援します。消費者被害の未然防止、拡大防止のため、情報提供や啓発に努めます。

消費者からの苦情・相談に応じ、助言やあっせんによりトラブルの解決と被害の救済にあたるとともに、身近な相談窓口である市町村の相談機能の充実を支援します。

事業者が適正に商品やサービスを提供するよう指導・監督を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 |  | 平成23年度 |
|----------------------|--------|---|--------|
| クーリング・オフ制度を知っている人の割合 | 66.2% | | 70% |

「県政世論調査」において、クーリング・オフ制度について、『内容をよく知っている』『ある程度知っている』と回答した人の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">消費者自立支援事業 〔担当課〕環境生活総務課消費生活室</p> | <p>消費者啓発、消費者教育を実施し、自立した消費者の育成に努めます。また、消費者リーダー育成、消費者団体の育成・支援を実施し、地域での消費者啓発活動のリーダー、組織の育成に努めます。</p> |
| <p style="text-align: center;">消費者苦情処理事業 〔担当課〕環境生活総務課消費生活室</p> | <p>商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが生じた場合、消費者の相談に応じ、その解決と被害の救済に当たります。また、市町村の相談体制の充実のため、相談窓口担当者に対する研修会を実施します。 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。</p> |
| <p style="text-align: center;">事業者に対する指導・監督事務 〔担当課〕環境生活総務課消費生活室</p> | <p>景品表示法、特定商取引法、消費生活条例等に基づき、事業者が適正に商品や役務を提供するよう、監視、指導します。</p> |
| <p style="text-align: center;">身近な経済犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p> | <p>金融事犯、資産形成事犯、特定商取引等事犯、健康に被害を及ぼす薬事・医事関係事犯、食の安全・安心に係る事犯、偽ブランド事犯等、消費者生活に深刻な影響を与える身近な経済犯罪の検挙対策及び被害防止対策を推進します。</p> |

| | |
|---------------|------------|
| 施策 - 1 - 7 | 災害に強い県土づくり |
|---------------|------------|

目 的

治山治水対策、土石流対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

現 状 と 課 題

島根県は、県土の 80%を急峻な山地が占め、県内一円が特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約 1,030 kmにわたります。このため、集中豪雨や冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策や橋梁補修を重点的に行う必要があります。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。落橋等の大きな被害を防止し、緊急輸送道路としてネットワーク機能確立するため、橋脚補強や落橋防止の耐震対策を推進します。これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、危険な老朽ため池等の改修工事を計画的に実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | → | 平成 23 年度 |
|------------------|----------|---|----------|
| 洪水から保全される人口 | 84,900 人 | → | 86,700 人 |
| 土砂災害危険箇所整備率 | 28.1% | | 28.9% |
| 道路防災危険箇所整備率 | 25% | | 31% |
| 緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率 | 66% | | 89% |

県管理河川の想定氾濫区域内人口 286,000 人の内、洪水から保全される人口です。平成 23 年度末の整備率を 30.3%として、目標値を設定しました。

土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の割合です。これまでの整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。

道路の危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の割合です。「島根県地域防災計画」等に基

づき、これまでの整備した箇所の実績と今後優先的に整備する箇所を考慮して目標値を設定しました。

地震直後から発生する緊急輸送を実施するために必要な道路において耐震対策を講じる必要のある橋梁数に対し、対策を講じた橋梁の割合です。「島根県地域防災計画」等に基づき、これまでの整備した箇所の実績と今後優先的に整備する箇所を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| <p><土砂災害防止対策事業> 砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 〔担当課〕砂防課</p> | <p>土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民の生命、人家、耕地、公共施設等を守ることを主目的とし、砂防えん堤や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行います。</p> |
| <p><斐伊川神戸川治水事業の促進> 志津見ダム・尾原ダム事業促進事業 斐伊川放水路事業促進事業 大橋川改修事業促進事業 〔担当課〕斐伊川神戸川対策課</p> | <p>斐伊川神戸川治水事業（国直轄事業）の促進を図るため、生活再建対策、周辺整備事業を実施します。</p> |
| <p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり事業> 中小河川の改修事業 ダム建設事業 河川維持管理事業 〔担当課〕河川課</p> | <p>治水対策により、流域住民の洪水や濁水被害の軽減を図るため、中小河川の改修やダム建設などを推進します。</p> |
| <p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る海づくり事業> 海岸侵食対策事業 海岸維持管理事業 〔担当課〕河川課</p> | <p>砂浜の消失など海岸の侵食が進行し、越波被害も発生していることから、海岸の侵食対策事業を実施し、被害を最小限にとどめます。</p> |
| <p><道路の事故・災害への対応強化事業> 防災事業 橋梁補修事業 〔担当課〕道路維持課</p> | <p>平成8年度に実施した道路防災総点検により対策が必要な箇所としてリストアップされた危険斜面及び緊急輸送道路網内の橋梁補修の整備を推進します。</p> |
| <p>地すべり対策事業 〔担当課〕農地整備課</p> | <p>地すべり防止区域内に農地を所有する農家及び区域内に居住する者を対象に、農地及び家屋等の被害を防止することにより安心して営農及び生活できるようにします。 地すべり災害から人命、財産を守るため、対策工事を実施します。</p> |
| <p>治山事業 〔担当課〕森林整備課</p> | <p>山地災害や地すべり災害から人命、財産を守るため、危険度、保全対象など優先度の高い箇所から順次、土石流対策、山崩れ対策、地すべり対策、海岸保全対策を実施します。</p> |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 1 - 8 | 食の安全の確保 |
|---------------|---------|

目 的

食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、また、トレーサビリティシステムなどの自主的な安全管理システムの導入の促進により、食品の安全性を確保します。

現 状 と 課 題

産地や賞味期限などの食品の偽装表示、残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全を脅かす様々な案件が発生しており、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっています。

食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進するため、講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行うほか、製造工程の危害分析を行うなど科学的根拠に基づく衛生指導を行う必要があります。

食品関係施設の監視指導、BSE 検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、不適正食品の流通を防止する必要があります。

農林水産品については、生産段階での安全確保とその取組みを消費者自身が確認できる仕組みを構築する必要があります。

消費者が食品に関する知識と理解を深めるために、講習会の開催や情報発信の充実、消費者を含めた関係者の意見交換等を促進する必要があります。

取 組 み の 方 向

県民が安心して食生活を送れるよう、生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組めます。

衛生講習会の開催等により、食品関係事業者の自主管理を促進するとともに、食品関係施設の許可・監視・指導と食品の検査を実施し、食品の不適正な取扱いや不適正食品の流通を防止します。

GAP（農業生産工程管理）の導入、農薬適正使用の推進、ポジティブリスト制度対策の実施、生産マニュアルの作成・普及など生産現場での安全確保に向けた取組みを推進します。

生産者が安全確保のために取り組んだ内容や、具体的な生産履歴を消費者が確認できるようトレーサビリティシステムを普及促進します。

消費者講習会等により食品衛生に関する情報提供を行い、衛生知識等の普及啓発を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | 平成 23 年度 |
|----------------|-----------|-----------|
| 食中毒発生件数 | 23 件 | 10 件以下 |
| トレーサビリティ導入事業者数 | 18 事業者・団体 | 28 事業者・団体 |
| GAP 手法導入主要産地等数 | 8 産地 | 58 産地 |

一般家庭や飲食店等における1年間の食中毒の発生件数です。全国の発生件数（人口10万対）1.41件を島根県の現人口に対する実件数とし、目標値として設定しました。

トレーサビリティを導入した事業者（事業者で構成する団体、JAの生産部会を含む。）数です。トレーサビリティとは、食品の生産、加工及び流通の各段階の情報を記録して食品の移動を把握することで追跡を可能にする仕組みで、品目によって、地域ぐるみ、事業者、団体などその取り組みの様子は様々です。現在までの取り組み状況と今後の導入見込み等から目標値を設定しました。より安全な農産物を生産するため、予想される危害リスクの最小化に必要なことをリストにまとめ、実践・チェックし、記録に残す仕組みである「GAP手法」を導入した主要産地等の数です。現在までの取り組み状況と今後の産地等での導入見込み等から目標値を設定しました。なお「産地等」とは主にJAの生産部会であり、これに生しいたけの主要生産事業者等を加えたものです。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|--|
| 食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 〔担当課〕薬事衛生課 | 食品関係施設の許可・監視・指導、BSE検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、食品の不適正な取扱いの是正や不適正食品の流通を防止します。 |
| 食品衛生関係指導・育成事業 〔担当課〕薬事衛生課 | 衛生講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行い、食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進します。 |
| 「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業 〔担当課〕農畜産振興課 | GAP（農業生産工程管理）手法導入を促進するための啓発普及及び生産者の導入への支援、トレーサビリティシステムの普及・PR及び事業者の導入への支援、ポジティブリスト制度に対する相談窓口の設置・指導や農薬適正使用の確認等を行います。 |
| 家畜衛生対策事業 〔担当課〕農畜産振興課 | 安全・安心な畜産物が生産できるようにするため、家畜の衛生的な飼養管理と畜産物の生産における衛生管理の徹底を指導・推進するとともに適切な獣医療の実施を指導します。 |
| 山の幸づくり振興対策事業費（しまねスクスク安心きのこ産地づくり事業） 〔担当課〕林業課 | 椎茸等の生産原材料の調達や生産方法、包装・流通段階での安全性を確保するため、「島根県安心きのこ生産マニュアル」の配布や県の指導により普及・浸透を図り、安心きのこ消費者交流促進やPRで消費者に選ばれる産地を目指します。 |
| 水産物衛生・安全対策事業 〔担当課〕水産課 | 消費者に高品質で安全な水産物を提供するため、衛生管理研修会を開催するとともに、水産物の貝毒検査、ノロウィルス検査、魚病の診断・防疫、水産用医薬品の残留検査の実施及び指導を行います。 |
| 食品衛生に関する啓発・情報発信事業 〔担当課〕薬事衛生課 | 消費者講習会の開催、ホームページ等による情報発信の充実等により、消費者の衛生知識等の普及啓発を図ります。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 2 - 1 | 健康づくりの推進 |
|---------------|----------|

目 的

県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。

現 状 と 課 題

幼児期からの食生活や生活習慣の乱れ、壮年期における運動不足や食の偏り、過労、ストレス等に伴って、「脳卒中」、「がん」、「心臓病」、「糖尿病」、「メタボリックシンドローム」等の生活習慣病が増加しています。

壮年期死亡や要介護状態の原因である生活習慣病を予防するため、壮年期の保健対策やたばこ対策、食育、運動推進など、一人ひとりが実践する健康づくりを基本としつつ、それを後押しする環境づくりのために、健康増進事業や医療保険者が行う特定健診・保健指導の円滑な実施や市町村や関係機関・団体等が連携した県民運動の展開を図っていく必要があります。

エイズ（AIDS）や結核などの感染症の予防や、公害等の健康被害者が必要な療養を受けられるよう支援する必要があります。

全国上位にある自殺死亡率を減少させるため、うつ病対策を中心とした取組みを展開してきましたが、今後は、失業、倒産、多重債務といった社会的な要因を踏まえた総合的な取組みを進める必要があります。

取 組 み の 方 向

生活習慣病を予防する県民運動を、「健康づくり」「生きがい活動」「要介護状態の予防」の3つを柱として進めます。

子どもや壮年期の健康を支える「食育」については、フォーラムの開催や食育推進のリーダー・ボランティアの育成、市町村の取組み支援などを推進します。

生活習慣病の予防にあたっては、科学的な根拠に基づき本県の実態を踏まえた取組みの方向性を明らかにし、県民参加の健康づくりを効果的に推進します。

感染症に対する正しい知識の普及を図ります。

企業や医師会等の関係機関・団体と連携し、総合的な自殺対策を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 | 平成23年度 |
|---------------------------|--------|--------|
| 特定健診受診率 | - | 70% |
| メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 | - | 10% |

平成20年度から開始されるメタボリックシンドロームを中心とした特定健診の受診率で、国の示した目標値を目指します。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群（腹囲、血圧、血中脂質、血糖が一定の基準を超える者）の減少率で、国の示した目標値を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-----------------------------|---|
| 健康長寿しまね推進事業 〔担当課〕健康推進課 | 県民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進めるため、全県・圏域の健康長寿しまね推進会議の関係機関・団体と行政等が中心となって、健康づくり県民運動を展開します。 |
| 生活習慣病予防対策事業 〔担当課〕健康推進課 | 近年増加している生活習慣病を予防するため、働き盛り世代の生活習慣の改善やがん・糖尿病・脳卒中の予防・早期発見、たばこ対策や運動習慣づくりなどを進める取組みを関係機関・団体と連携して総合的に展開します。 |
| 感染症予防体制整備推進事業 〔担当課〕薬事衛生課 | 感染症に関する情報提供を行うことにより予防を促進し、患者に対する適切な医療の提供と早期治療により感染症のまん延を防止します。また、感染症に対する正しい知識の普及を図ります。 |
| 食育推進基盤整備事業 〔担当課〕健康推進課 | 県民が健全な食生活を実践し、心身の健康増進と豊かな人間形成ができるよう、食育推進母体の「食育・食の安全推進協議会」を中心に県民への啓発活動等を実施し、食環境づくりを進めます。 |
| 80歳20本の歯推進事業 〔担当課〕健康推進課 | 健康増進法に基づき、県民の生活の質の確保するため、80歳で20本自分の歯を残す「8020運動」が達成できるよう関係機関と連携して環境づくりを進めます。 |
| 精神保健推進事業 〔担当課〕障害者福祉課 | 速やかな精神医療の導入及び広域かつ専門的な相談体制を確保します。 全国上位にある自殺率低減のため、各圏域において関係機関とのネットワークを構築し、地域における予防対策を検討するとともに、普及啓発を強化します。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 2 - 2 | 地域福祉の推進 |
|---------------|---------|

目 的

福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。

現 状 と 課 題

少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。

すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくために、日常的な生活圏域で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していきける仕組みを作っていく必要があります。

このため、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、生活上の様々な相談に対応し、関係機関等との連携によって総合的な支援を行うことができる体制を整備していく必要があります。

また、地域住民や自治会、ボランティアなどの地域活動により、お互いに見守り、声かけしながら、自然に支えあう意識を醸成していくことも必要です。

取 組 み の 方 向

安心して暮らせる地域福祉の仕組みをつくるため、各市町村が進める「地域福祉計画」の策定を支援し、計画に基づく住民参加による総合的な地域福祉の実践を支援します。

住民に身近な地域を単位として、お互いに支え合う地域福祉を推進するため、自治会・区レベルでの福祉リーダーや協働の福祉活動をコーディネートする人材の養成を行います。

民生児童委員の活動については、相談支援を強化します。また、災害時の要援護者避難支援などの新たな課題へ対応するために必要な研修を実施し、民生児童委員個々の活動のレベルアップと民生児童委員協議会としての組織的活動の一層の展開を図ります。

福祉サービスを提供する基盤となる福祉人材の確保や育成、福祉サービスに関する苦情解決の体制、監査等を通じた社会福祉法人等への指導、福祉活動の場の確保などを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | ➡ | 平成 23 年度 |
|------------------|----------|---|----------|
| 民生児童委員の年間相談対応件数 | 92,093 件 | | 93,000 件 |
| 市町村地域福祉計画の策定市町村数 | 8 市町 | | 21 市町村 |

県内に配置している 2,277 名の民生児童委員が、県民の方から様々な相談を受け、支援を行った年間の件数です。平成 19 年末に約 3 分の 1 の委員が改選された中、現状並の相談対応件数の維

持を目指します。

市町村において公民協働の福祉サービスが提供できる体制づくりを進めるための「市町村地域福祉計画」が、全市町村で策定されることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--------------------------------|---|
| 地域福祉セーフティネット推進事業 〔担当課〕地域福祉課 | すべての県民が、住み慣れた地域で生活できるよう、身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けたり、お互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを進めます。 |
| 福祉人材確保・育成事業 〔担当課〕地域福祉課 | ニーズに対応した質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉事業従事者などの福祉人材の確保やその資質向上を目的とする人材の育成など、福祉サービスの提供基盤を強化します。 |
| 福祉サービス利用支援事業 〔担当課〕地域福祉課 | 判断能力が十分でない人でも安心して暮らせるよう、サービス利用や手当・年金の手続き、通帳預かり、代金支払いなどの日常生活の支援や、福祉サービスに関する苦情解決などを行います。 |

目 的

高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。

現 状 と 課 題

人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、27.6%（平成 18 年度）で全国 1 位です。平成 12 年度に始まった介護保険制度は、これまでの取組みで、介護サービスの基盤整備が進みましたが、今後は、適切なサービスの提供と安定した制度運営が重要です。

高齢者ができる限り長く元気で生活するために、介護予防の取組みが重要です。認知症高齢者や一人暮らしの高齢者など、様々な分野からの支援が必要な高齢者の増加に対応するため、地域の関係者が連携して、最適なサービスを提供する「地域ケア体制」づくりが求められています。

医療制度改革に対応するため、療養病床の円滑な転換が必要になっています。従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 み の 方 向

介護保険制度の安定した運営を進めるため、市町村に対して、適切な制度運営に向けた支援を行います。


高齢者が元気で安心した生活を送ることができる地域づくりを進めるため、市町村に対して、介護予防の推進と地域ケア体制の構築に向けた支援を行います。

適切な介護サービスの提供を進めるため、介護サービス事業者への支援や指導を行います。

療養病床の円滑な転換を進めるため、地域ケア体制整備構想を踏まえて、相談支援体制を充実します。

地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|------------------|----------|---|----------|
| 介護を要しない高齢者の割合 | 86.2% | | 85% |
| 介護サービス事業者の研修会参加率 | 87.2% | | 100% |

高齢化の進展に伴い増加することが見込まれる介護が必要な方（要介護 1～5）の割合を現状程度に維持することを目指します。

適切なサービス提供を図るため県が開催する研修会に県内の全事業者が参加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| <p>< 介護保険制度運営・施行支援事業 > 介護保険制度運営支援事業 介護保険制度施行支援事業 〔担当課〕高齡者福祉課</p> | <p>介護保険制度を運営する保険者に対して財政支援や助言を行い、制度の安定した運営を図ります。 介護サービス事業者に対して指導・監査を行い、適正なサービスが提供される体制づくりを進めます。 療養病床の円滑な転換に向けて、相談支援体制を充実します。</p> |
| <p>高齡者介護予防推進事業 〔担当課〕高齡者福祉課</p> | <p>高齡者ができる限り元気で生活し、安心して生活できる地域づくりを進めるため、介護保険制度を運営する保険者が取り組む介護予防事業や地域包括支援センターの運営に対して、財政支援や助言を行います。</p> |
| <p>新たな共助の仕組みづくり支援事業 〔担当課〕高齡者福祉課</p> | <p>元気な高齡者が少子高齡社会における地域の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を進めるため、高齡者の元気づくりや地域活動を担う人材の育成、高齡者グループ活動の活性化を支援します。</p> |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 2 - 4 | 障害者の自立支援 |
|---------------|----------|

目 的

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者が住みたい地域で、障害のない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。

現 状 と 課 題

障害を正しく理解し、共に支え合い生活していく環境づくりに取り組んでいくことが求められています。

障害者自立支援法が施行され、障害種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されましたが、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備が求められています。

障害者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、住まいの場や働く場を確保する必要があります。

企業へ就職を希望する障害者の新規求職件数のうち約 50%が就職できているのに対し、施設で就労の訓練をしている障害者については、1.3%しか就職できていません。今後は施設等における就労支援を充実する必要があります。

障害者が自立した生活を営むため、施設で就労の訓練等を行う障害者の工賃の向上が求められています。

離島を含む中山間地域を中心に、サービス提供体制が未整備な地域があり、障害者の特性に応じた専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成が必要です。

取 組 み の 方 向

障害や障害者に対する正しい理解を進め、誤解や偏見から生じる差別をなくし共に支え合う地域社会づくりを進めます。


身近な地域で、個々の障害者の生活課題を踏まえた適切な支援が受けられるように、研修を通じて人材の確保、養成を進めます。

福祉施設へ入所している障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームやケアホームなどの住まいの場の整備を進めます。

障害者就業・生活支援センター等を中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業の連携を強化し、障害者の適性に応じた企業への就労を促進するとともに、施設で就労の訓練等を行う障害者の工賃水準の向上を進めます。

入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるため、保健所を中心に関係機関とのネットワークを構築し、精神障害者が地域へ移行するために必要な個別支援計画を作成し、地域生活への移行・定着を進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|--------------------------|----------|---|----------|
| 施設から地域生活への移行者数（累計） | 35 人 | | |
| 入院中の精神障害者の地域生活への移行者数（累計） | 6 人 | | 127 人 |

施設に入所している障害者、あるいは、精神科病院に入院中の精神障害者で退院可能とされた者のうち、自宅やグループホーム等で暮らし、日中は自立訓練や就労訓練を行うようになった者の数です。平成19年に策定した障害福祉計画の目標値を達成することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|---|
| <p>障害者の自立に向けた特別支援事業</p> <p>障害者相談事業 〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>障害者在宅サービス事業 〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>障害者施設等運営事業 〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>障害者施設等整備事業 〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>障害者自立支援給付制度運営事業 〔担当課〕障害者福祉課</p> | <p>地域で暮らす障害者が抱える様々な課題に対応するための広域的で専門性の高い相談支援機能を充実します。(発達障害、高次脳機能障害など)</p> <p>県・市町村・企業等における障害者の職場実習の拡大、就労支援ネットワークの構築などに取り組みます。</p> <p>入院医療中心から地域生活中心への移行支援に取り組みます。</p> <p>県が事業者へ委託して、在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を実施します。</p> <p>事業者において、在宅の重症心身障害児(者)が身近な地域で短期入所デイサービス等のサービスが受けられるように体制を充実させます。</p> <p>福祉施設で働く障害者の工賃アップを図るため、工賃向上計画を策定し、就労支援継続事業者へアドバイザー等の派遣や施設職員を対象とする研修を実施します。</p> <p>就労継続支援事業など日中活動の場やグループホームなど生活の場を整備する事業者を支援します。</p> <p>市町村において障害程度区分認定調査員の、事業者等において障害者ケアマネジメント従事者等の人材養成を行います。</p> <p>障害者の地域支援体制の強化を図るため、市町村職員の意識、ノウハウの向上を図るための研修やボランティア等支援者の人材育成のための研修を行います。</p> |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 2 - 5 | 生活衛生の充実 |
|---------------|---------|

目 的

飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業や特定建築物の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。

現 状 と 課 題

病気の治療や、健康維持に直結する医薬品等が適正に製造、販売されることが必要です。

水道水質検査や水道施設の更新、衛生管理の徹底などを通して安全な水道水を供給する必要があります。

公衆浴場、旅館等で全国的に発生しているレジオネラ症を予防する必要があります。理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業や特定建築物の衛生確保が必要です。犬やねこの引取数や動物を原因とする環境侵害を減らすとともに、狂犬病の免疫率低下を防ぐことが必要です。

取 組 み の 方 向

医薬品等の製造、販売業者等の監視・指導を実施します。


市町村等の水道事業者に働きかけて、安全な水を供給し、県民の生命、健康を守ります。

営業者の自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止します。

営業施設、特定建築物の監視・指導を行います。

動物愛護管理推進計画を策定して動物愛護を推進するとともに、市町村と連携して狂犬病予防注射を徹底します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|------------------|----------|---|----------|
| 生活衛生に関する健康被害発生件数 | 0 件 | | 0 件 |

医薬品の製造・販売、無承認無許可医薬品、毒劇物、水道、温泉等に関わる健康被害の発生をなくすことを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| 医薬品等の安全確保事業 〔担当課〕薬事衛生課 | 医薬品、医療機器、麻薬及び毒物劇物が安全かつ適正に供給されるよう監視、指導を行います。 |
| 水道施設、水道水質の維持管理事務 〔担当課〕薬事衛生課 | 安全な水道水が供給されるよう、市町村水道施設の更新を促進するとともに、既存施設の監視指導を行います。 |
| 生活衛生関係営業施設の監視指導等事務 〔担当課〕薬事衛生課 | 生活衛生関係営業施設の許認可、監視、指導を行い、衛生水準を確保します。 |
| 動物管理等対策事業 〔担当課〕薬事衛生課 | 動物の愛護と適正な飼養について県民の関心と理解を深め、飼養動物による環境侵害と動物由来感染症の発生を防止します。特に狂犬病予防注射の徹底により狂犬病の蔓延を防止します。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 2 - 6 | 生活援護の確保 |
|---------------|---------|

目 的

経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

現 状 と 課 題

県内における景気の状態などを反映し、生活保護率は増加傾向にあり、生活保護の新規開始件数も年間520件を超える状況にあります。

生活保護受給世帯のうち要援護世帯（高齢者世帯、傷病障害者世帯、母子世帯）が平成18年度において86.0%を占めており、今後も、雇用情勢が低迷している中、受給世帯が増加するものと考えられます。

こうしたことから、県民の生活を保障するセーフティネットとして、個々の世帯の状況に応じ、必要な人に必要な生活保護の適用を行うほか、生活福祉資金貸付制度の利用により、世帯の自立と生活の安定が図られるよう、引き続き支援していく必要があります。

また、戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していく必要があります。


取 組 み の 方 向

生活保護の適用が必要な人（世帯）に、必要な保護、適切な自立支援を実施するとともに、生活保護の対象とならない場合であっても、他制度による支援等につなげていけるよう、相談・支援体制を強化します。

福祉事務所が設置される町村に対して、生活保護が適切に実施されるよう支援します。低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯等を対象とする生活福祉資金貸付制度について、制度の一層の周知と相談機関等との連携による円滑な貸付を行います。

旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|----------------|----------|---|----------|
| 経済的に自立できた世帯の割合 | 7.2% | | 7.9% |

生活保護受給世帯のうち、収入増により自立した世帯の割合です。平成 15 年度並の自立を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------|---|
| 生活保護費の給付事業 〔担当課〕地域福祉課 | 経済的に困窮している人に対して、生活保護法に基づき、必要な保護を行い、最低限度の生活保障とその自立を支援します。 |
| 旧軍人及び未帰還者等援護事業 〔担当課〕高齢者福祉課 | 旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者遺族等並びに中国残留邦人等未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 3 - 1 | 医療機能の確保 |
|---------------|---------|

目 的

医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。

現 状 と 課 題

県民がそれぞれの地域で安心して生活していくための基盤となる医療提供体制の整備を進めてきましたが、医療従事者の不足などにより医療機能の確保が厳しい状況になっています。

県西部地域や隠岐地域では、従来から関係者による検討組織を設け地域の医療機能確保に取り組んでいるところですが、医療を巡る情勢が変化中、今後とも医療提供体制の整備を着実に進めていく必要があります。

がんは本県の死亡原因の第一位で総合的な対策が大きな課題となっています。今後「がん対策基本法」や「島根県がん対策推進条例」を踏まえ、がん対策を一層充実強化していく必要があります。

医薬品の適正使用や情報提供には医薬分業の推進が重要ですが、平成 17 年度の本県の医薬分業率は 48.1%と全国平均（54.1%）を下回っており、医薬分業の一層の推進が必要です。

医療現場で必要な血液製剤を安定的に供給するため、献血者を確保する必要があります。

取 組 み の 方 向

医師を始めとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を整備します。


県西部地域の拠点病院である浜田医療センターの移転新築整備を推進するなど、地域医療を支える医療機関の機能確保を支援します。

がんの専門的な診療を担う医療スタッフの研修派遣を支援するなど、がん医療水準の向上を図るほか、緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取組みを総合的に推進します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して医薬分業を推進します。

マスコミ、県や市町村の広報を活用するなど、成人式等のイベントを利用して献血を呼びかけます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------|----------|---|----------|
| 救急病院数 | 24 病院 | | 現行水準を維持 |
| 地域医療拠点病院数 | 18 病院 | | 現行水準を維持 |

救急医療を担当する病院数です。厳しい医療環境の中で、現在の救急病院数で確保されている救

急医療体制を維持することを目指します。

無医地区に対する巡回診療や地域の診療所への代診医の派遣など地域医療支援を行う地域医療拠点病院数です。現在の拠点病院数で確保されている地域医療の水準を維持することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|------------------------------|---|
| 地域医療の確保を支援する事業 〔担当課〕医療対策課 | 県内各地域で適切な医療が提供できるよう、救急医療体制の整備や医療機関の機能充実を推進します。特に、中山間地域を多く抱える県西部地域や離島の医療を充実させるための取組みを進めます。また、医療資源を可能な限り効率的・効果的に活用するため医療機関の機能分担や連携の強化を進めます。 |
| がん対策を推進する事業 〔担当課〕医療対策課 | がん診療拠点病院を中心にネットワーク化し、がん診療機能を向上させるとともに、がん医療従事者の育成やがん患者団体等への支援を行います。また、緩和ケアを総合的に推進するための体制を整備します。 |
| 精神医療提供事業 〔担当課〕障害者福祉課 | 精神科救急医療体制の整備や適切な精神医療の提供を行います。 |
| 医薬分業推進事業 〔担当課〕薬事衛生課 | 医薬品の適正使用や情報提供を図るため、医薬分業を推進し、薬局機能情報を公表します。 |
| 血液対策事業 〔担当課〕薬事衛生課 | 必要とされる血液が献血で確保できるよう啓発に努めるとともに、献血推進協議会の場で決定された事業を実行します。 |
| 医療法務関係業務 〔担当課〕医療対策課 | 医療法に基づく許認可、立ち入り検査等とおして医療施設の人員配置や構造設備、管理体制などについて法令に基づく適切な体制を確保します。 |

| | |
|---------------|-----------------|
| 施策 - 3 - 2 | 県立病院における良質な医療提供 |
|---------------|-----------------|

目 的

県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。

現 状 と 課 題

県内全域をエリアとする県立病院として、救急医療や高度・特殊・専門医療を担い、急性期段階で短期集中医療を提供する「中央病院」と精神医療を専門とする「こころの医療センター」を運営しています。

医療の高度化や医療ニーズが多様化する中、救急医療や高度・特殊医療、児童思春期医療などの専門医療を適正に提供するために、医療従事者の確保や診療体制を充実していく必要があります。

医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院として良質な医療の提供に必要な医師、看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっているほか、地域医療への支援並びに地域医療機関との適切な役割分担による連携の強化が一層求められています。

取 組 み の 方 向

中央病院では、急性期病院としての機能特化を進め、救命救急センターの体制整備及び周産期・新生児医療の充実、がん治療の充実等による救急医療、高度・特殊医療機能を充実し、こころの医療センターでは、児童思春期医療や早期退院支援の充実等による精神医療の充実に取り組みます。

関係機関と連携しながら医療機能の充実に必要な医療従事者の確保・育成に取り組みます。

地域医療への支援として、研修の充実や代診医の派遣要請に必要な対応が図れるように取り組みます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|--------------------|----------|---|----------|
| 平均在院日数（中央病院） | 15.8 日 | | 15 日台 |
| 平均在院日数（こころの医療センター） | 241.4 日 | | 200 日 |

県立中央病院は、急性期病院としての役割を果たしており、引き続き必要かつ十分な医療を提供することで、平均在院日数の現行水準維持を目指します。

こころの医療センターは、精神専門の医療機関として患者さんに適切な医療を提供し、できるだけ早く地域社会へ復帰させることを目標としているため、入院期間の短縮を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| 地域がん診療連携拠点病院としての医療の実施（中央病院） 〔担当課〕 県立病院課 | 専門スタッフの確保・育成や高精度の治療機器の充実などによる専門的医療の実施、緩和ケア体制の強化及び地域医療機関との診療連携などにより、がん治療に対する取組みの充実を図る。 |
| 総合周産期母子医療センターとしての医療の実施（中央病院） 〔担当課〕 県立病院課 | 医療体制の強化を図り、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児への対応などを行う。 |
| 中央病院による救命救急医療の実施 〔担当課〕 県立病院課 | 県下全域を対象とした三次救急機能を担う救命救急センターとして、24時間体制で適切な救命救急医療を実施します。 |
| 中央病院による地域医療への支援 〔担当課〕 県立病院課 | 地域医療拠点病院として、代診医派遣制度などによる地域医療支援及び遠隔画像診断・病理診断システムによる診断支援を実施します。また、教育・研修機関としての役割を担います。 |
| こころの医療センターによる児童思春期医療の実施 〔担当課〕 県立病院課 | 児童思春期における複雑化、多様化する病態に対し、児童思春期病棟を活かし、児童思春期における適切な精神医療及び適切なケアを実施します。 |
| こころの医療センターによる精神科救急医療の実施 〔担当課〕 県立病院課 | 精神科救急医療の県内における基幹的病院として、精神科救急医療の実施と重篤な患者の受け入れを実施します。また、入院患者への適切な治療及びケアの実施による早期退院支援を行います。 |

目 的

適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。

現 状 と 課 題

医師については、離島や中山間地域においては無医地区があるだけでなく、地域の診療所の医師不足に加え、国立大学の法人化や医師の初期臨床研修制度の義務化などの影響を受け、圏域の医療を支えている地域医療拠点病院などの中核的な病院においてさえ、産科、小児科、麻酔科などの専門診療科の医師不足が深刻となってきました。地域の医療を継続的、安定的に確保することが困難となっています。

県の女性医師の割合は平成 18 年で 15% ですが、新たに医師となる者のうち約 3 割が女性であるため、今後女性医師の割合が増加していくことが予想されています。そのため、職場内に保育所を設置するなど、看護職員も含め、女性の医療従事者が働きやすい就業環境の整備が重要となってきます。

看護職員については、診療報酬改定に伴う看護職員配置基準の見直しなど全国的な需要の高まりにより、確保が一層困難な状況にあり、その対策が重要となっています。

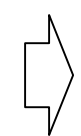
取 組 み の 方 向

医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「即戦力となる医師の確保」と奨学金制度などを中心とした「人材の養成」の二つの柱で取り組みを行います。また、女性医師の支援のため、代診医制度を活用した子育て支援や再就業支援などの取り組みも行います。さらに、この医師不足は、全国的な課題であり、国に対して抜本的な対策を要望していきます。

看護職員については、県外から県内の看護師等養成機関へ進学した者のほとんどが県外に就業する傾向にあることから、県内の高校生に対し県内養成機関への進学促進を図るとともに、看護学生修学資金などにより県内就業を促進します。また、職場環境の改善などによる離職防止や、就業支援講習会による再就業の支援を行うとともに、これらの情報を積極的に県外へ発信して、看護職員の確保に努めます。

薬剤師や OT、PT、放射線技師等についても、需要の動向を踏まえた上で、関係団体と協力しながら確保に向けた取り組みを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------------------|----------|---|----------|
| 病院勤務医師の充足率 | 80% | | 80%台を確保 |
| 県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率 | 59% | | 60%以上を確保 |

必要な医師の数に対する、実際に勤務している医師の割合です。医師不足がこれ以上深刻化しないことを目指します。

県内の養成機関を卒業した看護職員が県内で就業した割合です。年々低下している県内就業率を上げることが目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|---|
| <p>地域医療を支える医師確保養成対策事業 〔担当課〕医療対策課</p> | <p>様々な広報媒体を活用した情報収集を行い、全国各地に足を運び医師と面談し、離島や中山間地域を中心に県内で勤務いただける即戦力となる医師を確保します。 奨学金制度を活用し、地域の医療を担う医師を着実に養成します。また、島根大学や臨床研修病院と連携し、医学生・研修医の県内定着を促進します。</p> |
| <p>看護師等確保対策事業 〔担当課〕医療対策課</p> | <p>県内の医療を支える看護職員等の医療従事者の養成や離職防止の取組みに対する支援等を行い、医療従事者を確保します。</p> |
| <p>医療関係職種免許・資格等事務 〔担当課〕医療対策課</p> | <p>資格職である医療従事者が、関係法規を遵守し、必要な手続きを行うことにより、医療が適正に提供される体制を確保します。</p> |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 4 - 1 | 子育て環境の充実 |
|---------------|----------|

目 的

子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

現 状 と 課 題

核家族化や地域の連帯感の希薄化が進む中で、子育ての負担感、不安感、孤立感が増しており、子育てを地域全体で応援する気運づくりや子育て家庭への支援サービスの充実が必要です。

結婚の希望がある独身男女は9割以上ですが、未婚・晩婚化が年々進んでおり、また理想の子ども数より実際の子どもの数が少ないなど、結婚・子ども数について県民の希望が実現していない状況にあります。

出雲部を中心に保育所待機児童が発生しています。また、延長保育や一時保育など、働き方の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。

本県では全国に比べて共働きの割合は高い一方で、仕事と家庭の両立支援の取組みは遅れています。男女とも育児休暇が取得しやすく、子育てに対応した柔軟な働き方ができるなど、仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができる職場環境が求められています。

取 組 み の 方 向

子育てを社会全体で応援する地域づくりに向けた啓発を進めるとともに、行政と、企業・NPO等の民間団体が連携して、子育てに優しい地域づくりを進めます。また、結婚や家族を持つことを希望する県民を応援する地域づくりを進めます。

事業主に対する啓発や職場の意識改革を進めるとともに、従業員の子育て支援に取り組もうとする企業を支援するなど、働きながら安心して子育てができる職場環境づくりを進めます。

こどもの健全な心身の発達が図れるよう、待機児童の解消や保育サービスの充実などに向けた市町村の取組みを支援し、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブなどの適正な運営の確保に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 | 平成23年度 |
|-----------------------|---------|---------|
| しまね子育て応援パスポートの普及率 | 50% | 65% |
| 従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数 | 25社 | 150社 |
| 保育所入所児童数 | 20,148人 | 21,000人 |

しまね子育て応援パスポート事業(こっころ)事業で、対象世帯に対するパスポートが普及した割合です。対象世帯の3分の2に相当する普及を目指します。

しまね子育て応援企業認定制度(こっころカンパニー)の認定企業数です。県内に約170社ある

従業員数 100 人以上の企業については、1/2 を、従業員数 100 人未満の企業についても同数程度の認定を目指します。

保育所の入所児童数です。年々増加している保育需要に対応し、保育所入所児童数が増加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| 乳幼児の育児支援事業 〔担当課〕青少年家庭課 | 保育所における多様な保育サービスの提供や、子育て支援センターなどにおける子育て相談、子育てに関する情報提供などを推進し、子育てに対する不安や負担の軽減、仕事と家庭の両立支援を図ります。 |
| 地域児童育成事業 〔担当課〕青少年家庭課 | 児童に健全な遊びや生活の場を与えるため、放課後児童クラブや児童館で取り組まれている活動を支援することにより、児童の健全な育成、共働き家庭等の子育てを支援します。 |
| みんなで子育て応援事業(こっころ) 〔担当課〕青少年家庭課 | 県・市町村の共同事業で、子育て家庭に交付したパスポート(こっころ)を協賛店に提示すると、子育て応援サービスが受けられる「しまね子育て応援パスポート事業」やその関連事業を実施し、子育てを社会全体で応援する気運を醸成します。 |
| 仕事と家庭の両立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課 | 労働者が働きながら安心して子育てできるよう、仕事と家庭の両立についての気運醸成を図るとともに、子育て支援に取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定し広く広報するなど、仕事と家庭の両立を支援する企業を育成します。 |
| ライフプラン応援事業 〔担当課〕青少年家庭課 | 少子化の最大要因である未婚化・晩婚化に対応し、独身男女の出会いの場を民間団体と協働して創出するとともに、独身男女のマッチングをするボランティア(はっぴいこーでいねーたー)を登録し、その育成や情報交換を促進します。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 4 - 2 | 子育て福祉の充実 |
|---------------|----------|

目 的

虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。

現 状 と 課 題

児童相談所や市町村で受け付けた相談件数は増加傾向にあり、中でも虐待に関する相談は大幅に増えています。

児童虐待の早期発見・早期対応の充実を図るための対策が進められており、児童相談所及び市町村における相談支援機能の充実と連携の強化が求められています。里親への委託や児童福祉施設へ入所する子どもの中には、被虐待児や発達障害児など手厚い援助を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境のもとで、心理療法などの細やかな援助による家庭復帰や将来の社会参加に向けた支援の充実が必要となっています。

本県の離婚件数は、近年増加傾向にあり、就業、住居、養育など様々な面で困難を抱える母子家庭等の自立を促進することが課題となっています。

母子家庭等に対しては、これまでの経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などを含む総合的な対策への転換が求められています。


取 組 み の 方 向

児童虐待など複雑・困難なケースに適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実・強化を図るとともに、身近な相談窓口となる市町村の相談支援機能を充実します。

児童福祉施設への入所が必要な被虐待児や発達障害児等に適切な支援が行われるよう受け入れ体制を整備します。

母子家庭等の自立を促進するため、子どもの養育費の問題に対応する相談機能の充実を図るとともに、就業相談や職業能力向上などにより、個々のニーズに対応した就業を支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|----------------------------|----------|---|----------|
| 児童福祉の資格者を配置する市町村数 | 9 市町村 | | 21 市町村 |
| 就業支援により経済的に自立できた母子世帯等数（年間） | 68 世帯 | | 150 世帯 |

市町村で専門性の高い相談・援助活動が行えるよう、講習等により全市町村に児童福祉司と同様の資格をもつ職員が配置されることを目指します。

県、市町村の就業支援制度を利用して就職に結びついた母子世帯等数です。現状値は、平成 18 年度の実績です。平成 19 年度見込み 104 世帯に比較して 5 割増加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---------------------------------------|---|
| <p>子どもと家庭相談体制整備事業 〔担当課〕青少年家庭課</p> | <p>医師や弁護士との連携等による児童相談所の専門的機能の充実、市町村との連携の強化、児童委員及び電話相談を実施する団体への支援、子育て家庭への啓発等を行い、児童虐待を早期に発見し、対応できる相談支援体制の整備を進めます。</p> |
| <p>児童自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課</p> | <p>児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、自立援助ホームなど児童福祉施設に入所した児童及び里親に委託された児童を家庭的な環境で養育するための支援を行い、児童の家庭生活への復帰や社会への自立を促進します。</p> |
| <p>母子家庭等自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課</p> | <p>様々な課題・困難を抱えている母子家庭等の生活の安定を図るため、就業や養育などの相談機能の充実、就業支援講習会・無料職業紹介・自立支援プログラム策定などきめ細やかな就業支援等、自立に向けた支援を行います。</p> |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 4 - 3 | 母子保健の推進 |
|---------------|---------|

目 的

安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。

現 状 と 課 題

母子保健は生まれてくる子どもの生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに育てるための大切な基盤です。家庭と地域が一体となって親と子の健康と安全の確保に取り組んでいく必要があります。

本県の周産期死亡率や乳児死亡率及び幼児死亡率は減少傾向にあります。しかし、低出生体重児の出生割合は増加傾向にあり、食育の推進、喫煙対策及び働く妊婦支援等、妊婦をとりまく環境づくりが重要です。また、産後うつなど母親の心の健康支援も課題であり、関係機関が連携した妊産婦の支援策の充実が必要です。

妊娠・出産の安全確保のためには、産科・小児科医師の急激な減少及び偏在が問題となっており、これらの医師の確保とともに、周産期医療機関の効果的な機能分担とネットワークの充実が必要です。

少子化、核家族化などにより家庭の子育て機能の低下が指摘される一方、子どもの生活環境も大きく変化しており、親の育児不安、児童虐待の増加、発達障害など特別な支援が必要な子どもの増加、遅寝・朝食欠食など生活習慣の乱れなどが問題となっています。

また、心身のアンバランスが発生しやすい思春期にある子どもたちに、心の健康や性と生の教育の実施など思春期保健対策を進めていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

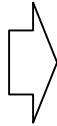
県内どこに住んでいても安全で安心なお産ができるよう周産期医療ネットワークを充実します。

児童虐待防止対策のために、妊娠期及び産後早期の支援を関係機関の連携により充実します。

長期療養を必要とする子どもの在宅療養支援や発達障害児の早期支援など特に支援の必要な子どもや家庭への対応を推進します。

食育を推進し、小児期からの生活習慣病予防の環境づくりをすすめます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------------------------|----------|---|----------|
| 周産期死亡率 | 4.0 人 | | 3.6 人 |
| 子育てに自信のないと回答した母親の割合(3歳児の母親) | 16.6% | | 16% |

周産期死亡率とは、出産数1千あたり妊娠満22週以後の死産数と生後1週間未満の早期新生児死亡数の合計です。平成18年の全国1位の数値を目指します。

「乳幼児健診アンケート」において「子育てに自信がない」と回答した3歳児の母親の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--------------------------------------|---|
| <p>お産あんしんネットワーク事業 〔担当課〕健康推進課</p> | <p>安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、妊産婦や新生児に対し必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療提供体制を構築します。</p> |
| <p>親と子の医療費助成事業 〔担当課〕健康推進課</p> | <p>未熟児や乳幼児、身体障害児、結核児童等が、早期に適切な医療を受けて健全に育つことができるよう、医療費等への助成を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。</p> |
| <p>母と子の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課</p> | <p>未熟児や長期療養児等ハイリスク児の在宅療養を推進するため、地域関係者等とのネットワークを強化します。また、母子保健関係者の資質の向上を目指します。</p> |
| <p>女性の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課</p> | <p>女性の思春期における性や不妊に関する専門相談や健康教育を行うことにより、健康の自己管理や自己決定を支援する体制づくりを進めます。</p> |

目 的

効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

現 状 と 課 題

県内の国・県道の2車線改良率は62%で全国から20年遅れの整備水準となっておりますが、人々の日常の行動圏域が拡大するなか、通勤、通学、買い物、医療、福祉などの日常的な活動を支える道路や緊急車両が迅速に往来できる道路、災害時に住民が安全に避難できる道路の整備を着実に進める必要があります。

特に県内各地とインターチェンジを連絡する道路や生活圏中心都市と連絡する道路など一般国道や幹線になる県道等や、一定規模の集落と幹線を連絡する県道等については、重点的、計画的に、また、地域実情にあわせ、より効率的に進める必要があります。

現在、県が管理する国道、県道の総延長は約3,090 km、橋梁は約2,600橋あり、交通荷重の増大や経年劣化により舗装や橋梁の老朽化が進行しています。安全を確保するためには、適正な管理が必要となります。

取 組 み の 方 向

県内の一般国道や幹線になる県道等については、重点的に整備します。

幹線につながる生活に密着した県道については、優先整備区間を設定し、地域実情に応じて1.5車線的改良を導入するなど、効率的に整備します。


島根県道づくり調整会議等を活用して、国県道、市町村道、農林道、漁港臨港道路等の計画、事業実施及び利用に関する緊密な連携を図り、計画的、効率的、かつ総合的な道路網の整備を進めます。

都市の骨格道路、まちづくりと連携した道路の整備を優先し、効率的、効果的な事業展開を図ります。

橋梁については最適な対策を選択することにより、長寿命化と総コストの縮減を図ります。

県管理道路の路面状況を適正に保ち、安全で快適な走行を確保します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 |  | 平成23年度 |
|--------------------|--------|---|--------|
| 生活圏中心都市への1時間アクセス圏域 | 71.5% | | 72.4% |
| 道路改良率 | 62% | | 64% |
| 良好な路面状態の確保率 | 92% | 92% | |

生活中心都市へ1時間以内に行ける地域の面積の割合です。平成23年度末までに完成予定の区間を考慮して目標値を設定しました。

国県道のうち改良済み（車道幅員 5.5 ㍍以上）延長の総道路延長に対する割合です。平成 23 年度末までに完成予定の区間を考慮した改良済み延長から目標値を設定しました。

安全な走行を確保できる MCI3.5 以上の道路延長の総道路延長に対する割合です。MCI は道路舗装面のひび割れ、わだち掘れ等の状況を表す数値で、3.5 を下回ると安全で快適な走行を阻害することになります。現行水準程度の維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| <p>< 幹線道路整備事業 > 地域振興プロジェクト支援のための幹線道路の整備 市町村合併支援のための幹線道路の整備 渋滞を解消するための幹線道路の整備 地域間交流の強化・拡大のための幹線道路の整備 〔担当課〕道路建設課</p> | <p>県民の日常生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進するために、地域の中心部と周辺市町村を結ぶ路線や隣接市町村間を結ぶ一般国道や幹線となる県道を整備します。</p> |
| <p>街路整備事業 〔担当課〕都市計画課</p> | <p>市街地の渋滞緩和を図り、地域間交流の促進や都市環境の改善を図るために、都市の骨格道路を整備します。</p> |
| <p>幹線道路の整備に資する農道の整備事業 〔担当課〕農地整備課</p> | <p>国道や幹線となる県道との連携が図られた広域農道等を整備することにより、農産物輸送等の効率化を図ります。</p> |
| <p>広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課</p> | <p>漁業活動が安全で効率的に行えるようにするとともに漁村に生活する住民の利便性を高めます。</p> |
| <p>< 身近な生活道路整備事業 > 市町村合併支援のための生活道路の整備 地域振興プロジェクト支援のための生活道路の整備 地域間交流の強化・拡大のための生活道路の整備 〔担当課〕道路建設課</p> | <p>通学や買い物、通院など日常生活の利便性向上等のために、国道や幹線となる県道につながる身近な県道を整備します。</p> |
| <p>< 道路維持管理充実事業 > 〔担当課〕道路維持課</p> | <p>道路を安全で快適に利用できるように、道路の災害復旧、道路路面や道路付属施設等の維持修繕を行います。</p> |

| | |
|---------------|-----------|
| 施策 - 5 - 2 | 地域生活交通の確保 |
|---------------|-----------|

目 的

県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。

現 状 と 課 題

鉄道、バス、離島航路などの公共交通機関の利用者は年々減少し、交通事業者の経営状況の悪化と、路線の縮小や減便が続いています。このため、通学、通院、買い物等の日常生活に必要な地域生活交通を確保するため、鉄道・バス路線、離島航路の維持に対する支援が必要です。

特に、隠岐諸島については、本土との旅客及び貨物輸送の円滑化、就航率の向上、また大規模災害時に避難・救助活動、物資輸送の拠点としての役割を果たすことができるよう、港湾施設の整備が求められています。

公共交通が空白である地域では、地域による住民の移送サービスの実施や検討が始まっており、今後、このような取組みがますます重要となります。

取 組 み の 方 向


交通事業者が効率的運行を図るための支援を行うことにより、生活路線を維持・確保します。

沿線住民の利用促進に一層取り組むことに加え、観光客やビジネス客等外部からの利用を拡大します。

交通事業者間の連携による接続の改善や、利用者の意見を反映した使いやすいダイヤ編成を働きかけることなどにより、利便性を高めます。

離島航路に必要な港湾について、岸壁や旅客施設、物揚場などの整備を行います。公共交通が空白である地域においては、市町村や NPO 等による住民移送サービス等の取組みを支援することで、地域の移動手段を確保します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------------------------|----------|---|----------|
| 公共交通機関による日常生活の移動が便利だと思ふ人の割合 | 17.6% | | 20% |
| 離島航路の岸壁の整備率 | 49% | 76% | |

「県政世論調査」において「公共交通機関での移動が便利」「不便だが以前に比べると便利になった」と回答した人の割合です。

整備中の離島航路寄港地（七類港、西郷港、別府港）の計画総延長に対する実施済み延長の割合です。優先度を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---------------------------|--|
| JR 利用促進事業 〔担当課〕交通対策課 | 山陰本線及び地方ローカル線の運行水準の維持はもとより、今後の維持、存続が危惧される路線の活性化のため、利用促進団体が行う事業に対して支援を行います。 |
| バス路線運行維持事業 〔担当課〕交通対策課 | 生活交通バス路線を維持し、利用しやすいダイヤと便数を確保するため、運行の維持に必要な経費を補助する等の支援を行います。 |
| 一畑電車運行維持事業 〔担当課〕交通対策課 | 一畑電車の運行を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、運行維持に必要な経費を支援するとともに、沿線自治体と利用促進事業に取り組みます。 |
| 隠岐汽船運航維持事業 〔担当課〕交通対策課 | 隠岐本土間の航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。 |
| 島前内航船運航維持事業 〔担当課〕交通対策課 | 島前内航船航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。 |
| 新幹線等の整備促進事業 〔担当課〕交通対策課 | 県内と大都市圏を短時間で往来できるようにするため、在来線と新幹線との直通運転が可能なフリーゲージトレインについて関係団体の要望活動、地元気運醸成活動を支援し、導入実現を目指します。 |
| 離島航路整備事業 〔担当課〕港湾空港課 | 西郷港、七類港など隠岐航路に係る人や物の流れの拠点になる港について、大規模災害発生時の避難、救助活動、物資輸送に対応できる耐震構造の岸壁の整備、利便性向上のための臨港道路の整備などを行います。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 5 - 3 | IT 活用の推進 |
|---------------|----------|

目 的

県内ほぼ全域において整った高速インターネット環境を活用し、県民の日常生活や産業活動における行政上の手続きやサービス提供面での利便性を高めます。

現 状 と 課 題

インターネットは、県民の日常生活における便利なツールとして、身近な存在となっています。

とりわけ本県のように地理的に不利な条件にある地域を抱える自治体にとって、ICT（情報通信技術）の利活用は、行政手続き等の面でも効率的で便利な手段といえます。

行政分野においても、インターネット上で申請や届出などができる「電子的な総合窓口」を開設し、県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図ることは今後ますます重要かつ必要となります。

また、行政と県民とを結ぶ広聴広報面でも、スピーディーで分かり易い情報提供が可能となります。


情報の安全確保がますます重要になっているため、外部からの不正なアクセスなどの脅威から情報資産を守り、県民の個人情報の保護、正確な情報提供及び安定した行政サービスの提供などが必要です。

取 組 み の 方 向

県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図るため、インターネット上での申請や届出に関する利便性の向上を図り、行政分野におけるオンライン利用手続きの利用を促進します。

県民へのタイムリーで分かりやすい情報発信や、県政に関する県民からの意見提出手続きの簡便さという利便性の向上を図り、スピーディーで質の高い住民サービスの提供を実現します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------------|----------|---|----------|
| 電子申請・届出等の年間利用件数 | 8,000 件 | | 15,000 件 |

電子申請・届出等、インターネットを利用した行政手続き件数で、毎年 20% 程度の伸びを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| 電子県庁の推進 〔担当課〕情報政策課 | 県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット上に県の「電子的な総合的窓口」を開設し、ITを活用した行政運営を行います。 |
| 公的個人認証サービス提供事業 〔担当課〕情報政策課 | 行政手続のオンライン化に必要となる、個人の電子署名の真正性を証明する電子証明書を、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供し、本人確認を可能にするサービスを提供します。 |
| 行政情報通信基盤整備事業 〔担当課〕情報政策課 | 全県域 WAN 等の情報通信基盤を整備し、各情報通信システム、及び行政職員に対して、共通的なサービスを提供することにより、全体的な行政コストの削減、業務効率化、セキュリティを確保します。 |
| 統合型地理情報システム整備事業 〔担当課〕土地資源対策課 | 地理情報を利用する業務の効率化や施策の企画立案支援に資するとともに、県民・市町村へ積極的な情報発信を行うため、統合型地理情報システム（GIS）を整備・運用します。 |
| 公共事業支援統合情報システム推進事業 〔担当課〕技術管理課 | 公共事業の調査、計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面、書類及び写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報を交換、共有、連携できる環境をつくります。 |

| | |
|---------------|-----------------|
| 施策 - 5 - 4 | 都市・農山漁村空間の保全・整備 |
|---------------|-----------------|

目 的

適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。

現 状 と 課 題

中心市街地の空洞化や未利用地の拡大等に対し、適切な規制や計画的な土地利用のもと、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトな都市構造を実現するとともに、公園の整備、電線類の地中化などを推進する必要があります。

農山漁村では、過疎化・高齢化により農林地をはじめとする資源管理体制が弱体化するとともに、存続が危ぶまれる集落が生じています。

国民の価値観が多様化する中で、森林を癒しの空間として考える森林セラピーや二地域居住など新たなニーズもあります。

中山間地域では、クマやサル、イノシシなどの野生動物が出没し、農作物だけではなく、人へ被害を加えるなど地域住民の生活を脅かしています。

取 組 み の 方 向

既存の社会基盤を有効に活用するため、土地利用の規制誘導を図るとともに、中心市街地における空洞化防止を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による社会基盤の整備や土地の効率的な利用を促進します。

良好な町並みの景観を形成するために、市街地などにおいて電線類の地中化などを推進します。

生活空間としての農山漁村の質の向上を進めるとともに、美しい景観や癒しの空間など農山漁村が持つ多面的機能を維持・保全します。

都市と農山漁村の交流を推進するために、特産品の掘り起こしや情報発信力の強化を図るとともに、交流・体験施設等の整備を進めます。

農山漁村滞在や二地域居住など都市住民のニーズに応える体制を整備するとともに、空き家の再利用や必要な施設の整備を進めます。

有害鳥獣による被害を防止するため、組織的・広域的な体制の構築と被害防止施設等の整備を推進するとともに有害鳥獣対策への県民理解を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|---------------------|----------|---|----------|
| 鳥獣対策集落協議会設置数 | 0 組織 | | 17 組織 |
| 土地区画整理事業による市街地の整備面積 | 1,271ha | | 1,310ha |
| 電線類地中化等整備率 | 75.5% | | 94% |

有害鳥獣被害対策のために設置される集落協議会の数です。各地域において、被害を及ぼす鳥獣の生息状況や、その被害状況から目標値を設定しました。

土地区画整理事業は、土地の区画整形のほか、宅地及び街路、公園等の公共施設の整備により良好なまちづくりを図る事業です。平成 23 年度末までの整備予定面積より目標値を設定しました。

電線類地中化等の全体計画延長に対する整備済み延長の割合です。これまでの整備実績と今後の整備予定を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|--|
| 国土利用計画策定事業 〔担当課〕土地資源対策課 | 総合的かつ計画的な土地利用を図るため、県国土利用計画を改定するとともに、市町村には市町村国土利用計画の改定を指導・支援します。 |
| 地籍調査事業 〔担当課〕用地対策課 | 市町村が実施する地積調査事業（まちづくりの基礎資料の作成や土地取引の円滑化等のため、一筆毎の土地について、所有者や面積、地目、境界などの調査を行い、その結果を現地復元が可能な地図やデータとして記録保存します）が円滑に行われるよう支援します。 |
| 都市の一体的な整備・開発及び保全計画の策定事業 〔担当課〕都市計画課 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域の指定や各種都市計画の決定、変更を行います。 |
| <市街地整備事業> 市街地開発事業 〔担当課〕都市計画課 地域の特性を活かした個性のあるまちづくりの支援 〔担当課〕都市計画課 | 道路、公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用の増進を総合的・一体的に進めることにより、新たな土地利用に対応した健全な市街地を整備します。 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を推進し地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ります。 |
| 都市公園整備事業 〔担当課〕都市計画課 | 県民ニーズに対応したサービス（県民の余暇活動拠点、都市防災拠点、地域振興拠点等）を提供できる都市公園整備を実施し、県民の健康を増進します。 |
| 快適な都市空間創出のための電線類地中化事業 〔担当課〕道路維持課 | 良好な町並み景観の形成と安全性、快適性を確保するために、道路管理者と電線管理者が連携して、市街地等において電線類地中化等による無電柱化を推進します。 |
| 農村地域の定住条件の整備事業 〔担当課〕農村整備課 | 中山間地域において、生産基盤の整備と併せて、農村地域の生活基盤や地域の特色を活かした都市住民との交流基盤を総合的に整備します。 |
| 中山間地域等直接支払事業 〔担当課〕農業経営課 | 農地の適正な管理を通じて、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保します。 |
| 野生鳥獣被害対策事業 〔担当課〕森林整備課 | 鳥獣被害の軽減に向けた取組みを推進します。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 5 - 5 | 居住環境づくり |
|---------------|---------|

目 的

下水道等の汚水処理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

現 状 と 課 題

汚水処理施設の整備は、快適な居住環境に不可欠ですが、本県の平成 18 年度末の汚水処理人口普及率は 63.9%と全国の 82.4%と比べ著しく遅れています。

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進する必要があります。

高齢者、障害者等が、快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の促進が必要です。

安全で安心な飲用水を安定的に供給するために、水道未普及地域の解消や新たな水源の確保に向けた水道施設の整備が必要となっています。

取 組 み の 方 向

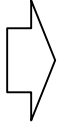
公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の汚水処理施設整備を計画的、効率的に進めます。

公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

水道の未普及地域の解消に向けて市町村と連携しながら着実に進めます。

安全、安心な水道水を安定して供給するため、新たな給水施設の建設と既存施設の改修を進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|--------------|----------|---|----------|
| 汚水処理人口普及率 | 63.9% | | 72% |
| 県営住宅建設戸数（累計） | 38 戸 | | 200 戸 |

汚水処理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。目標値は「島根県汚水処理施設整備構想（第 3 次構想）」による平成 22 年度末の目標値です。

県営住宅の建て替え戸数の合計です。平成 27 年度までの建て替え計画を定めた「島根県住生活基本計画」から目標値から設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------|--|
| 下水道整備基本構想推進事業 〔担当課〕下水道推進課 | 県民だれもが快適に暮らせる環境を創出するため、下水道等の汚水処理施設の整備を促進します。 |
| 宍道湖流域下水道整備事業 〔担当課〕下水道推進課 | 宍道湖・中海の水質保全と流域における生活環境の改善を図るため、宍道湖流域下水道の施設整備を計画的に行います。 |
| 市町村下水道整備支援事務 〔担当課〕下水道推進課 | 市町村下水道の基本計画の策定支援や公共下水道の支援等を行い、地域に適した経済的な下水道の整備を促進します。 |
| 農業集落排水施設の整備事業 〔担当課〕農村整備課 | 農村地域において、農業用水や公共水域の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水施設の整備を促進します。 |
| 漁村環境整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課 | 下水道や集落道、広場等の整備により漁村の生活環境を快適かつ安全にします。 |
| 県営住宅整備事業 〔担当課〕建築住宅課 | 老朽化した住宅性能水準の低い県営住宅の建替・改善を促進することにより、子育て世帯や高齢者世帯等の多様なニーズに対応すると共に、安全で快適な居住環境を整備します。 |
| 住まい情報提供事業 〔担当課〕建築住宅課 | インターネット、紙媒体等による情報発信により県民の住まいに関する意識の向上と啓発を図り、良質な住宅整備を促進します。 |
| 人にやさしい建物づくり推進事業 〔担当課〕建築住宅課 | 建築物の建築計画における法令等の基準適合審査または指導・助言により、高齢者、身体障害者など身体機能上の制限を受ける方の行動を妨げることのない建築づくりを推進します。 |
| 公営水道施設整備促進事務 〔担当課〕薬事衛生課 | 安全で安心できる水道水を県民誰でも享受できるように、水道未普及地域解消に向けた市町村の水道施設整備を支援します。 |
| 県営水道用水供給事業 〔担当課〕企業局施設課 | 平成 23 年度の供用開始を目指して尾原ダムを水源とする斐伊川水道を建設するとともに、既存の水道用水供給施設の老朽化・耐震化対策を実施します。 |

| | |
|---------------|-----------------------|
| 施策 - 5 - 6 | 地域コミュニティの維持・再生 |
|---------------|-----------------------|

目 的

行政や地域住民に加えて、NPO など地域の内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。

現 状 と 課 題

県内の中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手が不足し、冠婚葬祭など日常生活における相互扶助や、農地の維持管理などの共同活動の維持が難しくなっています。

県民が、住み慣れた地域で安心して生活していくために必要となる集落機能の確保には、その基礎となる地域コミュニティの維持・再生が必要です。

地域コミュニティの活動には、地域住民だけでなく、NPO や関係団体など地域の内外から多様な主体が参画することが重要です。

都市住民と中山間地域の意義や価値観を共有しながら交流することにより、地域の再生に取り組むなど、総合的に施策を展開していく必要があります。

取 組 み の 方 向

中山間地域を中心として、多様な主体が参画して行う地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを支援します。

農山漁村民泊や農林業体験などを推進します。


地域課題の解決や地域の活性化のため、地域の資源を活用して継続的に行う民間団体やグループの取組みを支援します。

農地・水・環境の保全・向上に向けた取組みを通じて、都市住民等の協力を得ながら地域を支える仕組みづくりを促進します。

活力や機能が低下した集落を含めて、環境・福祉・文化・産業等を総合的、かつ、広域的に補完できる新たな仕組みづくりを促進します。

農業生産や農地の維持のみならず生活維持等の機能を有する地域貢献型の集落営農組織の新規設立と機能強化を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|----------------------|----------|---|----------|
| 地域コミュニティの再生に取り組む市町村数 | 5 市町 | | 21 市町村 |
| 地域貢献型集落営農組織数 | 0 組織 | | 200 組織 |

地域コミュニティの維持・再生に取り組む市町村数で、全市町村が取り組むことを目指します。地域貢献型集落営農組織とは農業のみならず農村社会維持を目的とした農業外の分野にも取り組む集落営農組織です。なお、集落営農組織とは、集落など地縁的まとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動組織です。平成 20 年度から実施する「地域貢献型集落営農確保・育成事業」等の活用を踏まえて目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| <p>中山間地域活性化重点施策推進事業 〔担当課〕地域政策課</p> | <p>中山間地域活性化計画に掲げる重点施策（重点テーマ）を推進するために市町村が主体的・積極的に実施する事業を支援します。重点施策に関する事業への補助事業のほか、駐在職員の配置など総合的な支援を行いません。</p> |
| <p><地域づくり支援事業> 〔担当課〕地域政策課</p> | <p>地域課題の解決や地域活性化に向けた実践的な活動を支援するため、県内の民間団体やグループ、企業等活動に対して一定の経費を助成するほか、「担い手」を育成するために、交流・ネットワークづくりの場の提供、スキルアップするための機会の提供や情報発信を実施します。また、田舎ツーリズムによる都市と農山漁村の交流を推進し、地域づくりを支援します。</p> |
| <p>中山間地域研究センター事業 〔担当課〕地域政策課</p> | <p>中山間地域専門の総合研究機関である島根県中山間地域研究センターにおいて、中山間地域における現状と課題を把握した上で、今後の施策の発展方向を地域現場での実践を通して研究し、具体的な支援施策の提言や住民への研修、総合的な情報提供を行います。</p> |
| <p>農地・水・環境保全向上対策事業 〔担当課〕農村整備課</p> | <p>農家だけでなく非農家等も含めた地域住民による農地、農業用排水路、農村環境を守っていこうとする活動を総合的に支援し、地域協働活動の新しい枠組みづくりを促進します。</p> |
| <p>地域貢献型集落営農確保・育成事業 〔担当課〕農業経営課</p> | <p>農地の維持、経済の維持、生活の維持、人材の維持などに取り組む「地域貢献型集落営農」の新規設立及び機能強化を行い、本県農業の維持・活性化を図ります。</p> |

.

基本目標

心豊かななしまね
(施策15本)

| | |
|---------------|-----------------------|
| 施策 - 1 - 1 | 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 |
|---------------|-----------------------|

目 的

基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。

現 状 と 課 題

学校は、学校へ期待される事柄や業務量の増加により子どもや親と丹念に向き合う十分な時間ができにくい状況です。

家庭においては、少子化、核家族化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、生活習慣の乱れや規範意識の未熟さが指摘されるなど、教育力の低下が懸念されています。

地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の中で地域の子どもの育む力を有していましたが、今やその力が低下しつつあります。

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚しながら連携・協力関係を再構築し、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

取 組 み の 方 向

ふるさとへの愛着と豊かな感性を育むため、自然、歴史、文化、伝統行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」から学ぶ「ふるさと教育」を推進します。


地域の大人たちが学校教育を支援する取組みを公民館活動と連携しながら推進します。

放課後の子どもの居場所づくりを推進し、地域全体で子どもを育む機運を醸成するとともに、家庭と地域との接点づくりを進めます。

社会総がかりで教育力を充実するため、公民館活動に光をあてながら、自治・自立の理念に基づく「地域力」の醸成を進めます。

学校と家庭、地域との連携を密にしながら、食育の推進や、「早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠」という健康的な生活リズムの確立に取り組めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|--------------------------|----------|---|----------|
| ふるさと教育を実施している 小中学校の割合 | 100% | | 100% |
| 放課後子どもプランに取り組む 市町村の割合 | 71% | | 100% |

地域と連携した取組み状況を示す指標です。地域の大人たちが学校教育を支援する取組みである「ふるさと教育」を実施した公立小中学校の割合です。全小中学校での実施を続けます。

地域全体で子どもを育む取組みを示す指標です。放課後や休日の子どもの過ごし方を検討する場を設置している市町村の割合です。全市町村での取組みを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--|--|
| <p>ふるさと教育推進事業 〔担当課〕 生涯学習課</p> | <p>ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもを育むため、「学社連携・融合」(＝地域の大人たちが学校教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施します。</p> |
| <p>放課後子どもプラン事業 〔担当課〕 生涯学習課</p> | <p>放課後や休日に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を確保するため、「放課後子どもプラン」を推進します。</p> |
| <p>実証！「地域力」醸成プログラム事業 〔担当課〕 生涯学習課</p> | <p>“人づくりの拠点”である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウを、モデル公民館を選定して実証し、「地域力」の重要性について世論喚起を進めます。</p> |
| <p>地域教育コーディネーター派遣事業 〔担当課〕 生涯学習課</p> | <p>県の社会教育主事を「地域教育コーディネーター」として市町村へ派遣し、その専門性を活かしながら「学社連携・融合」の理念に基づく実践活動を幅広く推進します。</p> |
| <p>食育推進事業 〔担当課〕 保健体育課</p> | <p>食べる知恵を身に付けるため「食の学習ノート」の活用、栄養教諭とのチームティーチングなどに取り組みます。また、学校給食では食品の安全・安心を確保するとともに、関係団体等と連携し地産地消を推進します。</p> |
| <p>児童生徒の生活習慣改善事業 〔担当課〕 保健体育課</p> | <p>学校においては健康的な生活リズムを確立するため、教育活動全体を通して、実践力を身に付ける指導の充実を図っていきます。また、シンポジウムの開催等により、地域・家庭はもとより広く県民への啓発活動を行います。</p> |

| | |
|---------------|---------------|
| 施策 - 1 - 2 | 発達段階に応じた教育の振興 |
|---------------|---------------|

目 的

幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。

現 状 と 課 題

子どもが将来にわたり、主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図り、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切に作る心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

生活の利便性の向上や外遊び・スポーツの機会の減少などから、子どもたちの体力・運動能力には低下傾向が見られます。

若者の職業観・勤労観の希薄化や早期離職率の高さ、ニートやフリーターと呼ばれる若者の増加などが社会問題となっています。

小中学校において、不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒の割合は、全国的に見ても高い状況にあり、安心して過ごせる居場所づくりやスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実などを一層進めていく必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な教育が必要です。また、特別支援学校では児童生徒の社会的・職業的自立にむけた教育の充実が求められています。

教育環境の整備のためには、老朽化した県立学校の校舎等の改修や情報化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

少人数指導や習熟度別指導等により、一人ひとりの学習上の課題の克服に努めるとともに、家庭での学習習慣の確立や教員の授業力の向上、幼保小中高が連携した学習指導の推進を通して、学力の向上に努めます。

子どもの感性や人間性を育むため、読書活動を推進するとともに多様な体験活動を充実し、子どもの発達段階に応じた「心の教育」を推進します。

教科体育の充実、運動部活動の活性化、体力向上プログラムの実践など学校教育全体を通じた体力づくりを推進し、体力・運動能力の向上に努めます。

子どもの発達段階に応じて、職業、勤労に関する意識や県内産業、企業への理解を高めます。また、専門高校においては、県内の産業界と連携した産業人材の育成を進めます。

子ども一人ひとりの心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、指導体制や相談体制の充実を努めるとともに、子どもの居場所づくりを進めます。

障害のある子どもが自らの能力を最大限に発揮し、社会的・職業的に自立できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を推進します。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | 平成 23 年度 |
|---------------------|--|--|
| 国語、算数・数学が好きな児童生徒の割合 | 小学 6 年 国語 58.1% 算数 59.4% 中学 3 年 国語 54.2% 数学 48.1% | 小学 6 年 国語 60% 算数 65% 中学 3 年 国語 57% 数学 51% |
| 児童生徒の読書をする割合 | 小学 6 年 34.6% 中学 3 年 28.8% | 小学 6 年 60% 中学 3 年 50% |
| 子どもの体力値 | 中学 2 年 95.0 | 中学 2 年 96.0 |
| 不登校児童生徒の割合 | 1.64% | 1.3% |

確かな学力を身につけるためには、教科を好きになることが重要です。全国学力・意識調査の結果から把握できる「小6、中3の国語、算数・数学が好きな児童生徒の割合」を指標としました。全国平均を目指します。

読書は、直接体験できない自然や崇高なものにふれることができ、豊かな心や感性を育みます。一日当たり「30分以上読書をしている小学6年と中学3年の児童生徒の割合」を指標としました。平成19年度の調査における「10分以上30分以下読書をしている」児童生徒の割合を加えた値まで増やすことを目指します。

子どもの体力の向上を目指します。親世代となる昭和50年の中学2年生と現在の中学2年生を比較した値（昭和50年を100として比較）です。ここ数年間の傾向を考慮し、4年間で1ポイントの向上を目指します。

不登校児童生徒の減少を目指します。児童生徒一人ひとりに対して心身の状況を把握し、きめ細やかな対応ができてきているかをみる指標として選びました。不登校児童数は平成13年度から1,000人を越えているため、まずは、1,000人未満であった平成12年度の水準まで減少させることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--------------------------|--|
| 学力向上対策 〔担当課〕 義務教育課 | 学力低下が懸念される本県の教育の実態を把握し、その結果判明した諸課題に対して適切に対応するため、学習プリント配信システムの導入や教員の資質向上のための研修事業等を行います。 |
| 不登校対策推進事業 〔担当課〕 義務教育課 | 不登校対策としては、学校復帰や社会的自立を促進するために、市町村が運営する教育支援センターへの支援や、閉じこもりがちな児童生徒への体験活動の場の提供を推進します。また、不登校が発生しにくい教育環境を整えるため少人数学級やクラスサポート事業などを実施します。 |

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| 悩みの相談事業 〔担当課〕 義務教育課 | 不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のためいじめ相談電話やスクールカウンセラーの配置を進め、教育相談体制の機能の充実を図ります。 |
| 小学校低学年多人数学級支援事業(30人学級編制・小学校スクールサポート事業) 〔担当課〕 義務教育課 | 小学校1、2年生の多人数学級において、きめ細やかな指導を進めることによって、基礎基本の定着や個性を生かした特色のある教育を実現するため、当該学校の実態や意向を踏まえ、30人学級編制と非常勤講師の配置のいずれかを実施します。 |
| 中学校クラスサポート事業 〔担当課〕 義務教育課 | 不登校や問題行動などが急増するいわゆる中1ギャップへの対応として、大規模中学校を中心に学習生活指導の両面において、きめ細やかな支援体制を構築するため非常勤講師を配置します。 |
| 特別な支援のための非常勤講師配置事業(にこにこサポート事業) 〔担当課〕 義務教育課 | 通常学級に通うLD、ADHD、高機能自閉症等発達障害のある児童に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、非常勤講師を配置します。 |
| 学びの場を支える非常勤講師配置事業(学びいきいきサポート事業) 〔担当課〕 義務教育課 | 不適応、不登校等支援を要する児童生徒が在籍している学校のうち、自学教室を設置するなどして個別に指導を行っている小中学校に非常勤講師を配置します。 |
| 「働くことを学ぼう」推進事業 〔担当課〕 高校教育課 | 職業観、勤労観を育成するためのインターンシップなどの実施に加え、県内就職を促進するため、就職説明会等の開催や専門高校と地域や産業界との連携による人材育成への取組みを進めます。 |
| 学校体育指導力向上事業 〔担当課〕 保健体育課 | 体育の授業や運動部活動により、児童生徒の運動に親しむ資質や能力の向上を図ります。小・中学生が自由時間等に気軽に楽しみながら運動に取り組める「しまねっ子！元気アップ・プログラム」の活用を推進します。体育教員や運動部活動の指導者の指導力を向上するための研修会等を実施します。 |

| 事業名 | 概要 |
|--|---|
| <p>特別支援学校進路開拓推進事業 〔担当課〕 高校教育課</p> | <p>特別支援学校に在籍する生徒に対し職業教育を実施するとともに、職場開拓を行い、卒業後の進路先の保障に取り組みます。また、進路先の職場や施設等で自立した生活ができるよう、関係機関と連携した卒後支援も進めます。</p> |
| <p>学校再編成関連施設整備事業 〔担当課〕 教育施設課</p> | <p>社会環境の変化や生徒数の減少をふまえた県立学校の再編成に伴い、不足する校舎や実習施設等の整備を行うことにより、生徒の多様な学習ニーズに対応したより良い教育環境を実現します。</p> |
| <p>高等学校校舎等整備事業 〔担当課〕 教育施設課</p> | <p>老朽化した高等学校や特別支援学校の校舎、屋内運動場等を計画的に改築・改修して耐震性を確保し、バリアフリー化や新たな機能も取り入れて、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現します。</p> |
| <p>私立学校経営健全性確保事業 〔担当課〕 総務部 総務課</p> | <p>経常費補助金等を交付することにより、私立学校の経営の健全性確保、教育条件の維持向上等を促進します。</p> |
| <p>私立学校生徒確保事業 〔担当課〕 総務部 総務課</p> | <p>授業料減免補助による生徒負担軽減や、公立高等学校との連絡調整協議会開催等により、私立高等学校の生徒数確保を支援します。</p> |

| | |
|---------------|--------------|
| 施策 - 1 - 3 | 青少年の健全な育成の推進 |
|---------------|--------------|

目 的

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。

現 状 と 課 題

非行少年数は減少傾向にあるものの、傷害・恐喝等の粗暴犯が増加するとともに、再非行率が全国平均を上回るなど憂慮すべき状況にあります。

インターネットなど様々なメディアからの有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな問題行動を誘発・助長し、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。

学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。

様々な問題を抱える家庭や子どもたちが増加しており、関係機関・団体が一体となった相談体制の充実や立ち直り支援が求められています。

取 組 み の 方 向

青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための規制、模範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。

地域住民による非行防止のための活動や青少年の社会参加活動を育成・支援します。

関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や青少年に対する相談や立ち直りの支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | ➡ | 平成 23 年度 |
|-----------------|----------|---|----------|
| 青少年健全育成活動年間参加者数 | 29,085 人 | | 40,000 人 |
| 刑法犯少年の再非行率 | 35.6% | | 30% |

県、青少年育成島根県民会議などが行う活動への参加者数の増加を目指します。ここ数年増加を見込み、目標値を設定しました。

青少年の再非行率の減少を目指します。平成 19 年の全国平均値（30%）を目標値としました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| 青少年を健やかに育む意識向上事業 〔担当課〕 青少年家庭課 | 大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取り組みの支援を行います。 |
| 地域で育む子ども対策事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全部 | 地域の子どもは地域で守ることを基本に、関係機関・団体、学校、家庭、地域等と連携して、少年の社会参加活動や子どもたちを違法・有害な情報から守るための対策を推進します。また、子ども支援センターと連携して、様々な困難を抱える少年に対する立ち直り支援を推進します。 |
| 少年非行防止対策事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全部 | 少年を非行から守り、育てるために、ボランティア団体、地域住民と協働した街頭活動を強化するとともに、非行防止教室の開催による少年の規範意識の醸成、少年相談による悩みやいじめ問題の解決等の対策を推進します。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 1 - 4 | 高等教育の充実 |
|---------------|---------|

目 的

自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

現 状 と 課 題

大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に還元しています。

少子化の影響により大学間競争が激化しており、魅力のある大学づくりが求められています。

県立大学は、大学改革により、平成 19 年 4 月に運営主体として公立大学法人島根県立大学を設立しました。これに併せ、松江、出雲にあった短期大学を統合し、島根県立大学短期大学部（松江キャンパス、出雲キャンパス）として、同法人が運営しています。

自主的・自律的な運営による地域に密着した教育・研究活動が行われ、県民にとっても魅力的な知の拠点であるよう期待されています。

取 組 み の 方 向

公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われ、島根県立大学と同短期大学部が「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」、「北東アジアにおける知的共同体の拠点として世界と地域をつなぐ大学」として魅力を高めていくよう、必要な支援を行います。

大学や高等専門学校と、行政機関、教育・研究機関、企業等との連携を一層深め、地域をフィールドとした幅広い研究活動が充実されるよう支援するとともに、その成果の県政運営への反映を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------------------|---|-----------|
| 県立大学・短期大学部の入学定員充足率 | 県立大学 浜田キャンパス：110% 短期大学部 松江キャンパス：117% 出雲キャンパス：103% | 100%以上 |
| 県立大学・短期大学部の公開講座年間受講者数 | 5,034 人 | 5,000 人以上 |

少子化の影響による大学全入学時代の中で、魅力ある大学づくりが行われていることをみる 1 つの指標として選びました。（県立大学中期計画の目標値）

県民に開かれた大学として地域に貢献していることをみる指標として選びました。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---------------------------------------|--|
| 公立大学法人評価委員会事業 〔担当課〕総務部総務課 | 公立大学法人島根県立大学の運営が計画通り適正に行われるよう業績評価を行います。 |
| 公立大学法人島根県立大学運営費交付金 〔担当課〕総務部総務課 | 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、運営費交付金を交付します。 |
| 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金 〔担当課〕総務部 総務課 | 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、施設整備等臨時的で多額な経費を要するものに対して補助金を交付します。 |

目 的

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。
多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

県民の潜在的な学習ニーズにも対応した情報提供や相談、地域での学習・実践活動の充実を図り、学習の成果を社会生活に生かす取組みが求められています。
県内の NPO 法人数は年々増加しており、ボランティア活動率も 34%と全国で 2 番目に高くなっています。特に、福祉、まちづくり、子どもの健全育成の分野の活動が活発に行われています。
地域の課題に自発的に取り組む自治活動団体や、多様な公共サービスの担い手としての NPO 法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。

取 組 みの 方 向

県民がいつでもどこでも、誰とでも学べ、その成果を生かすことができるように、社会教育施設における学習支援機能を充実するとともに、学習情報の提供、学習指導者の研修、図書館サービスの充実、青少年の自然体験に取り組みます。
地域に根ざした自治活動（自治会、地区社会福祉協議会・体育協会、自主防犯防災組織など）を振興するとともに、その中核となる公民館の機能強化を支援します。
NPO やボランティアに関する情報の収集・提供や、先駆的な団体の顕彰を行い、活動の促進・支援を行います。
NPO やボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織の核となるリーダーや運営者等に対して、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO 相互の連携・ネットワークづくりや財政基盤の強化に向けた支援を行います。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|---------------------|----------|---|----------|
| 生涯学習に取り組んでいる人の割合 | 34.2% | ➡ | 50% |
| NPO 法人の認証数 | 183 法人 | | 250 法人 |
| ボランティア活動に参加している人の割合 | 29.1% | | 35% |

「県政世論調査」において「講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などに取り組んでいる」と回答した人の割合です。半数以上の人々が生涯学習に取り組むことを目指します。
社会貢献活動の推進状況をみる指標です。平成 20 年に施行される新公益法人制度の影響も考慮し、ここ数年の年間平均認証数 32 法人の半数程度を認証することを目指します。

「県政世論調査」において「ボランティア活動に参加している」と回答した人の割合です。平成18年度の社会生活基本調査（総務省）によるボランティア活動の行動者率全国一の割合 35%を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| 生涯学習推進センター事業 〔担当課〕生涯学習課 | 公民館をはじめとする社会教育施設の職員や NPO 関係者、各種コーディネーター、PTA 指導者などを対象に、社会教育や「学社連携・融合」に関する学習支援プログラムなど即戦力を養いかつ専門的スキルを習得するための研修プログラムを開発・実施します。 |
| 青少年の家事業 〔担当課〕生涯学習課 | 小中学生を中心とした青少年に、宍道湖の湖面活動（サバニ・カッター）など多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。 |
| 少年自然の家事業 〔担当課〕生涯学習課 | 小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。 |
| 県立図書館事業 〔担当課〕生涯学習課 | 県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。 |
| 活動団体の自立促進と活性化事業 〔担当課〕環境生活総務課 NPO 活動推進室 | 地域の課題解決に自主的、自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう人材育成等の支援や県民活動拠点の充実を図ります。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 2 - 2 | スポーツの振興 |
|---------------|---------|

目 的

県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりをめざします。
 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成をめざします。

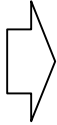
現 状 と 課 題

健康で心豊かに暮らしていくため、それぞれの体力や年齢、目的等に応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。
 子どもたちに運動頻度の減少が見受けられるとともに、県民の50歳以上の3分の1が1年間全く運動・スポーツを行っていない状況にあり、今後、この年代を中心として実施率を高めていく必要があります。
 国際大会・全国大会等での本県選手の活躍や本県出身者のスポーツ界での活躍は、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与えています。
 本県選手の競技力を向上させ、国民体育大会をはじめとする全国規模での大会やスポーツ界で活躍する選手が増えることが期待されています。

取 組 み の 方 向

多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
 国体等の全国大会で優秀な成績を収める選手を育成するため、学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 |  | 平成23年度 |
|------------------|--------|---|--------|
| スポーツに取り組んでいる人の割合 | 36.3% | | 40% |
| 国民体育大会入賞競技数 | 13 競技 | | 13 競技 |

「県政世論調査」において「運動やスポーツに取り組んでいる」と回答した人の割合です。ここ数年30%台で推移していること、国のスポーツ振興基本計画で「できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とする」としていることを考慮して目標値を設定しました。
 国民体育大会で本県選手が入賞した競技数です。毎年この水準が維持できることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---------------------------|---|
| 生涯スポーツ推進事業 〔担当課〕保健体育課 | 多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、県立水泳プール内に設置した「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。 |
| 国体選手強化事業 〔担当課〕保健体育課 | 国体等の全国大会で本県選手が優秀な成績を収めるため、競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援し、競技力向上に努めます。 |
| ジュニア競技力強化事業 〔担当課〕保健体育課 | 全国高校総体をはじめとする全国大会での上位入賞を目指し、学校体育団体が実施する強化練習会などを支援し、本県競技力の中心となる中学生・高校生の競技力向上に努めます。また、小学生・中学生を対象に長期的な視点にたったスポーツ教室等を実施し、一貫指導体制のもとで選手育成を図ります。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 2 - 3 | 芸術・文化の振興 |
|---------------|----------|

目 的

県民が芸術文化を楽しんだり、自ら活動に参加したりする機会を増やすことにより、暮らしの中で潤いや心の豊かさが実感できるような環境づくりをめざします。

現 状 と 課 題

県民一人ひとりが日常の暮らしの中で潤いや心の豊かさを実感できるように、国内外の優れた芸術文化に親しみ、個性あふれる地域文化を創造していくことが重要です。

国内外の優れた美術、音楽、演劇などに触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や芸術文化活動の育成・支援、地域の人々の交流の場の提供などに、県立美術館、芸術文化センター、県民会館の積極的な活用が求められています。

島根県文化団体連合会を中心として、県民や地域が主体となった自主的な文化活動が行われています。

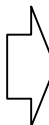
県民の文化活動の種を掘り起こし、文化の担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図るとともに、地域固有の文化資源を発掘、活用して新しい文化の創造・育成につなげていくことが求められています。

取 組 み の 方 向

多彩な文化活動を促進するため、県民文化祭など発表機会の提供や、文化ファンドの活用などにより県民の自主的な文化活動の支援に取り組みます。

文化施設を活用して芸術文化の鑑賞機会の充実や、文化を担う人材の育成と県民主体の新しい文化の創造に取り組みます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|------------|----------|---|----------|
| 県民文化祭の参加者数 | 45,554 人 | | 50,000 人 |

芸術・文化活動に取り組んでいる状況を見る1つの指標として、文化活動の発表の場である「県民文化祭」の参加者数を選びました。年間1,000人程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------|---|
| 創造的な文化活動推進事業 〔担当課〕文化国際課 | 島根県文化団体連合会主催の県民文化祭開催への支援や、活動団体等の文化ファンドの活用を推進します。また、文化振興財団と県が連携し、県民参加ミュージカル公演など県民の創造的な文化活動を推進する事業の実施により、県民の文化活動をより一層活発にするとともに、レベルアップを図ります。 |
| 芸術文化センター事業 〔担当課〕文化国際課 | 石見地域における芸術文化の拠点施設として、美術館とホールが一体となった特徴を活かしながら、県民に美術・音楽・演劇などの質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、地域文化を活かして新しい芸術文化を育み、人々の交流の場となる事業を展開します。 |
| 県立美術館事業 〔担当課〕文化国際課 | 県立美術館において企画展・コレクション展を開催するとともに、芸術をより深く理解するための教育・普及活動を行うことにより、県民に優れた美術を鑑賞する機会や、美術分野における活動発表の機会を提供します。 |
| 学校文化活動推進事業 〔担当課〕生涯学習課 | 多様な芸術文化に触れることにより児童・生徒の豊かな情操を培うとともに次代の文化活動の担い手を育成するため、学校だけでなく地域・文化団体とも連携し、活動成果の発表機会の提供、社会人指導者の活用による技術・表現力の向上を図ります。 |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 3 - 1 | 人権施策の推進 |
|---------------|---------|

目 的

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。しかし、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為があとを絶たない状況にあります。

インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じています。

家庭・地域・企業その他一般社会における啓発指導者養成などが十分でなく、人権教育や人権啓発がなかなか進まない状況にあります。

取 組 み の 方 向

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の重要な人権問題の解決に向けて、引き続き人権教育や人権啓発などに取り組みます。

インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に適切に対応できるように人権教育や人権啓発などを充実します。

各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、隣保館や公民館などを活用しながら家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育や人権啓発の取組みを進めます。

市町村をはじめ関係機関、企業等と連携して人権施策を積極的に推進し、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | ➡ | 平成 23 年度 |
|---|----------|---|----------|
| 「人権啓発フェスティバル」・ 「人権・同和問題を考える県民のつどい」参加者数 | 2,250 人 | | |

人権意識の高まりや人権尊重意識の定着をみる 1 つの指標として、「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者数の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------------|--|
| <p>人権啓発事業 〔担当課〕人権同和対策課</p> | <p>県民の人権・同和問題への関心を高め理解を深めるため、イベントや広報などの啓発活動を行います。</p> |
| <p>人権研修事業 〔担当課〕人権同和対策課</p> | <p>県職員及び市町村職員等の人権意識の高揚を図ることにより、人権に配慮した職務が遂行されるよう、人権・同和問題研修を実施します。 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。</p> |
| <p>人権啓発指導者養成事業 〔担当課〕人権同和対策課</p> | <p>各地域における研修の充実と人権意識の向上を図るため、市町村担当職員及び各種団体の指導者を対象に指導者としての資質と指導力の向上を図る研修会を開催します。</p> |
| <p>人権・同和教育推進事業 〔担当課〕人権同和教育課</p> | <p>県及び市町村の同和教育推進組織、学校教育・社会教育研究組織等の連携と組織的な取組みを推進し、地域の実態に即した人権・同和教育の充実に努めます。</p> |
| <p>進路保障推進事業 〔担当課〕人権同和教育課</p> | <p>人権・同和教育専任教員や同和教育指導員による市町村及び県立学校の訪問や進路保障に主として関わる教員を対象とした連絡協議会を開催します。さらに、同和地区児童生徒、保護者、教職員の交流活動や教育相談活動を行います。</p> |
| <p>隣保館運営等事業 〔担当課〕人権同和対策課</p> | <p>隣保館の運営、改修等に助成を行うとともに、隣保館職員の資質の向上を図るため研修等を実施します。</p> |

| | |
|---------------|------------------|
| 施策 - 3 - 2 | 男女共同参画の推進 |
|---------------|------------------|

目 的

男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

個人が様々な可能性を自ら選択でき、能力を最大限発揮できる環境づくりが求められており、これまでの働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが重要な課題となっています。

広報・啓発活動など様々な男女共同参画の取組みを進めてきましたが、政策・方針決定過程等への女性の参画は、未だに不十分で、性別による固定的な役割分担意識は家庭、職場、地域などでまだ根強く残っています。

このため、あらゆる機会を通じて県民の固定的性別役割分担意識の解消やこうした意識に基づく制度や慣行を見直す一層の取組みを進めていく必要があります。また、住民に身近な市町村が男女共同参画計画を策定し、積極的に取り組むことが求められています。

女性相談件数は近年増加の傾向にあり、中でも DV（配偶者等からの暴力）を主訴とする相談が増加しており、被害者からの相談や一時保護などに適切に対応する必要があります。


取 組 み の 方 向

男女共同参画の理念が正しく理解され、社会のあらゆる分野に根強く残る固定的性別役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が見直されるよう啓発事業を行います。

家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するため、県民、事業者、市町村と連携・協力して取り組みます。

女性相談センターや各児童相談所などの県の女性相談窓口に加え、住民により身近な市町村にも相談窓口を設置するよう働きかける等、相談体制の強化を図ります。法律、医療、福祉、民間支援団体等の関係機関との連携により DV 被害者の自立に向けての支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|-----------------------|----------|---|----------|
| 固定的性別役割分担意識にとられない人の割合 | 63.6% | | 75% |

「県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した人の割合です。「男女共同参画計画」による平成 22 年度末の目標値です。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|--|
| 男女共同参画の理解促進事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室 | 男女共同参画の理念が正しく理解され、社会のあらゆる分野で固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行が見直されるよう啓発事業を行います。また、市町村における取組みを進めるため、すべての市町村で男女共同参画計画が策定されるよう積極的に支援します。 |
| 関係団体等との連携による男女共同参画推進事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室 | 社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するため、男女共同参画審議会、男女共同参画社会形成促進会議の開催等、県民、事業者や市町村と連携・協力して取り組みます。 |
| 女性の参画促進・人材育成事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室 | 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性の参画の促進や地域において男女共同参画を推進するリーダーの養成を行います。また、しまね女性ファンドを活用して女性グループの自主的な活動を支援します。 |
| 女性相談事業 〔担当課〕青少年家庭課 | 様々な悩みを持つ女性について、女性相談センターなどの女性相談窓口で広く電話や面接による相談に応じ、問題解決のために必要な情報提供、助言、指導などを行います。 |
| DV 被害者等保護事業 〔担当課〕青少年家庭課 | 配偶者等からの暴力をうけたり、何らかの事情で保護が必要な女性に対して、一時保護所への入所など適切な保護を実施し、問題解決に向けての支援を行います。 |

| | |
|---------------|--------------|
| 施策 - 3 - 3 | 国際化と多文化共生の推進 |
|---------------|--------------|

目 的

国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。

国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

県内に住む外国人は、平成 18 年 12 月末現在で 55 カ国、約 6,100 人に達し、10 年前の約 1.8 倍になりました。言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深め、国際的視野に立った共生社会づくりが求められています。

交通機関等の発達により、容易に出入国できる環境や条件は向上しつつあり、年間 35,000 人の県民が出国するほか、外国人観光客の県内宿泊者数も約 30,000 人に及んでいます。

県内企業においても輸出入の拡大や海外企業との連携が深まりつつあるなど、様々な分野で国際社会の中で活躍できる人材が求められています。

国際的な地球環境・エネルギー問題、貧困や格差、自然災害などの問題・課題が顕在化しており、本県のもつ技術・ノウハウや人材を通して、国際社会の発展に貢献することが求められています。

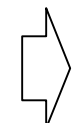
取 組 み の 方 向

外国人住民に対する情報提供の充実や、外国人住民と地域住民との相互理解の増進を図り、多文化が共生する地域社会づくりを進めます。

海外の青年との交流事業等により、島根の将来を担う若者の国際感覚を養い、世界に対する理解と親善を深める人材を育成します。

北東アジア地域自治体などからの技術者の受け入れや技術習得等の支援により、当該国・地域の発展に貢献します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|----------------|----------|---|----------|
| 国際交流ボランティア登録者数 | 446 人 | | 500 人 |

しまね国際センターに国際交流・協力ボランティアとして登録している人数です。年間 10 人程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---------------------------|---|
| 外国人住民との共生事業 〔担当課〕文化国際課 | 国籍の多様化と人口の増加が進む外国人住民を生活者・地域住民として受け入れ、様々な課題について関係機関とも連携を図ることで、多文化が共生する地域づくりを推進します。 |
| 次世代人材育成事業 〔担当課〕文化国際課 | 北東アジア地域など、海外の青年との交流事業を実施することによって、島根県の将来を担う若者の国際感覚を養い、世界に対する理解と親善を深めます。 |
| 国際協力事業 〔担当課〕文化国際課 | 本県が交流を進めている地域の若者や本県出身の南米移住者子弟等を受け入れ、技術の伝承や人材の育成を行うほか、JICA等に協力し、海外の国・地域の発展に貢献します。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 4 - 1 | 多様な自然の保全 |
|---------------|----------|

目 的

県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、多様な自然の保全に取り組めます。

現 状 と 課 題

県内に生息生育する動植物の中には、開発や過疎化の進行による森林や農地等の荒廃による生息生育環境の悪化や、人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。

農林地の荒廃は、大雨等による災害発生の危険性を高めるとともに、下流の河川、湖沼等の水質汚濁につながるものが危惧されています。

森林、河川、湖沼、海域などの自然環境の保全、農地等の環境保全機能の維持、回復に努める必要があります。

多くの水鳥が飛来し、しじみなどの水産資源の宝庫である宍道湖・中海は、ラムサール条約登録を契機として、「賢明な利用」をキーワードとした自然との共生に向けた機運が高まりつつあります。

県民共有財産である自然を維持・保全していくために、県民と行政が一体となった取組を広げていくことが必要となっています。

取 組 み の 方 向


自然保護の普及啓発、県民との協働の推進、自然公園や自然環境保全地域などの適正管理により、優れた自然の保全に努めます。

動植物の生息生育情報の収集を行い、絶滅のおそれのある動植物については、大学や研究機関などと協力して、具体的な保護対策を検討するための調査・研究に取り組めます。

「水と緑の森づくり税」の活用など、県民、行政が一体となった、緑豊かな森の再生、水質浄化機能の維持等の取組を推進します。

水源のかん養、洪水の防止、美しい景観など、農地等が有する環境保全機能を維持するため、地域ぐるみの取組みや県民等との協働を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|------------------------|----------|---|----------|
| みんなで守る郷土の自然地域 選定箇所数 | 55 箇所 | | 60 箇所 |
| 県民協働の森づくり活動年間 参加者数 | 50,296 人 | | 72,000 人 |

動植物の生息・生育地など、地域の貴重な自然を住民が自主的に守る活動を行っている地域の選定数です。年間1箇所の指定増加を目指します。

県民参加の森づくり活動として、ボランティアで森林整備・保全・管理・資源活用活動を行なった人数です。県人口の約1割の参加者数を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| 自然環境保全地域の保全事業 〔担当課〕自然環境課 | 県内の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全地域を指定し、これらが将来の世代に良好な状態で継承されるよう、地元住民等の協力を得て、適正な保全に努めます。 |
| 自然再生推進事業 〔担当課〕自然環境課 | ウスイロヒョウモンモドキやオニバスなど、絶滅のおそれのある動植物を保護していくとともに、これらの動植物が生息・生育できる環境づくりを大学や研究機関、地域住民とともに進めていきます。 |
| ラムサール条約湿地の賢明利用推進事業 〔担当課〕自然環境課 | ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」を地域全体で取り組んでいけるよう、県民、民間団体、沿岸自治体、鳥取県や国と連携し、事業の推進に努めます。 |
| 中山間ふるさと水と土基金事業 〔担当課〕農村整備課 | 中山間地域等において、農地等の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行い、農地等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の推進を図ります。 |
| 水と緑の森づくり事業 〔担当課〕林業課 森林整備課 | 水を育み緑豊かな森林づくりへの県民理解を促進し、森林の様々な恵みを楽しんでもらうために、「水と緑の森づくり税」を財源として、県と森林所有者等が一定の条件のもとに協定を締結し、荒廃した森林を再生します。 |
| 県民参加による森林づくり事業 〔担当課〕林業課 | 島根県立ふるさとの森を活用して森林に対する県民理解を醸成するとともに、「水と緑の森づくり税」や「緑の募金」を活用し、地域住民や緑の少年団、NPO、企業などが主体となる県民参加の森林づくりを推進します。 |

| | |
|---------------|-------------|
| 施策 - 4 - 2 | 自然とのふれあいの推進 |
|---------------|-------------|

目 的

自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを楽しんでいます。

登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。

これまでに整備された自然公園、森林公園や、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や持続可能な利用について学ぶ環境学習の場として積極的に活用することが求められています。

取 組 み の 方 向

自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーの場等として積極的に活用していきます。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、積極的に活用していきます。

河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、生物の生息生育環境やふれあいの場づくりに配慮します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|---------------|----------|---|----------|
| 自然公園等の年間利用者数 | 865 万人 | | 865 万人 |
| 自然学習施設の年間入場者数 | 75.6 万人 | | 76 万人 |

国立・国定公園、県立自然公園及び中国自然歩道の利用者数です。観光動態調査結果等を基に公園又は歩道ごとに算出します。現状維持を目指します。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の3施設の年間入場者数です。現状維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---|---|
| 自然公園の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課 | 国立・国定公園、県立自然公園の自然を保護しながら、安全で快適に利用してもらうため、公園内の行為に対する許可や公園内の施設の整備・補修等を行って、適正な維持管理に努めます。 |
| 中国自然歩道の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課 | 県内の中国自然歩道を安全で快適に利用してもらうため、自然歩道内の施設の整備や補修等を行って、適正な維持管理に努めます。 |
| 県立しまね海洋館の管理運営 〔担当課〕地域政策課 | 日本海を中心とした水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。 |
| < 河川・海岸環境整備事業 > 河川環境整備事業 海岸環境整備事業 〔担当課〕河川課 | 自然環境との調和を保ちながら、親水性、生態系に配慮した河川・海岸の整備を行います。 |

| | |
|---------------|----------|
| 施策 - 4 - 3 | 景観の保全と創造 |
|---------------|----------|

目 的

自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。

現 状 と 課 題

地域風土に根ざした景観は、そこに住む人のみならず、訪れる人たちにとってもかけがえのない財産や資源であり、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。

美しい街並みづくり、築地松景観の保全、自然環境や歴史を活かした景観保全、環境美化活動など様々な景観づくりの活動が、住民団体やNPO、企業等により進められています。


より多くの市町村が主体的に景観の保全と創造に取り組むとともに、地域の特徴を生かした個性豊かでよりきめ細かな景観の形成を図っていくことが必要です。

県土全体の景観づくりについては、市町村間の広域的な調整や連携が必要です。

取 組 み の 方 向

築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全、住民団体による様々な景観づくりの活動や市町村の主体的な取組みを支援するとともに、景観を損なう行為に対する指導や助言などを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 |  | 平成 23 年度 |
|----------------|----------|---|----------|
| 景観づくりに関する住民協定数 | 212 件 | | 220 件 |

景観づくり条例に基づく「景観形成住民協定」及び「築地松景観保全住民協定」の協定数です。年間 2 件程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|-----------------------------|--|
| 地域性豊かな景観の保全事業 〔担当課〕都市計画課 | 地域を代表する優れた景観である出雲平野の築地松景観を保全するため、維持経費の助成並びに広報や研修などを行います。また、石州赤瓦の家並みなどを保全するため、普及啓発や住民協定の締結を進めます。 |
| 魅力ある景観の創造事業 〔担当課〕都市計画課 | 優れた景観を形成していくために、市町村や県民などが行う景観づくりを支援します。また、優れた景観を形成した施設や活動などを表彰します。 周囲の景観に影響を与える大規模な建築等の行為について届出を求め、景観に配慮した施設となるよう指導や助言を行います。 屋外広告物の掲出にあたって、良好な景観を形成するために、必要な規制を行います。 |

| | |
|---------------|--------------|
| 施策 - 4 - 4 | 文化財の保存・継承と活用 |
|---------------|--------------|

目 的

県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

現 状 と 課 題

本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社など全国に誇りうる古代文化を中心とする歴史・文化が豊富に伝承され、国宝7件をはじめ565件の国指定・県指定の文化財が存在します。平成19年の「古代出雲歴史博物館」の開館や「石見銀山遺跡」の世界遺産登録などを契機に、全国的に本県の歴史・文化に対する関心が高まりつつあります。重要文化財である建造物の老朽化、火災や盗難による滅失、生活環境の変化や過疎化の進展などによる民俗芸能の衰退など、歴史・文化を継承していくための課題が多くあります。

本県の誇るべき固有の歴史・文化を活用し、本県の存在意義を全国にアピールするとともに、郷土への誇りと愛着の醸成、歴史と文化を生かした地域づくりを進めていく必要があります。


取 組 み の 方 向

本県固有の歴史・文化の調査研究と情報発信を行います。

様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、修繕、継承活動などに助成を行います。

古代出雲歴史博物館など様々な施設を活用し、小中学生をはじめ県民の皆様に歴史・文化や文化財に対する理解を深める事業を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 |  | 平成23年度 |
|---|--------|---|--------|
| 島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合 | 57.2% | | 60% |

「県政世論調査」において「文化財が保存・継承・活用されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。近年40%台であった数値は、石見銀山遺跡、出雲歴史博物館などの影響により平成19年度は大幅に増加しており、60%を目標にします。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|--------------------------------------|--|
| <p>未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業 〔担当課〕文化財課</p> | <p>世界遺産「石見銀山遺跡」を適切に管理し、未来へ継承していくため、世界遺産としての価値を更に解明する「調査研究」と遺跡を後世に確実に伝えていくための「保存整備」を施策の柱として、必要な事業を実施します。</p> |
| <p>古代文化研究事業 〔担当課〕文化財課</p> | <p>島根の特色ある歴史・文化について、基礎的な研究を継続するとともに、古代出雲歴史博物館の企画展示等でその成果を情報発信するため、特定のテーマについて、集中的に調査研究を行います。</p> |
| <p>歴史遺産保存整備事業 〔担当課〕文化財課</p> | <p>県内の歴史遺産(有形、無形、民俗文化財、史跡等の指定文化財)を、県民共通の財産・地域の資源として継承・活用するためには適切な保存修理・管理が必要です。本事業は、市町村や所有者が行う修理・管理事業に対して、経費の一部を助成し、必要な助言指導を行います。</p> |
| <p>古代出雲歴史博物館管理運営事業 〔担当課〕文化財課</p> | <p>島根の歴史・文化を、わかりやすく展示・紹介する古代出雲歴史博物館（平成 19 年 3 月開館）において、魅力的な企画展示等の運営や適切な維持管理を行います。</p> |

| | |
|---------------|---------|
| 施策 - 4 - 5 | 環境保全の推進 |
|---------------|---------|

目 的

県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

大気・水質環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。

島根県では、2010年の二酸化炭素の排出量を1990年に比べ2%削減することを目標としていますが、2004年時点では14.6%増加している状況です。

日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、新エネルギー導入などによる二酸化炭素排出抑制に取り組むことが求められています。

一般家庭や事業所等からの廃棄物の排出量については、近年、減少傾向が見られますが、循環型社会を構築するためには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。

自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。

島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が各分野で進めている対策の連携を強め、より多くの県民、事業者が具体的な二酸化炭素削減の行動に移されるよう取り組みます。

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス利用などの新エネルギーの利活用の促進に向けて、調査・研究や普及啓発を行います。

環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取り組みを進めます。

資源の循環利用や合理的な施肥技術・減農薬など環境への負荷軽減に向けた農林水産業の取り組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成19年度 |  | 平成23年度 |
|--------------------------|--------|---|---------|
| 地球温暖化対策協議会の会員数 | 5,642人 | | 11,100人 |
| 公共用水域におけるBOD(COD)環境基準達成率 | 79.4% | | 85% |
| 一般廃棄物の年間排出量 | 261千トン | | 245千トン |
| エコファーマー認定数 | 1,653人 | | 2,200人 |

地球温暖化防止対策を推進するために民間団体、一般県民、行政機関等で構成する島根県地球温暖化対策協議会の会員数です。当該協議会における平成 22 年度末の目標値です。

公共用水域における BOD(COD)に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34 水域中 27 水域が達成されており、今後 2 水域の達成を目指します。

BOD (COD): 生物化学的酸素要求量。好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の 1 つ。化学的酸素要求量 (COD) が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられます。

県民の取組みと直接関係する家庭や事業所から排出される一般廃棄物の排出量です。「しまね循環型社会推進計画」の平成 22 年度末の目標値です。

エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。販売農家の約 1 割を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

| 事業名 | 概要 |
|---------------------------------|---|
| 省エネ・3Rの県民行動促進事業 〔担当課〕環境政策課 | 県民や事業者の省エネ、省資源の環境に配慮した行動に対し、エコポイントの付与等の経済的なインセンティブを与える県民運動を展開します。 |
| 事業者における地球温暖化対策事業 〔担当課〕環境政策課 | 二酸化炭素排出量の過半を占める事業者に対し、環境保全と経済活動が両立した地球にやさしいエコ経営の普及を図ります。 |
| 産業廃棄物適正処理対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課 | 産業廃棄物処理に対する住民の不安を払拭し、安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制の確保を図るため、排出事業者・処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を行うとともに、不法投棄の発生・再発の防止及び原因者の究明・指導等を行います。 |
| 廃棄物の減量化・循環利用対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課 | 県民、事業者、及び行政が一体となって廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)の3Rの取組みを促進します。 |
| 「環境を守る農業宣言」推進事業 〔担当課〕農畜産振興課 | 農業者・消費者双方が「環境を守る農業宣言」を行うことにより、環境にやさしい農業の推進と県土保全について共通認識に立ち、県民挙げて『環境農業』の推進を図ります。 |

| 事業名 | 概要 |
|--|---|
| <p>人と環境にやさしい農業推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p> | <p>エコロジー農産物に対する県独自の推奨制度の浸透を図るなど、化学肥料・農薬の大幅な低減に向けた環境にやさしい農業の取り組みを推進します。</p> |
| <p>しまね新エネルギーの導入促進 〔担当課〕土地資源対策課・林業課</p> | <p>県が平成 19 年度に改定した新エネルギー導入促進計画に基づき、太陽光発電の公共施設や住宅等への導入や風力発電、地域資源の有効活用を意図した木質バイオマスエネルギー等の導入を促進します。</p> |
| <p>< 宍道湖・中海の水質保全 > 宍道湖・中海水質保全事業 宍道湖流域下水道運転管理事業 〔担当課〕環境政策課・下水道推進課</p> | <p>宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画を推進し、両湖の水環境及び周辺住民の生活環境の保全を図ります。 宍道湖流域下水道東部浄化センターで窒素・リンを取り除き、宍道湖・中海の水質を保全します。</p> |
| <p>< 汚泥の有効利用 > 宍道湖流域下水道運転管理事業 下水道整備基本構想推進事業 〔担当課〕下水道推進課</p> | <p>県内で発生する下水道汚泥を有効な資源として活用します。</p> |
| <p>建設副産物対策事業 〔担当課〕技術管理課</p> | <p>公共工事の発注者等に建設副産物である建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制、適正処理、再利用等に係る情報、責務、役割を周知し、発注者の受注者への適切な指導等により、再資源化、再利用、再生利用を推進します。</p> |
| <p>環境犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p> | <p>環境犯罪の検挙対策及び抑止対策を推進するため、関係機関と連携し、合同パトロールや早期発見のための情報収集活動を展開する。</p> |
| <p>県営電気事業 〔担当課〕企業局施設課</p> | <p>既存の 12 水力発電所と 1 風力発電所の効率的な運転に努めるとともに、新たな発電所を建設します。</p> |

計画の推進に向けた県の基本姿勢

- 施策 1 : 県民の総力を結集できる行政の推進
- 施策 2 : 市町村とのパートナーシップの構築
- 施策 3 : 財政健全化に向けた改革の推進
- 施策 4 : 迅速に活動できる組織の運営
- 施策 5 : 政策推進システムの充実

目 的

対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPO などとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。

現 状 と 課 題

県民の意向を県政に反映していく上では、様々な手段、機会を通じ、情報を迅速かつ分かりやすく提供する広報と、県民との直接対話や間接広聴事業による広聴の充実が重要です。

社会環境の変化などにより、これまでの公共的なサービスの仕組みを継続することが困難となるケースが生じています。また、このような状況を克服しようとする地域住民や民間事業者等の取組みにとって障害となっている規制の見直しなどが必要となっています。

県民・企業・NPO などと行政がお互いの利点・特性を活かして共通の目的のもとに協働する取組みが進んでいます。特に、NPO は今後の公共サービスの新たな担い手として期待が高まっており、保健福祉や環境保全、まちづくりなど様々な分野で活動を展開しています。

取 組 みの 方 向

知事広聴会、県民ホットラインなど広聴事業を通して把握した県民の意見を県施策に活かすとともに、効果的、効率的な広報を展開します。

県民等の自由な発想や提案を広く汲み上げ、地域社会で求められる役割に応じた県民自らの力による地域課題の解決や、地域活性化を実現する新たな事業の展開を図ります。

協働推進員を配置し県庁内の推進体制を整備するとともに、協働に関する理解を深めるための研修や、協働事業の実践を通し職員の意識改革を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | ➡ | 平成 23 年度 |
|-------------|----------|---|----------|
| 県の広報に対する満足度 | 57.0% | | 60% |
| 県と協働した年間団体数 | 385 団体 | | 800 団体 |

県内に居住する満 20 歳以上の県民の意見を聴く「県政世論調査」において広報全般について「満足している」と回答した人の割合です。より効果的な広報に努め県の広報に対する満足度を高めます。

共催、委託、補助、事業協力、施策提言などの形態により県と協働した NPO 法人、任意団体、企業などの数です。毎年 80 団体程度の増加を見込み、4 年後に協働団体数の倍増を目指します。

目 的

住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

現 状 と 課 題

地方分権の進展や平成の大合併により本県の市町村数が 59 から 21 に再編され行政体制が総体的に充実したことに伴い、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、より自立性の高い行政主体となる必要があり、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実践する役割が求められています。

現在市町村財政は極めて厳しい状況に置かれていることから、平成 19 年に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断基準を踏まえ、市町村の健全な財政運営に向け、迅速・適切に対応していく必要があります。

県内の市町村のほとんどが、過疎地域自立促進特別措置法をはじめとした特定地域振興に関する各法律の適用を受ける地域であり、引き続きその振興に向けた取組みを行っていく必要があります。

地方分権が進展する中で、県と市町村はそれぞれの役割を明確にするとともに、相互に連携・協力し合い、新たなパートナーシップを築いていく必要があります。

取 組 みの 方 向

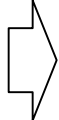
県と市町村との関係については、十分な意見交換の下、各市町村の意向を尊重しながら、対等のパートナーシップの基に、助言等の支援を行っていきます。

地方分権の進展や市町村合併により行政体制が総体的に充実したことを踏まえ、市町村の規模・体制の差も考慮しつつ、基礎的自治体である市町村がさらに行政基盤を充実・強化し、地域住民の意向を反映した主体的なまちづくりができるよう市町村への権限移譲を積極的に進めます。

税源移譲に伴う財政力格差の是正のためには、地方交付税による財源保障・財源調整が不可欠であることから、島根県の考えを国に強く主張していきます。

財政健全化法に基づく財政指標や、公会計制度の導入などを通じ、市町村行財政の健全化に向け助言・支援を行っていきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|----------------|----------|---|----------|
| 市町村への権限移譲項目延べ数 | 137 項目 |  | 374 項目 |

住民サービスの充実に向け、権限を県から市町村へ移した事務の項目数を指標としました。市町村への権限移譲計画（平成 19 年 3 月改訂版）のメニュー事務のうち、重点推奨項目をすべての対象市町村へ移譲することを目指します。

目 的

中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。
行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

現 状 と 課 題

県では、これまでも、「財政健全化指針（平成 14 年 12 月策定）」や「中期財政改革基本方針（平成 16 年 10 月策定）」に基づき、全国的に見てもトップレベルの厳しい改革を行ってきました。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取組みに伴い、今後も更なる地方交付税の削減が見込まれるなど、一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。本県財政の構造的収支不足は今後も 200 億円台後半が見込まれ、このままでは、平成 22 年度にも基金が枯渇し、財政再建団体への転落が危惧される非常事態です。

一方で、本格的な地方分権時代を迎え、自らの創意工夫と責任で活力に満ちた島根を築いていくためには、県が自主的に財政健全化を進め、この難局を乗り切っていく必要があります。

このため、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に基づき、総人件費の抑制や外郭団体の見直しなど、行政の効率化・スリム化に徹底して取り組むとともに、県の行財政全般にわたる徹底した改革を行い、必要な財源の確保に努めます。


取 組 み の 方 向

一定程度の規模の基金を確保しつつ、段階的に収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とし、中長期的に持続可能な財政運営を実現します。

具体的には、概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。

平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間で集中改革期間とし、抜本的な改革を集中して実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|--------------|----------|---|----------|
| 毎年度発生する収支不足額 | 260 億円程度 |  | 50 億円程度 |

行政の効率化・スリム化で 90 億円程度、事務事業の見直しで 50 億円程度、財源の確保で 70 億円程度収支改善を達成することを目標とします。

目 的

時代の変化に迅速に対応できる活動的な組織、民間の知恵や経験が取り入れられる柔軟な組織の構築に向け、不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。

現 状 と 課 題

地方分権が一層進展する中で、社会経済情勢の急激な変化や多様化・高度化する県民ニーズに適宜的確に対応することができる組織体制に、常に見直していく必要があります。

これまで、簡素で効率的な執行体制の整備を図る観点から、組織のフラット化・グループ化や、地方機関の統廃合等の見直しを進めてきました。また、平成 15 年 4 月から平成 24 年 4 月までの 10 年間で、一般行政部門の職員を中心に 1,000 人を削減する計画に取り組み、平成 19 年度までにほぼ 500 人を削減してきました。

厳しい財政状況が続く中で、更なる行政の効率化・スリム化に取り組む必要があり、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」においては、1,000 人の定員削減に加え、今後 10 年間で更に 500 人程度の追加削減を行うこととしています。


社会経済情勢が厳しい中、県行政に対する県民の関心は一層高まっており、この県民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりが、持てる能力を最大限に開発・向上させながら、県の組織目標を達成すべく総力を結集していくことが必要です。あわせて、高い使命感や倫理観を持ち、幅広い知識・経験に裏打ちされた能力とスペシャリストとしての能力を兼ね備えた公務員像の実現を目指す必要があることなどから、職員の意識改革と資質向上が急務となっています。

取 組 み の 方 向

県の組織については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直します。職員数については、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に掲げたとおり、1,000 人の定員削減計画を着実に進めるとともに、事務事業の見直しによる業務量削減や組織の見直しなどにより 500 人程度の追加削減に取り組みます。

職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|-------|----------|---|----------|
| 職員削減数 | 511 人 |  | 1,000 人 |

教員・警察官等を除く職員の定数を削減する目標です。

目 的

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、事業の成果の検証と評価を実施し、以後の県政運営の改善と行政資源の最適配分に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。

現 状 と 課 題


徹底した行財政改革の実施や地方分権の進展に伴い、限られた行政資源を有効に活用し、自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開が要請されており、より成果を重視した政策主導型の県政運営を行っていく必要があります。

県では、平成 15 年度から、県民の視点に立った成果重視の行政を実現すること、効率的で質の高い行政運営を実現すること、県民に対する行政の説明責任を果たすことをねらいとして、「行政評価システム」を導入し、事業の実施結果を計画に基づいて評価し、改善にむすびつける取組みを進めてきました。厳しい財政状況の中にあっても、県政運営の改善に役立つ新しい行政評価の仕組みづくりと、評価作業の効率化・スリム化を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、また計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 平成 19 年度 | | 平成 23 年度 |
|---------------------------|----------|---|----------|
| 行政評価の結果を事業の改善に反映した事務事業の割合 | 73.5% |  | 100% |

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の実現のためには、事業の成果を検証し評価した結果を事業の改善に反映させる PDCA サイクルによるマネジメントを実践することが基本となることから、この指標を設定しました。すべての事務事業で実施することを目指します。

